

令和 7 年第 1 回定例会

草津町議会定例会会議録

自 令和 7 年 3 月 3 日
至 令和 7 年 3 月 11 日

草 津 町 議 会

令和七年第一回〔三月〕定例会

草津町議会議録

令和七年第一回〔三月〕定例会

草津町議会議録

令和七年第一回〔三月〕定例会

草津町議会議録

令和7年第1回草津町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号（3月3日）

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員指名	5
○会期決定	5
○町長行政報告	5
○議長議会報告	10
○令和7年度施政方針説明	11
○議案第1号～議案第35号の一括上程、説明	24
○総括質問	53
○議案第35号の質疑、討論、採決	60
○議案第1号～議案第34号の委員会付託	61
○発議第1号の上程、質疑、討論、採決	62
○発議第2号の上程、質疑、討論、採決	63
○発議第3号の上程、質疑、討論、採決	64
○請願及び陳情書の上程、委員会付託	66
○議事予定の決定	66
○散会の宣告	67

第 2 号（3月11日）

○議事日程	6 9
○会議に付した事件	7 0
○出席議員	7 0
○欠席議員	7 0
○説明のため出席した者	7 0
○事務局職員出席者	7 1
○開議の宣告	7 2
○議事日程の報告	7 2
○付託議案にかかる委員長報告	7 2
○議案第 1 号及び議案第 2 号の一括質疑、討論、採決	8 8
○議案第 3 号及び議案第 4 号の一括質疑、討論、採決	8 8
○議案第 5 号及び議案第 6 号の一括質疑、討論、採決	8 9
○議案第 7 号及び議案第 8 号の一括質疑、討論、採決	9 0
○議案第 9 号及び議案第 1 0 号の一括質疑、討論、採決	9 0
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	9 1
○議案第 1 2 号～議案第 1 4 号の一括質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第 1 5 号及び議案第 1 6 号の一括質疑、討論、採決	1 0 6
○議案第 1 7 号及び議案第 1 8 号の一括質疑、討論、採決	1 0 6
○議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	1 1 5
○議案第 2 0 号及び議案第 2 1 号の一括質疑、討論、採決	1 1 8
○議案第 2 2 号及び議案第 2 3 号の一括質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第 2 4 号及び議案第 2 5 号の一括質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第 2 6 号～議案第 3 1 号の一括質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	1 2 1
○議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	1 2 2
○陳情書に係る委員長報告	1 2 3
○追加議案の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
○議員派遣の件	1 2 7
○付託議案外にかかる委員長報告	1 2 7

○一般質問	1 3 0
9 番 湯 本 晃 久 君	1 3 0
7 番 金 丸 勝 利 君	1 3 4
3 番 有 坂 太 宏 君	1 4 0
2 番 安 齋 努 君	1 4 3
○閉議及び閉会の宣告	1 4 6
○署名議員	1 5 1

草津町告示第16号

第1回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月25日

草津町長 黒 岩 信 忠

記

1、日 時 令和7年3月3日 午前10時

2、場 所 草津町役場

3、議 題

議案第 1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 2号 草津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 草津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 4号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 草津町学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 草津町健康増進センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 草津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 草津町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 御座之湯の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 10 号 草津町索道旅客運送条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 令和 7 年度草津町一般会計予算
- 議案第 12 号 令和 7 年度草津町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 13 号 令和 7 年度草津町介護保険特別会計予算
- 議案第 14 号 令和 7 年度草津町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 15 号 令和 7 年度草津町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 16 号 令和 7 年度草津町水道事業会計予算
- 議案第 17 号 令和 7 年度草津町温泉温水供給事業会計予算
- 議案第 18 号 令和 7 年度草津町千客万来事業会計予算
- 議案第 19 号 令和 6 年度草津町一般会計補正予算（第 7 次）
- 議案第 20 号 令和 6 年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）
- 議案第 21 号 令和 6 年度草津町介護保険特別会計補正予算（第 4 次）
- 議案第 22 号 令和 6 年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 次）
- 議案第 23 号 令和 6 年度草津町水道事業会計補正予算（第 3 次）
- 議案第 24 号 令和 6 年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第 2 次）
- 議案第 25 号 令和 6 年度草津町千客万来事業会計補正予算（第 5 次）
- 議案第 26 号 指定管理者の指定について
- 議案第 27 号 指定管理者の指定について
- 議案第 28 号 指定管理者の指定について
- 議案第 29 号 指定管理者の指定について
- 議案第 30 号 指定管理者の指定について
- 議案第 31 号 指定管理者の指定について
- 議案第 32 号 工事請負契約事項の変更について
- 議案第 33 号 草津町奨学資金貸与に係る債権の放棄について
- 議案第 34 号 温泉引用者移転許可について
- 議案第 35 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 発議第 1 号 草津町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第 2 号 草津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第 3 号 草津町議会会議規則の一部を改正する規則について

令和 7 年 3 月 3 日（月曜日）

（ 第 1 号 ）

令和7年第1回草津町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和7年3月3日（月曜日）午前9時59分開会

第 1 開 議

第 2 議事日程の報告

第 3 会議録署名議員指名

第 4 会期決定

第 5 町長行政報告

第 6 議長議会報告

第 7 令和7年度施政方針説明

第 8 議案上程

議案第1号から議案第35号

第 9 総括質問（当初予算議案にかかる）

第10 議案第35号 質疑・討論・採決

第11 議案第1号から議案第34号 委員会付託（別紙付託案）

第12 発議第1号上程 質疑・討論・採決

第13 発議第2号上程 質疑・討論・採決

第14 発議第3号上程 質疑・討論・採決

第15 請願・陳情書上程 委員会付託（別紙請願及び陳情等文書表）

第16 議事予定の決定（別紙案）

第17 閉 議（散会）

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番 直 井 新 吾 君

2 番 安 齋 努 君

3 番 有 坂 太 宏 君

4 番 市 川 祥 史 君

5 番 安 井 尚 弘 君
 7 番 金 丸 勝 利 君
 9 番 湯 本 晃 久 君
 1 1 番 宮 崎 謹 一 君

6 番 小 林 純 一 君
 8 番 上 坂 国 由 君
 1 0 番 黒 岩 卓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 黒 岩 信 忠 君
 教 育 長 富 澤 勝 一 君
 企画創造課長 田 中 浩 君
 住 民 課 長 堀 田 高 史 君
 健康推進課長 和 田 修 君
 土 木 課 長 佐 藤 俊 之 君
 会 計 管 理 者 一 場 礼 子 君
 こどもみらい課長 高 井 洋 一 君
 教 育 委 員 会 長 白 鳥 正 和 君
 事 務 局 長
 温 泉 課 長 関 亘 君
 総 務 課 主 査 今 平 一 真 君

副 町 長 福 田 隆 次 君
 愛 町 部 長 川 島 和 武 君
 総 務 課 長 石 坂 恒 久 君
 税 務 課 長 熊 川 一 記 君
 観 光 課 長 宮 崎 健 司 君
 福 祉 課 長 越前谷 学 君
 生活環境課長 宮 崎 雄 一 君
 上下水道課長 岡 田 薫 君
 ベルツこども園長 橋 爪 保 君
 総 務 課 主 査 清 水 聡 之 君
 生 活 環 境 課 長 山 口 英 喜 君
 係

事務局職員出席者

議会事務局長 萩 原 健 司

議 会 書 記 新 田 美 幸

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和7年第1回草津町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定によりまして定足数に達しておりますから、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名します。

2番、安齋努議員、9番、湯本晃久議員の両議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りします。会期につきましては、2月20日に開催されました議会運営委員会で協議した結果、本日から12日までの10日間とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては、本日より12日までの10日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から行政報告を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、行政報告をさせていただきますが、議員の中で上坂議員のほうから、町長の行政報告は長く書き取れないんで、できたら事前配付をしてほしいという要請がありましたので、事前にお手元に配付してあります。このとおり読むかどうかは分か

りませんけれども、ご了解をお願いしたいと思います。

まず1つ、12月7日、歌舞伎俳優の市川團十郎さんによる特別公演が草津町湯畑の湯路広場において開催され、主催の群馬県から招待を受け観覧をしました。県が目指している「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産への登録に向けたイベントであり、市川團十郎さんの温泉文化アンバサダー任命式や山本一太知事との対談、そして歌舞伎舞踊などが披露されました。

12月8日、吾妻郡家庭婦人バレーボール大会が総合体育館で開催され、開会式において選手たちに激励の挨拶を行いました。

12月9日、草津小学校開校150周年を記念して町で校旗を新調し、小学校の校長に重量感のある全刺しゅうの校旗を授与してまいりました。

次、令和5年1月に町営滝尻原墓苑元利用者が草津町を被告として墓地使用許可取消処分 of 取消しを求めた訴訟は、令和6年11月、東京高等裁判所において控訴棄却の判決言渡しがあり、結審となりました。

12月11日、草津町遭難救助隊の総会が開かれ、出席し挨拶をしてまいりました。会議では冬期シーズンに合わせたスキー場におけるパトロール方法の確認など、関係機関との連携を図りました。

12月12日、草津中学校の3年生を対象に中学生議会が開催されました。生徒からは、小・中学校のエアコン設置や高校への通学補助等について要望があったほか、中学生でも参加できる福祉ボランティアがあるかといった愛郷心に満ちた質問がなされ、町長として答弁をいたしました。草津町の将来を担う中学生にとって、議会の仕組みや役割などを学ぶ貴重な機会になったものと思います。

次に、12月13日、草津温泉スキー場において今シーズンにおける安全祈願式典が執り行われ、出席し挨拶を述べました。

次に、冬季間の渇水を見越して、12月13日までに長笹川から臨時取水を開始いたしました。この臨時取水に加え、町内の漏水修理を履行した結果、貯水池において日量3,600立米の余剰が生じたため、現状の貯水量の維持に努めながら渇水期を乗り切りたいと考えております。

12月14日から15日にかけて、群馬県主催による湯けむりフォーラムが盛大に開催され、14日の夕方にはホテルヴィレッジの会場において、177名のレセプション参加者にウェルカムスピーチを行ってまいりました。

次に、12月16日から18日の3日間、宮崎議長並びに業界3団体の代表らと表敬訪問を行いました。16日は、県内のNHK前橋放送局、上毛新聞社、JR東日本高崎支社を訪問し、17

日から18日にかけては、東京の観光経済新聞社、楽天トラベル、JTB、近畿日本ツーリスト、リクルートじゃらん、日本旅行、東武トップツアーズなどを表敬訪問し、現在建設中である天狗山レストハウスの持続可能な取組として、夏は豊富な水道を活用した冷房、冬は温泉熱を活用した暖房を計画していることや、バスターミナル改修工事の進捗状況などを説明したほか、観光について意見交換を行うとともに、草津温泉に対するさらなる支援と協力をお願いしてまいりました。

12月19日、草津しんきん会の総会がホテル高松で開催され、出席し挨拶をしてまいりました。

12月20日、ベルツこども園の発表会が音楽の森コンサートホールにて行われ、出席し挨拶をしてまいりました。保護者の皆さんをはじめ多くの方々に観覧いただき、園児たちの元気な発表を拝見することができました。

同日（12月20日）、草津町区長会の定例会が開催され、挨拶をしてまいりました。

12月23日、群馬県庁に出向き、津久井副知事をはじめ各部局へ暮れの挨拶を行ったほか、中之条土木事務所や長野原警察署など、関係機関への挨拶回りを行ってまいりました。

12月24日、J2ザスパ群馬で現役を引退した細貝萌さんが来庁され、4月から社長兼GMへ就任する旨の報告がありました。

12月24日、共同通信社から公判に係る取材を受けました。

12月26日、吾妻郡消防協会との共催で、草津町消防団の歳末夜警に伴う激励を役場大会議室において行いました。町民及び訪れるお客様の安全と安心のため、日夜努力いただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

1月6日、令和7年草津町賀詞交歓会を役場大会議室において開催し、約70名の関係者に参加をいただきました。また、賀詞交歓会の席上において草津町自治功労者表彰式を執り行い、出席いただいた受賞者の皆様方に表彰状と記念品の贈呈を行いました。

同日（1月6日）、栗生楽泉園において、園内放送形式により、入所者の皆さんに向けて新年の挨拶をしてまいりました。この中で、今度、草津町が園と地続きの立場になったものですから、重監房の進入路について入所者の皆さんから大変大きな陳情をいただいておりますが、それが解決する見込みとなっている旨を館内放送で行いましたら、入所者の皆さんは大変喜んでおられました。

1月8日、令和7年群馬県議会新春交流会が群馬県庁の県民ホールにおいて開催され、出席をしてまいりました。本県関係の国会議員や県議会議員、市町村長並びに市町村議会議員

など約240名の参加でにぎわいました。

また、同日、上毛新聞社主催の新年交歓会がグリーンドーム前橋において開催され、出席し、各界の皆さんと挨拶を交わしてまいりました。

同日（1月8日）、吾妻郡町村会及び町村議会議長会の令和7年賀詞交歓会が中之条町のバイテック文化ホールにおいて開催され、出席してまいりました。

1月9日、草津町消防団出初式が総合体育館において開催され、激励の挨拶をしてまいりました。多くの関係者の方々にご参加をいただき、無事に実施することができました。

1月10日、衆議院の小渕議員が来庁され、町長室において宮崎議長と共に懇談を行いました。

1月15日、元議員の刑事事件に係る第3回公判があり、前橋地検に出向き対応してまいりました。

1月15日、観光経済新聞主催の第38回につぼんの温泉100選において草津温泉が22年連続1位に輝き、認定証が授与されました。初めて公務が重なったため出席ができず、代理出席をさせたものであります。

1月16日、令和7年の長野原警察署初点検が長野原町役場において開催され、祝辞を述べてまいりました。

1月20日、100歳を迎えられた大塚数正さんを慶祝訪問してお祝いの挨拶を行ってまいりました。

1月23日、草津温泉スキー場において本白根山噴火災害7年追悼式を主催し、2018年の噴火によって貴い命を失われました陸上自衛隊、伊澤隆之3等陸尉とご遺族に対して、相馬原駐屯地第12ヘリコプター隊本部付隊長ほか14名の参加の下、町長として追悼の言葉を申し上げるとともに、ご冥福をお祈りしてまいりました。

1月23日から1月25日までの3日間、第56回葉山町親善スキー学校が行われ、総勢70名の葉山町民が来草されました。2日目にはレセプションが行われ、議会、町関係者、スポーツ協会の皆様と共に懇親を深めてまいりました。

1月27日、群馬銀行草津支店長ほか北毛地区統括役員が来庁され、会談を行いました。

1月28日、草津温泉婦人会新年会がホテルヴィレッジで開催され、出席し挨拶をしてまいりました。

1月30日、国土交通省品木ダム水質管理所長が来庁され、新年度に向けた国庫交付金の説明などを受けました。

1月30日、上信越高原国立公園中部地域協議会設立総会が開催され、当地区に立地する自治体8町村が参加し、「自治体の枠を超えて連携することで国立公園の魅力を高める」ことを目的とした新たな協議会を設立し、当町も構成員の一員となりました。

2月6日、国土交通省関東地方整備局による第3回広域自治体連携ミーティングが東京都で開催され、出席をしてみいました。関東地区の区市町村から26名の首長が参加し、大規模な水害が発生した場合の広域連携に取り組む共同宣言を行ったものであります。

2月11日、衆議院議員の赤羽一義議員並びに福重隆宏議員が表敬訪問のため来草され、草津温泉スキー場において、宮崎議長と旅館組合理事長を含め意見交換を行いました。その後、場所を移し、湯畑や裏草津地蔵を散策しながら、まちづくりについて説明を行いました。

2月12日、衆議院予算委員会地方公聴会が群馬県高崎市で開催され、令和7年度における国の予算審査のための意見陳述者として選任されたことから出席し、草津町長として、国の地方創生の分野や地方自治体として進めるまちづくりに関しての意見を述べてまいりました。

当日は、各政党からの代表となる国会議員約20名が派遣され、同行者は、財務省主計局主計官などのそうそうたるメンバーが出席しました。私を含め、群馬県知事、太田市長、館林市長の4名が選任され、それぞれの意見を陳述し、その後、代表となる国会議員からの質疑応答があり、約3時間の会議でありましたが、意見を交換してまいりました。

同日（2月12日）、吾妻振興局による令和7年度の群馬県の施策及び予算説明会が開催され、副町長ほか課長数名を代理出席させました。

2月13日、草津町総合教育会議を開催し、第3期教育振興基本計画（案）が審議会を経て承認されたため、当計画をもって教育大綱に代えることが決定いたしました。

2月14日、渋川・吾妻在来線活性化協議会による東日本旅客鉄道株式会社高崎支社への要望活動に参加し、JR吾妻線の全駅にSuicaの改札機を設置することや、特急草津・四万の川原湯温泉駅への停車及び万座・鹿沢口駅への乗り入れ再開の検討、また、東京方面から直通で渋川駅に乗り入れる普通列車の運行検討などを要望してまいりました。

2月18日、群馬県町村会の定期総会が前橋市で開かれ、出席をしてみいました。

同日（2月18日）、町村会総会の終了後、利根沼田地域の5市町村と吾妻地域6町村との一般廃棄物（ごみ、し尿）処理の相互支援に関する包括協定締結式が行われました。この協定は、地震や台風等の災害及び処理施設の故障や事故等の緊急時において地域間の相互支援を構築し、両地域の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を目的としております。

次に、2月20日、都市計画審議会を開催し、都市計画道路に当たる新田天狗山線の変更や

上新田滝尻原線及びターミナル新田線の廃止のほか、都市計画マスタープラン（案）について議案審議され、全て承認となりました。

2月20日、草津白根観光ホテル櫻井において、宿泊関連企業「さくらの会」に対して、「草津温泉百年の計」と題してまちづくりの講演を行ってまいりました。

次に、物価高対策として町民皆様の生活を支援するため、1月17日に開始をした第7回草津町くらし応援商品券事業につきましては、2月26日の時点で対象者6,055人に対して交付数が5,667人、交付率は93.6%となりましたので、報告をいたします。

2月27日、吾妻広域町村圏振興整備組合の理事会及び定例会、吾妻環境施設組合定例会が中之条役場において開催され、それぞれの会議において、令和7年度当初予算（案）や令和6年度の補正予算（案）などの議案審議をしてまいりました。

2月28日、長野原警察署からの依頼を受け、長野原署の警察官を対象としたまちづくりの講演の講師を務めてまいりました。

3月3日、草津町遭難救助隊と草津町消防団との合同雪上訓練が草津温泉スキー場で開かれ、開会式に出席し挨拶をしてまいりました。

以上、行政報告といたします。

◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、私のほうから議会関係の報告を申し上げます。

報告につきまして、先ほど町長から冒頭ございましたように、時間の節約というか、ダブってしまうことがある部分については、簡単に申し述べさせていただきます。

12月7日、市川團十郎さんが草津町の湯畑で特別公演をなされました。これにつきましては、大変寒い中でしたが皆さん熱心に鑑賞され、今後の温泉文化の発展ということで、團十郎さんが温泉文化アンバサダーに任命ということでございます。

続きまして、草津小学校の校旗新調授与式に出席をしてまいりました。

草津中学校中学生議会が、12月12日、生徒25人により当会議室で行われました。中学生の皆さん方になかなか通じていない面があったというふうに思いますが、草津町の学生に対する思いやりが通じたというふうに思っております。

続きまして、12月13日、草津温泉スキー場安全祈願祭が行われました。

12月14日、15日の2日間にわたり、群馬県主催の湯けむりフォーラムが草津音楽の森コンサートホールで行われ、出席をいたしました。

12月16日から12月18日につきましては、毎年行われておりますトップセールスがありまして、参加してまいりました。

12月23日、社会福祉法人にしあがつま福祉会評議委員会が開催され、副議長が出席されております。

1月6日、令和7年草津町賀詞交歓会が当庁舎で行われ、皆さんと共に出席をいたしました。

続きまして、1月8日、群馬県議会新春交流会、上毛新聞新春の集い、続いて吾妻郡町村議会賀詞交歓会が行われ、出席をしてまいりました。

草津町消防団出初式が1月9日に開催され、議員の皆さんと共に出席をしてまいりました。

続いて、1月10日、小淵優子議員が来庁され、町長室で懇談をいたしました。

続きまして、1月16日、令和7年度長野原警察署初点検が行われ、出席をしてまいりました。

続きまして、1月24日、草津町議会スキー場視察が葉山町スキー学校の歓迎レセプションの前に天狗山で行われ、続いてレセプションに出席をしてまいりました。

国会議員の表敬訪問がありまして、2月11日、衆議院議員の赤羽一義議員、福重隆宏議員が草津へおいでになり、町長と共に懇談をいたしました。

2月13日、令和6年度町村議会広報クリニックがありまして、広報委員の直井議員、小林議員、有坂議員、市川議員の4名が出席されました。

続いて、2月14日、群馬県町村議会議長会定例総会が前橋市で行われ、出席をして、議会議長4年以上ということで在籍者表彰を受けてまいりました。

続いて、2月27日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会定例会が行われ、出席をしてまいりました。

そして本日、草津町遭難救助隊・草津町消防団合同雪上訓練が行われ、出席をしてまいりました。あいにくの天気でしたが、団員の皆さんは非常に元気に訓練をされておりました。

以上であります。

◎令和7年度施政方針説明

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、町長から令和7年度施政方針説明をお願いします。

町長、お願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、令和7年度の草津町施政方針説明を町長として行いたいと思います。

初めに、大変多くの町民の皆さんから厳粛な信託と温かいご支援を受け、平成22年1月に町長に就任して以来、ただひたすらにこの15年間、草津町の発展と町民を支えるため、全身全霊を捧げ町政運営に取り組んでまいりました。新年度を迎えるに当たり一層気を引き締め、次世代に誇れる100年先を見据えた付加価値の高いまちづくりに邁進する所存であります。

令和7年度第1回草津町議会定例会の開催に当たり、令和7年度の町政における草津町の施策方針の一端について説明を申し上げるとともに、町議会議員の皆様をはじめ町民の皆様の行政運営へのご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

草津町の財政状況について。

私は、草津町の活性化と発展の道は経済の再生にあると考え、行政運営にビジネス手法を取り入れ、真に必要な進めるべき施策については、大胆に投資するという方針で主要施策を推進してまいりました。

この15年間における投資的経費、福祉施策、観光施策など、政策的に推し進めてきたいわゆる主要事業総経費は、総額で268億円にも上ります。毎年議会や委員会において、町の全会計を合わせた形の中で財政状況について説明しておりますように、私が町長に就任した平成22年度には約58億あった町の借金となる起債借入額を、14年たった現在では46億円まで減少させ、逆に町の資金となる基金や企業会計の残高合計については、28億であったものを85億円まで増加させることができました。つまり、借金を12億減らし預金を57億増やしたということであり、そして、この間に投資してきた金額は268億に上るというものであります。

次に、衆議院予算委員会地方公聴会に出席をしてまいりましたが、2月12日に、国における令和7年度予算の審査のため、衆議院予算委員会公聴会が群馬県で初めて開催され、4名の公聴人のうち、その1人に私が選任されたため、草津町長として主に地方創生に係る意見を述べてまいりました。

持続可能なまちづくりを行う視点において、私は、国に対して、観光立町である草津をはじめとした地方自治体として地方の活性化を図るために、持続性のある地方創生に係る国からの支援が必要であると意見を述べてまいりました。

また、草津町の取組の一例として、地方創生に係る交付金の活用状況と効果を紹介してまいりました。地域が一体となって取り組んだ高付加価値事業では、直近4か年までで115件、約28億2,000万円の補助金を受けており、民間が行う街なみ環境整備事業においても、直近

4 か年で177件、9 億3,000万の補助を受けています。さらに、町が行った社会資本整備交付金事業においては、私の町長就任時の平成22年度から、これまでの事業費総額40億円に対して11億円もの補助金の交付を受けてきたものであります。

そして、先ほども申し上げましたように、これを国交大臣として担当してきたのが、特に高付加価値の問題では赤羽元国交大臣でありまして、今度は予算委員会のメンバーになっておりまして、事前に私とも協議をして、大臣のほうからいろいろと事前に打合せをして、私のほうからは公聴会で高付加価値の事業は非常に効果のあったものだということを申し上げましたら、大臣から、人を通じて、本当にああいう発言をしてくれてありがとうございますというお礼の電話が来たものであります。

こうした国における地方の支援は欠かせないものであり、官民が一体となって観光地及び観光産業の活性化を図っていくことが地方創生に欠かせない要素であることを伝えてまいりました。

次に、これまでの課題の取組状況について。

入り込み客数の推移であります。年度途中でありますけれども、観光入り込み客の観点で申し上げますと、令和5年度に370万を突破し、過去最多となりましたが、令和6年度はこれをさらに大きく超える見込みとなっており、最大目標値として年間400万人の入りに近づくような勢いで推移しております。

振り返りますと、町長に就任してからこれまでの15年間の道のりは決して平坦なものではなく、幾多の苦難や困難が立ちはだかりました。

例えば数年にも及ぶ対応となった新型コロナウイルス感染症の影響は非常に大きく、町民経済のダメージ対策として数々の経済支援策を措置いたしました。同時に、町民の健康のための予防策として、児童・生徒の学びの保障対策を含め、どの自治体よりもスピード感を持って様々な支援を講じてまいりました。

また、全国的な事例と同様、自然災害への対応は、予断を許さない緊張感を持った対応の連続でありました。台風や猛暑、集中豪雨や雪害など、幾多の緊急対応がありました。特に草津白根山の対策は、自治体の長として常に判断と決断の連続であり、その中でも、3000年に一度と言われた本白根山の噴火にあつては、貴い命が失われるなど決して忘れてはならない出来事であり、危機感や安全対策について今後も決して緩めることはありません。

このほかにも、一昨年には万代鉱源泉における湯量減衰の問題が発生し、危機感を強く抱いた時期がありましたが、官民が一体となってこの改善を実現させ、将来に向けて一定の安

定感を持つことができる状態となりました。

これら数々の困難や課題に対して、私は、町長として常に最前線に立って陣頭指揮を執り、正面から向き合い、町の今と未来のためにまさに身を粉にして町政運営を進めてきたつもりでございます。

次に、ふるさと納税の推移。

予算の根幹をなす歳入面では、新たな魅力創出において入り込み客数が増加し、入湯税など町税における税収が着実に伸びているほか、全国の多くの方々から草津町にご寄附を頂く形で応援していただいておりますふるさと納税につきまして、令和6年度においては、2月中旬段階において10億を超え、年度末には11億に達する見込みとなっております。このことに対しても、全国の皆様にこの場を借りて心からお礼を申し上げたいと思います。

このように、これまでの観光施策の効果によって各種の歳入が堅調な伸びを見せていることが草津町の強みであります。引き続き魅力創出を常に考え、進化する町づくりに邁進していきたいと思っております。

これまで進めてきた主要施策の概要、私が町長に就任以降に進めてきた施策について、時系列に少し振り返ってみたいと思います。

まず、草津町の再生と飛躍のロードマップの一步目として、草津温泉のシンボルである湯畑の再整備を行いました。まさにこの取組が、100年先を見据えた付加価値の高いまちづくりのスタートでありました。

次に、御座之湯、熱乃湯、そして湯路広場など、各時代の趣を尊重した景色づくりを進め、加えて西の河原公園の再整備を実施しながら、令和2年度には裏草津地蔵も完成させ、併せて町内各所へ手洗乃湯や顔湯等の設置を進めてまいりました。

そして、令和4年には、9年の構想をかけて一步ずつ進めてまいりました立体交差及び温泉門事業を実現させることができ、長年の懸案事項であった草津温泉入り口での渋滞緩和にもつながった上に、草津温泉のシンボルである湯畑のサテライトとしての温泉門は、新たな名所となって人気を博しております。

加えて、草津温泉スキー場においても、通年型山岳リゾートへの変貌を目指し、今や定番の人気アトラクションとなったバンジップテングなどのほか、令和5年度に新たにパルスゴンドラ天狗を稼働させ、同時に天狗山ゲレンデ山頂から温泉街を見渡すことができるガラス張りで斬新なデザインの展望レストラン「クリスタル天」についてもオープンをさせました。このエリアについては、さらなる進化を目指し、現在、天狗山レストハウスの新築に着手し

ているものであります。これに関連する観光公社の業績は、大変順調に、今、推移をしているものであります。

さらに、昨年から中央通りの再活性化事業として道路整備や植栽を含めた事業を進め、色彩の陵と名づけた新たな癒やしの空間を完成させました。これと併せて、町の玄関である草津温泉バスターミナルの再整備として修景事業やエレベーターの設置工事を進めており、さらに魅力あるまちづくりを創出していく計画であります。

このように、歩みを止めることなく常に進化することを目指してきた取組が、国内でも類を見ない速さで経済の復興を見据えることにつながったものと受け止めております。

政策の評価について。

これまで述べたように、着実に進めた各種の観光施策における取組は、おかげさまで形として評価され、今回の観光経済新聞社主催、にっぽんの温泉100選22年連続1位に選出される快挙を成し遂げることができました。また、今回のじゃらん人気温泉地ランキング2025では、「もう一度行ってみたい」温泉地において絶対王者の箱根を抜き、草津温泉が2年連続1位という大変高い評価をいただきました。

今や全国の観光地のトップランカーに位置づけられる町となりましたが、このことはまさに草津町の底力を示すものであり、全国の方々や関係者から毎年高い評価をいただいておりますのも、この町に暮らして働いている皆様のお力添えによるものであると改めて心から御礼を申し上げますの次第でございます。

次に、草津町が抱える諸問題について。

冒頭申し上げましたように、各種の財政指標が良好である一方で、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、93.5%と依然として高い水準で推移しており、当町における財政構造の硬直化については、継続して課題となっております。

また、留意している点としては、あらゆる公共施設の老朽化が進んでいるということであり、公会計制度に基づく当町の公共施設全体での老朽化率は73.2%と、類似する市町村と比較した場合、非常に高い率となっており、今後のインフラ整備の維持管理や修繕費については、潜在的な将来負担となっております。特に下水道処理場の再構築や上水道の維持管理、さらにはクリーンセンターの維持・補修に毎年多額の費用を投じており、今後、広域連携で新設予定の吾妻郡ごみ処理施設について、一層の財政負担を強いられることが既に見込まれております。

さらに、管内小・中学校の校舎においても、建設から45年以上がたち、新校舎建設につい

での検討が開始されており、今後多大なコストを要することが見込まれ、このほかにも、役場庁舎などをはじめ、昭和後半、あるいは平成初期に建設された多くの公共施設の老朽化問題が顕在化していることについても、課題として捉える必要があります。

同時に、老朽化への対応に関しては大きな財源を要することとなるため、各種の公共施設の使用料や手数料値上げに関する検討も進めていかなければなりません。

また、入り込み客数が順調に伸びている実態を見たとき、草津温泉における集客のキャパシティを考慮した際、今後、お客様の受入れ面においては、インフラ面やごみ処理分野などにおいてオーバーフローを起こしてしまう懸念があり、今後の誘客対策については、この点についても研究していきたいと考えております。

町政運営における決意について。

令和7年度における施政方針の決意を述べます。

私が町長就任当時、冷え込んでいた町内経済を立て直す使命が課せられておりました。科学と感性という自身が持っている強みを生かし、施策の決断をするときには、第一にサイエンス、第二にコンプライアンス、第三にビジネスという優先事項を的確に順序立てることによって各種の事業を着実に推進してまいりました。そして、綿密な経営戦略の下、強い財政基盤の構築を実現させてまいりました。

福祉施策について。

観光施策のこれまでの政策評価については振り返りの中で示させていただきましたが、福祉施策における成果の一例を述べます。

コロナ禍を踏まえて、草津町では、町民の皆様の生活を支えるべく、町民1人当たり1万円の草津町くらし応援商品券事業をこれまで6回実施してまいりましたが、現在、7回目としてこの事業が進んでいるところであります。物価高の波がいまだに収束を見せず、町民の皆様のご生活支援と町内事業所の景気、経済の後押しをしてきたもので、他の町村にはない手厚い事業で、財政基盤の強い草津町だからこそできる生活支援の事業であります。

このほかにも、福祉施策の充実として、令和2年度から独自に開始したひとり暮らしの高齢者配食事業につきましては、新年度においても継続いたします。また、コロナ禍に措置した高齢者サロンに係る経費についても継続措置をいたします。この予算のほか、令和6年度には各区民館の机や椅子の更新を開始しましたが、町民が元気に笑顔で過ごせるように、今後も高齢者に対する福祉事業については重点化をしてまいります。

子育て施策について。

そして、子育て支援に関しても、令和6年度からゼロ歳から18歳までの切れ目のない支援を展開しておりますが、この事業の強化として、既に実施している高校生の就学費補助について、令和5年度まで4万円であった補助額を令和6年度に5万円に引き上げたばかりであります。新年度からさらに1万円引き上げ年額6万円として、草津町の子供たちの学びをサポートしたいと思います。このことは、昨年、中学生議会がされた中で、草津中学校の生徒から要望があった通学費支援の強化を図るものであります。今後も、未来を担う子供たちの声にも耳を傾けていきたいと思っております。

また、こども園と小学校の給食費の完全無償化及び学童保育の完全無償化、園児の保育料の全ての無償化を新年度も継続実施するとともに、児童・生徒のGIGAスクール事業に係るタブレット更新事業を措置しました。このことに加え、母子保健事業の充実として、産後ケア事業や妊婦のための支援給付交付金国庫補助事業を拡大展開するなど、草津町だからこその切れ目のない横断的な子育て支援を継続して進めてまいります。

さらに、幼児個別相談や教育相談事業などを開設し、育ちと学びを支えるネットワーク事業を強化しつつ、令和7年度中には、草津町こども家庭センターの設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、サステナブル事業。

草津町の資源の新たな活用ということで、私は、草津町に完成はなく、常に進化を遂げながら歩み続ける町でありたいと考えております。令和7年度においては、サステナブル分野の促進を目指し、2つの事業を展開したいと思います。

1つは、我が町が持つ特有の技術力である温泉熱を活かした暖房や融雪などの熱交換システムの仕組みを夏場の冷房システムに活かす取組を開始します。

具体的には、夏季における余剰とされる水道水を生かした熱交換システムによる冷房を中学校などの公共施設で活用しようとするものであります。温泉に水、まさに当町が保有する自然エネルギーそのものを用いたサステナブルな事業であり、他の自治体ではできない持続可能な施策を展開すべく、事業を進めていく計画であります。

同時に、昨年末に群馬県知事戦略部局から、温泉熱から切り拓くサステナブルな地域未来の実現構想事業として温泉熱の発電活用が提案され、この事業について、私はチャレンジしたいと考えております。地熱発電については断固反対する意思に何ら変わりはありませんが、この取組は、温泉熱の廃熱を利用し掘削をしない、掘削湯量を増やさない、湯温を下げないことから、自然に影響を与えず新たなエネルギーを生み出そうとするものであり、高温泉で

ある草津温泉でなければできないサステナブル事業として、新年度より群馬県と共同で取り組む調査費の計上をしてまいりました。

次に、インフラ事業。

新たなものに光を当てるということで、さらに、町民生活を支えるインフラ事業の新たな展開として、新年度より、これまで重点化されにくかった町道に焦点を当てた整備を進めてまいります。

具体的には、従来の町内の道路の維持管理につきましては、舗装の傷んでいる部分のみの補修、または既存舗装の上にアスファルト舗装をかけるオーバーレイ工法による補修を実施してまいりましたが、今後は、道路下の埋設配管の更新工事に合わせて、凍結深度まで路盤材の入替えを行う道路改良事業を実施し、標高の高い草津町が抱える道路表面の凍み上がりの問題などに年次計画で着手し、道路の寿命を伸ばそうとするものであります。

加えて、魅力創出事業の展開としては、現在、湯畑から滝下通りの修景整備の基本構想を立てる事業を開始しましたが、令和7年度から、中央通りの路面改良を含めた再整備事業を湯畑まで延伸する実施設計の費用を計上いたしました。

次に、安全・安心対策事業。

また、町民の皆様、そして訪れるお客様の安全・安心を守るための施設管理につきまして、町営住宅の屋根改修や除雪対策のほか、消防ポンプの更新、災害トイレや飲料水などの備蓄の準備、さらには群馬県と協調して行う防災通信網整備の負担計上をするなど、危機管理対策の強化についても重点的に努めてまいります。

結びに、この施政方針に基づき編成した令和7年度における草津町8会計の当初予算の総額は、実に85億4,800万円となり、前年比108.5%、約6億7,000万の増として積極的な予算編成を行いました。特に一般会計に関しては56億6,300万円を措置し、前年度対比では112.2%の増となり、当初予算ベースとしては過去最大額となっております。今後も、強い財政基盤を土台として福祉と観光の両輪をバランスよく機能させながら、100年先を見据えて次世代へつなぐため進化し、歩み続けるまちづくりを一丸となって進めてまいりたいと思います。

以上、令和7年第1回定例会の開催に当たり、施政方針の表明とさせていただきます。

なお、この後、皆さんにお配りはしておりませんが、今読み上げたものは、うちの優秀な事務方が書いてくれたものでありますが、町長として非常に懸念を持っている事項について、町長の方針をここで述べさせていただきたいと思います。

その問題は、今、業界の中で取り沙汰されております草津のスキー場から横手山にゴンドラをかける構想があるわけでありますが、話としてしているうちは結構でしょうけれども、これを実際に政治家に陳情して具体的に動かそうとするようなことがあること、また過日、2月ですけれども、私と議長が商工会、それから旅館組合の青年部の新年会に出席したとき、特に旅館組合の青年部のほうから、なぜ議会はゴンドラをかけることに反対するんだというやり取りがありまして、私のほうからも間に入っていさめたものでありますけれども、大変草津町として大きな危機感を持っているものであります。

なぜこれが駄目かということは、この後、全協が議長の配慮で開かれるわけですが、そこで細かく申し上げますけれども、過去のことを学べば、歴史を一回学んでみれば、なぜ駄目かということが分かるわけであります。

言いたくありませんけれども、私が就任したときは最大の借金を抱えていたものであります。それを返済しながら、福祉、教育の施策を行ってきたものであります。

具体的に言いますと、音楽の森コンサートホールは23億の借財があり、それを私が引き継いだものでありまして、この事業は音楽の森株式会社が事業主体で、これは第三セクターでありましたが、マンションを造り、その販売益でコンサートホールを造るという発想だったんですけれども、当初から矛盾だらけだということで、私も議員でかみついていたんですけれども、このマンション計画が頓挫して、結局、造ったコンサートホールのみを草津町が引き取ったというものであります。その総額が28億円でありました。

もし最初からコンサートホールを造ろうという発想をしたならば、補助金及び交付税算入等が見込まれ、負担率は33.5%、7億5,000万円の事業費で済んだということであります。ですから、判断一つ間違うと大変な借金を草津町が背負うはめになるわけであります。

また、前原ハイツは、分譲マンションとして町が県住宅供給公社に依頼して建設したものでありましたが、ただの一人も希望者はいなかったということで、県の住宅供給公社が困り、草津町に責任問題になるから引き取ってほしいという形で、致し方なく町が議決を取ってそれを引き取ったものであります。当初からこれを居住型のマンションとして建設したならば、交付金等を勘案すると約50%で済んだ、つまり10億が5億で済んだということであります。

また、ベルツ温泉センターは、投資額は10億円でありましたが、売上高は6,000万円前後しかなかった。元利償還金が年7,000万あったということであり、この赤字が観光公社の経営負担に非常に大きくなっていたものであります。当然、これも就任したとき残高起

債を私が背負ったものであります。そこに耐震問題を抱える保育園の建て替え問題が浮上した中で、私が判断したのは、ベルツの湯をやめ、第一・第二保育園を統合してこども園に替えたというものであります。

次に、静可山スキー場であります。これは、株式会社白根工業が草津町に第三セクターの提案を行い、出資金についても会社が全て寄附をする、草津町には一切負担をかけないという約束でスタートしたものであります。そういう中で、292の国道から静可山につながる道路について、これも町道として認定してほしい、そのかかる経費、国からの補助を除いた実質町が負担する経費については会社が負担するという約束でスタートをしました。それが最後は完全にほごにされて、全ての経費を草津町が持ったということであります。

さらに、ここが問題なんです、経営が行き詰まると、町の当時の事業助役を社長にしてほしいとの要望が小林社長のほうからあり、時の町長がそれを受諾したものであります。私、黒岩は、スキー場委員長で監査役の立場にありましたが、断じてそれは許さない、そんなことをしたら草津町が破綻するということで何度も町長を説得して、社長を送り込むことを断念させました。

この負債総額、元金が68億、金利を含めると総負債額は106億円を抱えたものであり、当時の行政というのは、損失補償という制度がまだ残ってありました。つまり保証人の制度です。今はそういうものができなくなりましたが、もしこれを受けていたら、草津町は赤字再建団体への転落が見えていたというものであります。

さらに続きがあり、私が町長になって間もなく、群馬県のほうから産業廃棄物の担当課長が5人で町長室に来まして、第三セクターでつくったものである。県が競売をしたら電柱に上がっているトランスが27個あった。この問題については草津町の責任だから撤去しなさいという話が来たんですけれども、これは法律論の解釈で、我々は単なる株主になっただけであるという中で、私も監査役であったんですけれども、そこまで尾を引いた静可山事業でありました。

私が町長だからよかったものの、それを知らなければ、トランスの処理には大変お金がかかりますけれども、これを町が背負わなきゃならなかったということでありまして、やはり行政というのは非常に脇が甘くなる。自分のお金で何かしようとしたときは、それぞれが真剣になって考えると思いますけれども、町だからいいやさという発想がどこかにある。これを受けたら草津町は破綻していたということでもあります。

そして、私が62歳のときに初めて町長に当選しました。歴代町長でこれほど歳を取ってな

った町長はいなかったです。前町長は、60歳のときにもう退任した、52でなったということでもありますけれども。なぜ私がということなんですけれども、当時の草津温泉は客が少なく、各事業所は大変経営危機に陥っていたものだと思います。なぜ門閥・学閥のない黒岩に白羽の矢を立てたかといいますと、黒岩なら何とかするだろうという町民の意思があったと思います。反面、黒岩は観光に素人である、何をするか分からないという不安もあったそうであります。

そういう中、町民の思いで、町民が私に託していただいたということで支持してくれたものだと思います。私を町長に指名したということは、草津町そのものの財政や民間経済が非常に危機的状況にあったということでもあります。私が町長になる前は、大変草津町は派閥闘争の時代でありました。それにエネルギーを使い、そしてみんな疲弊してきたと。

この間、赤羽元大臣が草津町に来て話をしましたら、赤羽元大臣は温泉地有馬の出身だそうでありまして、あんな小さいところでも派閥が闘争を繰り返して、今でもあるそうあります。ですから、なかなか物事がうまくいかないということを元大臣が言っておられました。

また、歴代町長で、私は今4期目ですけれども、これほど長くした人物はいないということでもあります。言い方を替えますと、草津町の危機がまだ続いていたから、町民がまだ必要だからやれと私に言ってきたものだと思っておる次第であります。それで、今、草津町の危機は去ったかといえ、それはそれぞれの考え方になると思います。怖いのはおごり、慢心だと思います。

16年前の状況を皆さんは決して忘れてはならないと思います。そして、何年かに一度、過去の歴史を見ると分かりますけれども、災害や地政学的な問題、様々な問題に観光地というのは大きく影響を受けるものであります。ですから、今は順調に推移していると思いますけれども、油断すれば再びどん底に転落しないと言い切れるかということ、私はノーだと思っております。

それで、私が行政を進める上で考えたのは、会社経営でいえば総合力だと思っております。具体的には、決算書の損益計算書、貸借対照表、キャッシュフローを健全にすることだと思います。どこの事業所も、利益が出るようになって多少の税金も払えるようになったと思うんですが、では一番重視しなきゃならないバランスシート、BSはどれだけ改善しているかというと、BSを改善するには長い年月、一気にしようとするならば、私がやりましたデット・エクイティー・スワップとか増資をする以外改善はしないということです。つまり、利

益を出して税金を払ったものがバランシートに反映されて少しずつBSが改善していくということでありますけれども、今の中で、じゃ、BSが大幅に改善したというところはなかなかないと私は思うものであります。

例えば私も会社を一つ二つ持っていますけれども、ホラになるかもしれないですけども、昔からやっている会社の自己資本比率は91%を超えます。そしてもう一つの会社は、つくったときは2%、3%の自己資本比率が今62%まで改善してきました。つまりこれは、利益を出し税金を払い、改善してきたということの表れであります。

また、私は、現場を優先して、決断するときは何度も現場を見てまいりました。また、職員たちに自ら何をしたらいいか考えてくれ、このようにも問いかけてきました。そして、職員が言ったことであつたら何でも、最終的に判断するのは私ですが、その責任は町長が取るということで決して逃げなかったのであります。

前の副町長に聞いたんですけれども、昔は、職員に対して上からの命令に従えと言われていたそうであります。ですから何も考えなくてもいい。上からの命令に従えという行政が続いたそうでありますけれども、黒岩町政になってから全く真逆で、みんなが考えろという指示を受けたんで戸惑いがありましたと言いましたけれども、もう当たり前のように、今、職員たちは自由に意見が言えるような環境になってきたものと思います。

そして、トップは、意見を聞き、時代、マーケットを見ながら、最後は自ら判断しなきゃならない重責であります。そして、その反面、何かあれば責任を取る。ですから、万代鉾を含め非常に重い決断をしたとき、私は、何かあつたら辞表を出す決意を持って取り組んでまいりました。トップはその責任が必要だと思います。

そして、行政は、当然のことながら感覚で物事をするのではなく、法令を遵守するのは当たり前であります。もし法令違反をするならば、行政として物すごいバッシングも受けるし、また大きなペナルティーもあるでしょう。そういう意味では、私は、法令を遵守しながら、全てのものを公平に判断してきました。特定のものに利益を与えたことはない。正々堂々とそれは言えます。時には法律が分からず誤解されたこともあつたようでありますけれども、本当に残念に思います。全ての面でこのように考えているものであります。

私が議員時代、いろんなところを視察したとき、どこの温泉地もすばらしい大浴場を持っている、すごい豪華なものがある。草津町は、日本一の湧出量を誇りながらなぜ風呂が乏しいのか。これは草津町の温泉使用条例と草津温泉の成分にあると考えております。そういう中、全国の温泉地の各ホテル、旅館に負けられないように温泉を供給するのが町の責任だという

判断をしてまいりました。ですから、私になってから、固有名詞は出せないですけども、大変多くのところを強化してまいりました。

そして、私のベースは、そもそも論で温泉というのは町民のものであるという大前提の中、草津町の事業所が事業を拡大していくというならば、それには町長は呼応して対応する。しかし、外資が来て大型のホテルを造るとなれば、ああそうですかというわけにはいかない。きちんとした歯止めというものは、今後考えていかなければならないと思っております。

そして、私は、町長になり、公私の区別をしっかりとしてきました。だからこれだけ長く続いたんだと思いますけれども、この16年間で、私は、1枚の領収書も持ってきて会計に払えと言ったことは一回もないです。町長ですからいろいろな場面がありますけれども、それは自分のお金で処理をしてきたということでもあります。

そして、私が職員に言ったことは、何か起きたら都合の悪いことでも隠すなと言いつけました。それが後で、言葉は悪いですけども、ばれたとき、それこそ大変な事態になる、だからうそを言うな、隠さないで物事は真実を伝えろと言いつけてまいりました。当然、プライバシーに係るものは言えないですけども。こういう行政の長としての姿勢を貫き通してまいりました。だからこそ私は、ある意味じゃ特定の人に嫌われるかもしれないです。固過ぎる、黒岩は弾力性がない。でも、私は、法律を曲げてまでやるつもりは毛頭ない。誰よりもそういう中で、町長としてこの町をどうやって発展させるか、公平にということでもあります。

そして、よく言われます、私ほど草津町に対して利害関係を持たない町長は今までいないだろうと。私が議員のとき、山本巖元町長が私にこういうふうに言いました。黒岩君が温泉委員長なのが一番適任だ、なぜなら何の利害関係も持たない、黒岩なら公平にさばくだろうと言われておりました。そういうこともあり、私は、町長になっても全く議員時代と何も変わりません。そして、今になってトップになったわけですから、常に民間経済の向上、そして財政改革を進めてまいりました。

そういう中、こういうことを言うといかがなものかと思えますけれども、ぜひ皆さん、16年前の経済状況をもう一度思い出してほしい。そして、雑然とした見るに耐えない各所の景色を思い出してほしいと思います。もしまちづくりを行わず16年前の景色だったらこれほどお客さんは来ないし、おごりがあるかもしれませんが、民間の経済も決してここまで浮上してこなかったというふうに判断をするものであります。これは、今、私の本音を言わせてもらったものでございます。これが私の本当の所信表明かもしれません。

以上で終わります。

○議長（宮崎謹一君） 町長の令和7年度施政方針説明を終わります。

この中で、いろいろ過去の状況から現在に至るまでの町行政の進み、そしてまた町民経済等々のお話もございました。これらを含めて、慎重な審議をこれから行ってまいりたいと思います。

ここで10分ほど休憩をいたします。11時10分に再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎議案第1号～議案第35号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案の上程をいたします。

お諮りします。議案第1号から議案第35号までについて、一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第35号までについて一括上程することに決定いたしました。

続いて、議案に係る説明をお願いします。

議案第1号から順次願います。

最初に、議案第1号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第1号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、1ページから3ページにわたりまして、今回制定しようとする条例の告示文案をつけさせていただいております。

もう一枚おめくりいただきまして、4ページの制定理由及び要旨にて説明を申し上げます。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が公布され、政令によって令和7年6月1日から施行されることに伴う条例の制定を行うものでございます。

要旨としては、この改正法は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑の創設をしたものであり、今般、法務省より、地方公共団体においては、改正法の施行日までに条例及び規則中の「懲役」「禁錮」を「拘禁刑」に改めるよう通知が発出されたことから、草津町における関係条例の一部を改正する条例を新たに制定しようとするものでございます。

5ページから10ページにつきましては、今回の制定条例に含める関係条例8本の字句の単一化に関する新旧対照表をつけさせていただいております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、議案第2号、住民課長、説明願います。

〔住民課長　堀田高史君　登壇〕

○住民課長（堀田高史君）　それでは、議案第2号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第2号　草津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月22日草津町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、改正条文が1ページから8ページまでございます。

9ページ目をご覧ください。

改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する住登外者宛名番号管理機能を当町の基幹系システムが実装していることから、番号利用法第9条第2項に係る条例の整備が必要であり、この条例案を提出するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　引き続き、議案第3号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第3号について朗読と説明を申し上げます。

議案第3号 草津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

草津町職員の給与に関する条例（昭和34年草津町条例第10号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、1ページから24ページにわたって、今回改正しようとする条文の告示案をつけさせていただいております。

さらにおめくりいただきまして、25ページをご覧くださいと思います。

改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

一般職の国家公務員の給料及び特別給について、官民格差等に基づく給与水準改定に関する人事院勧告が令和6年8月になされ、このことによって群馬県においても、県の人事委員会の勧告によって同様の改定が行われました。

このことから、草津町においても、令和6年12月の臨時議会において給与改定等の条例改正を行いました。今般、令和7年4月1日以降における給与等の条例の見直しが必要となるため、さきの人事院勧告及び県の人事委員会の勧告に準じまして関係条例の一部改正を行うおうとするものでございます。

次の27ページから43ページには、改正条項に係る新旧対照表をつけさせていただいております。

ご審議のほど、お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第4号を、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 引き続き、議案第4号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第4号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年草津町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、1ページから4ページにわたって、今回改正しようとする条例の告示文の案をつけさせていただいております。

5 ページの改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

本議案は、非常勤職員等の報酬について、新たに設置する委員会委員の報酬を定めるとともに、他市町村の状況を踏まえ、現行の報酬額の一部見直しを行うために改正を行うものでございます。

6 ページ、7 ページにつきましては、今回の改正内容を示す新旧対照表をつけさせていただいております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第5号、教育委員会事務局長、説明願います。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、議案第5号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第5号 草津町学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について。

草津町学校教職員住宅管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、改正条文の写しがございます。

2ページ目をご覧ください。

改正理由及び要旨にて説明申し上げます。

草津町学校教職員住宅において、建設当時から使用料を据え置いてきましたが、施設整備に係る維持費用などを鑑み、使用料の改定と草津町学校教職員と草津町の職員の住宅として確保するとともに、施設の利用促進を図るため、草津町学校教職員住宅管理条例の一部を改正するものです。

3ページ、4ページ目につきましては、新旧対照表になります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第6号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第6号について朗読と説明を申し上げます。

議案第6号 草津町健康増進センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

草津町健康増進センターの設置及び管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

今回条例の一部を改正する条例案が記載されております。

おめくりいただき、2ページをご覧ください。

改正理由及び要旨を申し上げます。

大滝乃湯及び西の河原露天風呂は、令和5年9月に利用料金の改正を行い、運営をしておりますが、度重なる諸物価の上昇や施設の修繕を含めた中長期的な運用を考慮し、施設のサービスに相応した料金体制への見直しを図り、さらなるブランド力向上に資するため、利用料を改正しようとするものであります。

以降、3～4ページは新旧対照表となっております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第7号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、議案第7号について朗読と説明を申し上げます。

草津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

草津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成27年草津町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、改正しようとする条文を記載してございます。

もう一枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

改正理由及び要旨がございました。こちらにて説明をさせていただきます。

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続く3ページにつきましては、新旧対照表を記載してございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第8号、観光課長、説明願います。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、議案第8号について朗読と説明を申し上げます。

議案第8号 草津町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について。

草津町小口資金融資促進条例（平成8年草津町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正す

る。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、今回改正しようとする告示文の案となっております。

もう一枚おめくりいただきまして、2ページの改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

小口資金については、群馬県と草津町との協調により実施している制度融資であります、県からの要請に基づき条例改正を行おうとするものであります。

1として、借換・融資期間延長の特例の継続であります。

群馬県が小口資金の返済負担の軽減策として、小口資金融資の借換制度及び借換条件の緩和措置並びに融資期間を最長3年延長可能とする措置を令和7年度においても1年間延長して継続実施することから、当町においても、中小企業支援等の一環として同様の改正を行おうとするものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第9号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第9号について朗読と説明を申し上げます。

御座之湯の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について。

御座之湯の設置及び管理運営に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただき、1ページをご覧ください。

今回条例の一部を改正する条例案が記載されております。

さらにおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

改正理由及び要旨を申し上げます。

御座之湯は、令和5年9月に利用料の改正を行い、運営をしておりますが、度重なる諸物価の上昇や施設の修繕を含めた中長期的な運用を考慮し、施設のサービスに相応した料金体制への見直しを図り、さらなるブランド力の向上に資するため、利用料を改正しようとするものであります。

3ページ以降は新旧対照表となっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第10号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第10号について朗読と説明を申し上げます。

草津町索道旅客運送条例の一部を改正する条例について。

草津町索道旅客運送条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただき、1ページをご覧ください。

条例の一部を改正する条例案の記載がされております。

さらにおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

改正理由及び要旨を申し上げます。

令和5年9月に草津温泉スキー場の利用料金の改正を行い、運営をしておりますが、草津温泉スキー場のブランド力のさらなる向上を目指し、現在天狗山レストハウスの建て替え工事を進めている中で、世情を鑑み、諸物価の上昇への対応と将来にわたる施設の安全運行及び安定的な維持管理を考慮し、料金の改定を行うものとなっております。

3ページから5ページは新旧対照表となっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第11号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第11号について説明を申し上げます。

議案書の表紙をおめくりいただきたいと思います。

議案第11号 令和7年度草津町一般会計予算。

令和7年度草津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億6,356万8,000円と定める。

2、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、1ページの第1表、歳入歳出予算の一覧表にて説明を申し上げます。

表の中の款名、それから金額の順で申し上げます。

まず、歳入として、1款町税18億1,762万円。

2款地方譲与税2,373万4,000円。

3款利子割交付金28万5,000円。

4款配当割交付金404万2,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金417万3,000円。

6款法人事業税交付金2,527万7,000円。

7款地方消費税交付金1億7,923万7,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金711万2,000円。

9款環境性能割交付金271万6,000円。

10款地方特例交付金90万4,000円。

右側に移りまして、2ページですが、11款地方交付税8億2,000万円。

12款交通安全対策特別交付金55万円。

13款分担金及び負担金1,026万2,000円。

14款使用料及び手数料6,422万9,000円。

15款国庫支出金2億50万2,000円。

16款県支出金1億9,292万9,000円。

17款財産収入966万3,000円。

18款寄附金6億2,000円。

19款繰入金14億5,394万円。

おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

20款繰越金3,000万円。

21款諸収入1億5,639万1,000円。

22款町債6,000万円。

続いて、右側の4ページ、歳出について申し上げます。

1款議会費7,849万7,000円。

2款総務費13億2,931万4,000円。

3 款民生費10億8,113万6,000円。

4 款衛生費 6 億8,821万5,000円。

5 款労働費8,000円。

6 款農林水産業費2,100万7,000円。

7 款商工費10億4,343万2,000円。

おめくりいただきまして、5 ページをお願いいたします。

8 款土木費 4 億1,595万1,000円。

9 款消防費 2 億6,350万7,000円。

10 款教育費 4 億2,223万7,000円。

11 款公債費 2 億9,084万円。

12 款予備費2,942万4,000円。

以上、歳入歳出それぞれ56億6,356万8,000円にしようとするものでございます。

続いて、右側 6 ページの地方債の説明を申し上げます。

第 2 表地方債、起債の目的、限度額の順に申し上げた後に起債方法の説明を申し上げます。

地方債は 3 本の設定でございます。

社会資本整備総合交付金事業1,260万円、群馬県防災情報通信ネットワークシステム衛星回線整備事業1,540万円、消防車整備事業3,200万円。

いずれも起債の方法は、証書借入または証券発行。利率につきましては、年 5 %以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法については、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができるものもございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第12号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第12号につきまして朗読と説明を申し上げます。

表紙をおめくりください。

議案第12号 令和 7 年度草津町国民健康保険特別会計予算。

令和 7 年度草津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億2,686万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。
一時借入金。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、
1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により、歳出
予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内での
これらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、第1表歳入歳出予算にてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。主要な部分を説明いたします。

1款国民健康保険税1億4,959万8,000円。

4款県支出金5億1,285万3,000円。

7款繰入金5,481万2,000円。

8款繰越金750万円。

9款諸収入209万8,000円。

右ページの歳出でございます。

1款総務費631万5,000円。

2款保険給付費5億370万4,000円。

3款国民健康保険事業納付金2億364万7,000円。

5款保健事業費1,012万円。

8款諸支出金106万1,000円。

歳入歳出それぞれ7億2,686万6,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第13号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、表紙を1枚おめくりいただきまして、議案第13号に

ついて朗読と説明を申し上げます。

令和7年度草津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億939万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。
一時借入金。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、
1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額
を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費並びに給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足
を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、1ページ、第1表歳入歳出予算にて説明をさせていただきます。

初めに、歳入です。

1 款保険料9,674万7,000円。

2 款使用料及び手数料1,000円。

3 款国庫支出金1億1,723万9,000円。

4 款支払基金交付金1億4,501万5,000円。

5 款県支出金8,249万1,000円。

6 款財産収入1,000円。

7 款繰入金1億3,759万6,000円。

8 款繰越金3,030万円。

9 款諸収入7,000円。

続いて、2ページ、歳出です。

1 款総務費1,208万4,000円。

2 款保険給付費5億1,032万円。

3 款財政安定化基金拠出金1,000円。

4 款地域支援事業費5,503万9,000円。

5 款市町村特別給付費60万円。

6 款基金積立金 5 万1,000円。

7 款諸支出金3,030万2,000円。

1 枚おめくりいただきまして、3 ページをお願いいたします。

8 款予備費100万円。

歳入歳出予算額を 6 億939万7,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第14号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、表紙を 1 枚おめくりいただきまして、議案第14号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第14号 令和 7 年度草津町後期高齢者医療特別会計予算。

令和 7 年度草津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億5,236万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

令和 7 年 3 月 3 日提出、草津町長、黒岩信忠。

1 枚おめくりいただきまして、第 1 表歳入歳出予算にてご説明申し上げます。主要な部分を説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料 1 億889万円。

4 款繰入金3,704万6,000円。

6 款諸収入582万7,000円。

右ページの歳出でございます。

1 款総務費137万3,000円。

2 款保健事業費594万9,000円。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億4,404万2,000円。

歳入歳出それぞれ 1 億5,236万5,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、議案第15号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長　岡田　薫君　登壇〕

○上下水道課長（岡田　薫君）　議案第15号について朗読と説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、議案第15号　令和7年度草津町公共下水道事業特別会計予算。

第1条　令和7年度草津町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。内容は記載のとおりです。

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入で、第1款公共下水道事業収益3億6,668万6,000円。

支出で、第1款公共下水道事業費用3億3,930万6,000円。

収益から費用の差引きで2,738万円を見込んでいます。

第4条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収益的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,616万3,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,636万4,000円及び特別会計からの引継金1,979万9,000円で補填するものとする。

収入で、第1款公共下水道事業資本的収入13億7,394万6,000円。

1枚おめくりいただきまして、支出で、第1款公共下水道事業資本的支出14億6,010万9,000円。

第5条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業債、限度額6億3,120万円を予定しております。起債の方法、償還の方法につきましては、それぞれ表のとおりです。

第6条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費1,937万9,000円。

第7条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第16号を、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第16号について朗読と説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいたしまして、議案第16号 令和7年度草津町水道事業会計予算。

第1条 令和7年度草津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。内容は記載のとおりでございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入で、第1款水道事業収益2億7,354万4,000円。

支出で、第1款水道事業費用2億1,537万4,000円。

収益から費用の差引きでは5,817万円を見込んでおります。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億1,117万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,900万円、過年度分損益勘定留保資金1,917万円、当年度分損益勘定留保資金4,381万円、建設改良積立金1億2,875万9,000円及び減債積立金44万円で補填するものとする。

1枚おめくりいただきまして、収入で、第1款資本的収入50万1,000円。

支出で、第1款資本的支出2億1,168万円。

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費5,020万6,000円。

2、交際費5万円。

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

第7条 繰越利益剰余金のうち7,000万円は、次のとおり処分するものと定める。

1、建設改良積立金7,000万円。

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,344万円と定める。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第17号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第17号について朗読、説明申し上げます。

表紙を1枚おめくりください。

議案第17号 令和7年度草津町温泉温水供給事業会計予算。

第1条 令和7年度草津町温泉温水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。以下、（１）から（４）までに記載のとおりでございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款温泉温水供給事業収益5億3,249万2,000円。

支出、第1款温泉温水供給事業費用5億265万6,000円。

次のページをお願いいたします。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,074万5,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,004万円、当年度分損益勘定留保資金1億1,825万2,000円、建設改良積立金1億245万3,000円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入1,033万1,000円。

支出、第1款資本的支出2億5,107万6,000円。

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費5,450万5,000円。

2、交際費5万円。

第7条 たな卸資産の購入限度額は、4,445万8,000円と定める。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第18号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第18号について朗読と説明を申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、議案書をご覧ください。

議案第18号 令和7年度草津町千客万来事業会計予算。

第1条 令和7年度草津町千客万来事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1、使用料収益、指定管理収益で3億5,378万4,000円。

2、主な建設改良事業、索道施設改良工事で事業費2,000万円、営業施設改良工事事業費で13億1,432万円。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入で、第1款千客万来事業収益5億6,121万4,000円。

続きまして支出ですが、第1款千客万来事業費用3億3,849万1,000円。

ページが移りまして、次のページをご覧ください。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億2,054万6,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億2,315万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金5億9,739万5,000円で補填するものとする。

初めに収入ですが、第1款資本的収入7億976万5,000円。

次に支出で、第1款資本的支出14億3,031万1,000円。

第5条 一時借入金の限度額は、3億円と定める。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費1,465万9,000円。

2、交際費5万円。

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第19号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 議案第19号について説明を申し上げます。

議案第19号 令和6年度草津町一般会計補正予算（第7次）。

令和6年度草津町の一般会計補正予算（第7次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,922万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億7,826万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条 繰越明許費の追加及び廃止は、第2表繰越明許費補正による。

第3条 地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、1ページの第1表歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

まず、歳入といたしまして、1款町税3,571万1,000円の増額。

2款地方譲与税11万4,000円の減額。

13款分担金及び負担金26万4,000円の減額。

14款使用料及び手数料9万3,000円の減額。

15款国庫支出金2,958万3,000円の減額。

16款県支出金1,198万9,000円の減額。

17款財産収入837万1,000円の増額。

18款寄附金4億50万5,000円の増額。

19款繰入金2,560万9,000円の増額。

右側2ページに移りまして、21款諸収入737万5,000円の増額。

22款町債630万円の減額。

おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款議会費29万8,000円の減額。

2款総務費4億1,616万円の増額。

3款民生費2,570万2,000円の減額。

4 款衛生費866万4,000円の増額。

7 款商工費1,425万9,000円の増額。

8 款土木費1,636万8,000円の増額。

9 款消防費165万2,000円の増額。

10款教育費265万5,000円の減額。

右側の4ページですが、12款公債費55万円の減額。

13款予備費133万円の増額。

以上、歳入歳出それぞれ4億2,922万8,000円を増額し、歳入歳出それぞれの補正後の総額を64億7,826万円にしようとするものでございます。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。追加する繰越明許事業は2点でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費において、第7回草津町くらし応援商品券事業3,057万9,000円、同じく同項、物価高騰重点支援給付金事業2,060万4,000円、その下、2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍総合システム管理事業300万2,000円につきましては、繰越明許の設定を廃止するものでございます。

その下、第3表地方債補正について説明をいたします。

起債の目的等については、社会資本整備総合交付金事業でございます。この変更として、限度額8,410万円を7,780万円に変更しようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

説明については以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第20号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第20号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第20号 令和6年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）。

令和6年度草津町の国民健康保険特別会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,406万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、第1表歳入歳出予算補正にてご説明申し上げます。

歳入でございますが、4款県支出金で420万6,000円の増額。

右側2ページの歳出でございますが、1款総務費で20万6,000円、2款保険給付費で400万円の増額、歳入歳出それぞれ420万6,000円を増額し、補正後の予算総額を7億8,406万3,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ここで、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

議案第21号、福祉課長、説明を願います。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、議案第21号につきまして朗読と説明を申し上げます。

令和6年度草津町介護保険特別会計補正予算（第4次）。

令和6年度草津町の介護保険特別会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ195万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,517万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、第1表歳入歳出予算補正にて説明をさせていただきます。

初めに、歳入です。

3款国庫支出金21万3,000円の減額。

4款支払基金交付金23万円の減額。

5款県支出金10万7,000円の減額。

7 款繰入金328万5,000円の減額。

9 款諸収入188万5,000円の増額です。

続いて、2 ページ、歳出です。

1 款総務費110万円の減額。

4 款地域支援事業費85万円の減額です。

歳入歳出それぞれ195万円を減額し、補正後の予算総額を 6 億3,517万4,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第22号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第22号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第22号 令和 6 年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 次）。

第 1 条 令和 6 年度草津町公共下水道事業特別会計の補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度公共下水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で、第 1 款公共下水道事業収益は、3,879万1,000円を増額し総額を 3 億7,457万4,000 円に、支出で、第 1 款公共下水道事業費用は、703万円を増額し総額を 3 億4,021万9,000円 にしようとするものです。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,520万1,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,520万1,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で、第 1 款公共下水道事業資本的収入は、2,273万6,000円を増額し総額を14億9,768 万7,000円に、支出で、第 1 款公共下水道事業資本的支出は、980万円を増額し総額を15億 6,288万8,000円にしようとするものです。

1 枚おめくりいただきまして、第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。現在実施しています再構築事業第 2 期工事の協定 2 件分になります。

事項、下水処理場再構築事業、沈砂池ポンプ棟建設工事。補正前、期間、令和 4 年度から令和 6 年度まで、限度額 5 億2,500万円。補正後、期間、令和 4 年度から令和 6 年度まで、

限度額 8 億 1,600 万円。

また、事項、下水処理場再構築事業、1 系水処理施設。補正前、期間、令和 5 年度から令和 7 年度まで、限度額 28 億 3,000 万円。補正後、期間、令和 5 年度から令和 8 年度まで、限度額 32 億 2,700 万円に改めるものです。

第 5 条 予算第 5 条に定めた企業債を次のとおり改める。

起債の目的、下水道事業債。補正前の限度額 6 億 8,180 万円。起債の方法、利率、償還の方法は表のとおりです。補正後の限度額を 6 億 9,210 万円に改め、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様になっております。

令和 7 年 3 月 3 日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第 23 号、上下水道課長。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第 23 号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第 23 号 令和 6 年度草津町水道事業会計補正予算（第 3 次）。

第 1 条 令和 6 年度草津町水道事業会計の補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入の補正はございません。

収益的支出で、第 1 款水道事業費用 84 万 9,000 円を減額し、総額を 2 億 2,480 万 5,000 円にしようとするものです。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 7,562 万 5,000 円は、当年度分消費税資本的収支調整額 2,485 万 4,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 2 億 2,837 万 7,000 円、当年度分損益勘定留保資金 2,195 万 4,000 円、減債積立金 44 万円を補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入の補正はございません。

資本的支出で、第 1 款資本的支出 2,828 万 9,000 円を増額し、総額を 2 億 7,612 万 6,000 円にしようとするものです。

第 4 条 予算第 5 条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

1、職員給与費 20 万 1,000 円を増額し、5,462 万円にしようとするものです。

第5条 繰越利益剰余金のうち1億2,900万円は、次のとおり処分するものとする。

1、建設改良積立金1億2,900万円。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第24号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第24号について朗読、説明を申し上げます。

議案第24号 令和6年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第2次）。

第1条 令和6年度草津町温泉温水供給事業会計の補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度草津町温泉温水供給事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第1款温泉温水供給事業収益1,300万円を増額し、5億3,350万3,000円としようとするものです。

支出です。第1款温泉温水供給事業費用167万5,000円を減額し、5億579万円としようとするものです。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第25号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第25号について朗読と説明を申し上げます。

令和6年度草津町千客万来事業会計補正予算（第5次）になります。

第1条 令和6年度草津町千客万来事業会計補正予算（第5次）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度草津町千客万来事業予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入の項目で、第1款千客万来事業収益4,568万1,000円を増額し、4億7,940万9,000円とするものです。

次に、支出の項目で、第1款千客万来事業費用31万1,000円の増額で、2億7,071万8,000円としようとするものとなっております。

第3条 予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億3,478万6,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,146万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金2億7,332万3,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の項目で、第1款資本的収入314万8,000円を減額し、4億2,395万4,000円とするものです。

おめくりいただきまして、次のページをご覧ください。

支出の項目で、第1款資本的支出979万円を減額し、7億5,874万円としようとするものとなっております。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第26号、観光課長、説明願います。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、議案第26号について朗読と説明を申し上げます。

議案第26号 指定管理者の指定について。

公の施設の指定管理者を別紙のとおり指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

次の1ページをご覧ください。

指定しようとする公の施設の名称と所在地が記載されています。

記として、1、本白根第1グラウンド、草津町大字草津831。

2、本白根第2グラウンド、草津町大字草津974。

3、本白根第3グラウンド、草津町大字草津1012。

4、本白根第4グラウンド、草津町大字草津1018。

5、本白根第5グラウンド、草津町大字草津1058。

6、本白根第6グラウンド、草津町大字草津1060。

7、南本町グラウンド、草津町大字草津999。

8、小雨グラウンド、草津町大字草津464－517。

以上8か所の体育施設を指定しようとするものであります。

指定する団体につきましては、草津町大字草津28番地、株式会社草津観光公社、代表取締役

役、堀田洋一。指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

提案理由について申し上げます。

指定管理者の指定期間が令和7年3月31日で満了となるため、改めて指定管理者の指定をしようとするもので、草津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第3号の規定に基づき、公募の特例措置によって株式会社草津観光公社を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

特例の理由といたしましては、株式会社草津観光公社は、既に指定管理者として草津町の体育施設等の指定管理における実績を有しており、今後の事業の継続性等を勘案し、安定した管理が望めると判断したことによるものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第27号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第27号について朗読と説明を申し上げます。

議案第27号 指定管理者の指定について。

公の施設の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

今回求める対象の公の施設と指定管理者に指定する団体等の記載がございます。読み上げさせていただきます。

1、公の施設の名称、草津温泉スキー場特殊索道・普通索道施設及びこれに附帯する施設、草津温泉スキー場食堂施設及びこれに附帯する施設、草津町健康増進センター大滝乃湯、西の河原露天風呂、草津温泉ゴルフ場。

2としまして、指定管理に指定する団体、所在地、草津町大字草津28番地、名称は株式会社草津観光公社、代表者、代表取締役、堀田洋一。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとなっております。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

提案理由を述べさせていただきます。

草津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第3号の規定に基づ

き、選定の特例措置によって株式会社草津観光公社を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものとなっております。

特例理由といたしましては、株式会社草津観光公社は、既に指定管理者として数多くの公共施設を管理しており、安定的な事業継続が可能であり、指定管理事業に必要な専門的経験等の受託実績を有しております。公共性の高い施設として草津町の施策に沿った管理運営が必要不可欠であり、同社が適切であると判断し、選定するものとなっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第28号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第28号について朗読と説明を申し上げます。

議案第28号 指定管理者の指定について。

公の施設の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

ページをおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

対象となる施設と指定管理者に指定する団体等の記載がございます。

1、公の施設の名称、草津温泉御座之湯。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、草津町大字草津28番地、名称は株式会社草津観光公社、代表者、代表取締役、堀田洋一。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとなっております。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

今回の提案理由を申し述べます。

草津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第3号の規定に基づき、選定の特例措置によって株式会社草津観光公社を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものとなっております。

特例理由としては、株式会社草津観光公社は、既に指定管理者として、草津町健康増進センター大滝乃湯、西の河原露天風呂など類似した施設の管理実績を有しており、公共性の高い施設として事業の継続性を持たせるために草津町の施策に沿った管理運営が必要であり、同社が適切であると判断し、選定するものとなっております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　引き続き、議案第29号を説明願います。

〔企画創造課長　田中　浩君　登壇〕

○企画創造課長（田中　浩君）　議案第29号について朗読と説明を申し上げます。

議案第29号　指定管理者の指定について。

公の施設の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

公の施設と指定管理者に指定する団体の記載がございます。

1、公の施設の名称、草津温泉バスターミナル。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、草津町大字草津28番地、名称は株式会社草津観光公社、代表者は、代表取締役、堀田洋一。

3、指定期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとなっております。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

提案理由を述べさせていただきます。

草津町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第3号の規定に基づき、選定の特例措置によって株式会社草津観光公社を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものとなっております。

特例理由といたしましては、株式会社草津観光公社は、既に指定管理者として多くの公共施設の管理実績を有しており、草津温泉の公共交通における玄関口としてのサービスの向上、安定した管理及び公共性の高い施設として草津町の施策に沿った事業の継続性の確保が可能であること、また、自動車ターミナル法に基づく適正な運行管理に必要なノウハウも有していることから、同社が最適と判断し、選定するものとなっております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　続いて、議案第30号、企画創造課長。

〔企画創造課長　田中　浩君　登壇〕

○企画創造課長（田中　浩君）　続きまして、議案第30号について朗読と説明を申し上げます。

指定管理者の指定について。

公の施設の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

対象となる公の施設と指定管理者に指定する団体の記載がございます。

1、公の施設の名称、草津温泉漫画図書ギャラリー、草津温泉地蔵カフェ、草津温泉地蔵高台広場。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、草津町大字草津28番地、名称、株式会社草津観光公社、代表者、代表取締役、堀田洋一。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとなっております。

さらにおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

提案理由を述べさせていただきます。

草津町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第3号の規定に基づき、選定の特例措置によって株式会社草津観光公社を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものとなっております。

特例の理由としましては、株式会社草津観光公社は、既に指定管理者として数多くの公共施設の管理をしており、地蔵カフェと類似した喫茶・飲食の提供においても十分な実績を有しております。また、公共性の高い施設として事業の継続性を持たせるためには草津町の施策に沿った管理運営が必要であり、同社が適切であると判断し、選定するものとなっております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） いろいろとご苦労さまでした。

続きまして、議案第31号、教育委員会事務局長、説明願います。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、議案第31号について説明を申し上げます。

議案第31号 指定管理者の指定について。

公の施設の指定管理者を別紙のとおり指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

次の1ページをご覧ください。

指定しようとする公の施設の名称と所在地が記載されております。

1、草津町総合体育館、草津町大字草津461番地。

- 2、草津町町民屋内プール、草津町大字草津464番地の28。
- 3、草津町屋外照明施設、草津町大字草津464番地の27。
- 4、草津町レクの森グラウンド、草津町大字草津白根国有林157林班。
- 5、草津町レクの森テニスコート、草津町大字草津白根国有林157林班。
- 6、草津町弓道場、草津町大字草津461番地。
- 7、屋外ゲートボール場、草津町大字草津461番地。
- 8、子天狗ジャンプ台、草津町大字草津3番地1。

以上8か所の体育施設を指定しようとするものでございます。

指定する団体につきましては、草津町大字草津28番地、株式会社草津観光公社、代表取締役、堀田洋一。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。

提案理由について申し上げます。

指定管理者の指定期間が令和7年3月31日で満了となるため、改めて指定管理者の指定をしようとするもので、草津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第3号の規定に基づき、公募の特例措置によって株式会社草津観光公社を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

特例理由としては、株式会社草津観光公社は、既に指定管理者として草津町の体育施設等の管理運営における実績を有しており、今後の事業の継続性等を勘案し、安定した管理が望めると判断したことによるものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第32号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第32号について朗読と説明を申し上げます。

工事請負契約事項の変更について。

令和6年10月9日議決、同日締結の令和6年度社会資本整備総合交付金事業、草津温泉バスターミナル乗降場整備工事請負契約事項の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。

今回ご承認いただく請負契約の内容が記載されております。読み上げさせていただきます。

1、契約の対象、変更はございません。社会資本整備総合交付金事業、草津温泉バスターミナル乗降場整備工事が対象となっております。

2、契約金額、変更前、8,470万円、うち消費税額770万円。変更後、9,392万9,000円、うち消費税額853万9,000円。

3、契約の相手方、変更はございません。

4、契約の方法、変更前、指名競争入札不落による随意契約。変更後、指名競争入札不落による随意契約、設計変更に伴う契約変更となっております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第33号、教育委員会事務局長、説明願います。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、議案第33号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第33号 草津町奨学資金貸与に係る債権の放棄について。

下記のとおり債権を放棄するにつき、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

次の1ページをお願いいたします。

1、債権の名称、草津町奨学資金貸与条例に基づく奨学資金。

2、債務者ごとの債権金額。債権の種類、貸付金。放棄する債権の金額、14万4,375円1件、65万円1件、4万円1件、合計3件で83万4,375円です。

3、放棄の理由、債権の回収見込みがなく、民事債権の時効10年が満了しているためでございます。

以上、説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第34号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第34号について朗読、説明を申し上げます。

議案第34号 温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第9条第2項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第13条第1項第3号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

新旧の申請者の住所と氏名です。

新、東京都港区赤坂3-2-8、VORT赤坂見附Ⅱ・5階、大成不動産ホールディングス株式会社、代表取締役、野村昌弘。旧、神奈川県川崎市川崎区貝塚1丁目10番15号、田中恒治。

業種、旅館。源泉名、湯畑。浴槽面積2.99平方メートル。給湯量9リットル／分。施設名ですが、仮称で大成リゾートとなっております。

1枚おめくりいただきますと、温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第35号、愛町部長、説明願います。

〔愛町部長 川島和武君 登壇〕

○愛町部長（川島和武君） 議案第35号でございます。

人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を草津町における人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年3月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

人権擁護委員につきましては、3名の方に就任していただいておりますが、うち1名が任期満了を迎えることから、法務大臣に対して草津町の人権擁護委員の候補者を推薦するに当たり、議会に意見を求めるものでございます。

推薦しようとする方につきましては、後ほど町長より提案がございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で議案に係る説明を終わります。

◎総括質問

○議長（宮崎謹一君） 続いて、当初予算に係る総括質問を行います。

8番、上坂国由議員。

〔8番 上坂国由君 登壇〕

○8番（上坂国由君） それでは、令和7年3月定例議会予算総括質問をさせていただきます8番、上坂国由でございます。

令和7年度施政方針並びに予算案について、総括質問をさせていただきます。

まず、今年度予算策定につきまして、草津町の歴史上、過去最大の規模になったことに驚きと誇りを感じ、町民並びに町当局の皆様にご感謝を申し上げます。これも草津町の現在の景気の指標ともなる入り込み客数の増加、町の人気度の指数にも反映される、ふるさと納税の上昇、経済の上昇をももたらしていただきました町全体の努力、黒岩町長の政策にご感謝を申し上げます。

本当初予算を確認しながら、私は、施政方針を読むに当たり、黒岩町長の議員時代の議員としての予算に対する質問を参考にと拝見させていただきました。特にその資料の中で、今から約30年前の当初予算に対する黒岩町長の総括質問に着目したことをあらかじめ申し上げ、十分参考になったこと、そして感謝を申し上げます。

令和7年度草津町全会計の総予算は、約85億4,800万円、前年度対比約6億7,000万円の増、比率にして108.5%、8.5%のプラスとなります。このうち、主立った会計について質問をさせていただきます。

一般会計に関しましては、約56億6,356万8,000円で、前年度比にして112.2%の増となります。当初予算ベースでは過去最高額となっております。

それでは、質問に入ります。

1、財政状況について伺います。

施政方針でお示しのとおり、財政調整基金を含めた町の資金となる基金や企業会計の残高合計は約85億円にまで上昇させ、借金を12億円減らし、預金を57億円増やしましたが、ここで、今後の財政調整基金はどこまで増加させ、その基金の利用方法について伺います。

2つ目、次に、厳しい物価高騰の中、町民の経済状況にも影響を与えている、これは草津町だけではなく、全国的な課題であると思いますが、草津町としては、福祉施策として草津町くらし応援商品券事業を行い、他の行政とは違う町民生活の支えを行っていることは、町民経済についても十分配慮された施策だと思います。こちらの事業については、国からの交付金もあり実施してまいりましたが、交付金がなくなるとしても、今後とも草津町として行っていくのか、お考えをお聞かせください。

3つ目、草津町の抱える公共施設の老朽化、重なる公共インフラの維持管理費についてお尋ねいたします。

施政方針にあるように、サステナビリティを考慮した発電活用計画やインフラ事業にも

新たな光を当てるとし、事業を進めていくとのことですが、厳しい財政管理においてどのような新設や修繕維持をしていくのか、また、優先順位もありますが、具体的にどのような事業をしていくお考えなのかをご質問いたします。

4番目、草津天狗山レストハウス新築整備事業においては、令和7年度（新年度）では6億円の繰出金を計上していますが、草津天狗山レストハウスは令和7年度中に完成する予定と思いますが、次の展望をお聞かせ願います。

最後に、総括質問の参考にさせていただきました黒岩町長の平成10年の総括質問において、現在の政策運営や基金のことを見据えていたとも言える質問をされ、予算策定においても、当時から現在の状況を鑑みた内容でありました。驚きですが、30年前にお考えになっていたことを実施なさっておりますが、今後の未来予測などがありましたらお教えいただきたいと思います。

以上、総括しもとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 総括質問が終わりました。

町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、上坂議員の当初予算総括質問に対する答弁をさせていただきます。

まず、私の議員時代の総括質問に関してということで冒頭に述べられましたが、上坂議員の質問の冒頭にありますように、私が議員時代の約30年前の当初予算に係る総括質問を参考にしたとのことですが、議事録を読み返しますと、正確には今から28年前、平成10年当初予算編成に係る総括質問の内容であると思われます。回答に先立ち、少しこのことについても触れておきたいと思います。

この当時、私は、総務観光常任委員長のほか、行財政対策特別委員会委員長を兼務、歴任しており、そのほかにも、スキー場対策特別委員会、都市計画特別委員会にも在籍しておりましたので、私の当時の総括質問は、大枠でこれらの委員会の全てにわたる内容でありました。

特筆すべきは、全会計の将来に向けた方向性を当局側に問う際に、経常収支比率や公債費比率など、各種の財政指標の実態と今後の推計についてつまびらかに開示することを質問の中で求め、さらには、義務的経費を解析する際には、全会計における人件費の捉え方は、一般職員のほか、当時の事業部や開発協会、長期・短期・季節雇用の臨時職員、さらには、福

祉協議会や観光協会への委託補助費に含まれる全ての実質的な経費を把握すべきとの指摘をしております。

また、誘客対策については、当時の冷え込んだ町内経済や財政状況を踏まえつつ、当局に対して、建物を造れば目的は達成されるのではなく、いかにお客様の要望や感性に合った事業を行うかが重要だと発言しており、約30年経過した今、町長として私が捉えている財政の在り方、考え方と一致していることをご理解いただけるかと思います。

草津町が抱えていた当時の財政課題や町内の経済状況の改善については、決して私一人の力ではありませんが、議会をはじめ関係各位、そして職員の努力があったことに尽きると思います。改めて感謝を申し上げる次第であります。

これらの経緯を踏まえ、次より、上坂議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、財政調整基金についてであります。

令和7年度の施政方針の所信表明において触れましたが、私は、草津町の活性化と発展の道は経済の再生にあると考え、行政運営にビジネス手法を取り入れ、各種の施策を推進してまいりました。そして、毎年議会などの場において町の財政状況を説明するときには、全会計を合わせた形で概要説明しておりますが、これは、全体で見れば町の財布は一つと捉えるべきという私の考え方によるものであります。

ご質問にあるように、私が町長に就任した平成22年以降、全会計を合計した中では、借金を12億減らし、預金を57億増やしたという計算になります。ただし、今後は、下水処理場の再構築事業や吾妻郡のごみ処理施設の事業費が大きく膨らむことから、起債、借金額の推移は増加していくものと思います。これらのインフラ整備については、住民にとって必要なものなので、現在の強い財政基盤を土台として、しっかりと措置していきたいと考えております。

その中で、質問の財政調整基金の増加見込みや利用方法についてという点にお答えします。

財政調整基金の残高目標や運用方法に関しては、特にルールが規定されてはおりませんが、計画的な財政運営を行うため積み立てるという基金の目的から、県内の各市町村では、財政規模に対して10%程度を保有することを目標値として掲げている自治体があります。これに照らし合わせますと、草津町の標準財政規模は約27億円程度となりますが、現状として毎年24億円程度で推移しており、県内でも上位となる保有率で財政調整基金を管理しております。

私の考え方としては、健全かつ安心感のある財政運営を行っていくために、また災害時などの有事の際にスピード感を持った対応をしていくために、標準財政規模と同額程度の基金

が必要であると考え、基金の管理に努めているところでもあります。今後も適正な財政運営をしていきたいと思っております。

次に、2点目の経済対策であります。草津町くらし応援商品券事業を含めた今後の経済支援についての質問であります。

令和6年度において、国の交付金を一部活用している草津町くらし応援商品券事業につきましては、議員の指摘のとおり、厳しい物価高の波が押し寄せている状況の中、町民の皆様の経済の下支えをしようという形で判断をし、7回目として現在実施しており、既に交付率93.6%と大変好評を得ております。

この事業は、市町村の中でも一部行っている自治体がありますが、複数年、なおかつ7回にわたって実施しているのは草津町だけではないかと思われます。ほとんどが、するにしても金額が低い、また一家に1万円というような数字を聞いております。また、交付していないところは一回も交付していないという状況だと思います。

さきに申し上げたとおり、強い財政基盤の構築の下、展開している事業であります。今後についても、交付金の情報などを見据えつつ、町民、そして町内経済のために必要な対策は講じていく所存でございます。そういう中で、国からの補助金、下支えの交付金等を見極めながら、できるものなら、町長としては、今後も財政状態を見ながら判断をしてまいりたいと思っております。

参考までに、令和7年度における町民経済や家計を支援する対策として幾つかの事業を紹介しますと、高校生の就学費補助については、1万円引き上げて年額1人当たり6万円の助成をいたします。また、かねてより継続して実施しておりますこども園、小・中学校の給食費の完全無料化に関しては、階層で若干差がありますが、年額で1人当たり6万円相当の経済負担を公費で行っております。

さらに、こども園における保育料の完全無料化については、月額で1人当たり最大約5万円、年額で60万円程度を公費負担しております。

そのほかにも、新年度からは、出産・子育て応援交付金が国によって創設されたことから、応援ギフトとして、母子手帳の交付時に5万円、妊娠8か月の妊婦訪問時に5万円の計10万円を助成するなど、従来の児童手当、出産祝金の給付と併せて子育て支援を展開してまいります。

また、高齢者福祉に関しても、ひとり暮らし高齢者配食事業を、約460万円ではありますが、措置して継続していくとともに、町民皆様にご利用いただいている町内巡回バス運営事業に

についても、約3,800万かかりますけれども、継続措置してまいる次第でございます。

今後も政策の柱である福祉施策については充実を図り、重点化をしながら進めてまいりたいと思っております。

次に、今後のインフラ整備ということでありまして、公共施設の老朽化問題と公共インフラの維持管理に関する質問であります。

草津町の今後の課題としては、議員の指摘のとおり、公共施設の老朽化への対策が掲げられております。

大規模な事業として、現在進めている公共下水道処理施設の再構築に関しては、下水処理場再構築事業の第2期工事が開始されておりますけれども、令和7年度では、水処理施設の建設工事や機械・電気工事など、約13億7,400万円の工事費が公共下水道事業会計で措置されております。最終的には、現時点の概算で100億円にも及ぶと見られることから、慎重な財政運営をしていかなければならないと思います。

始めた当時は49億でできるという判断だったんですが、これが倍に膨らんでくるということでもあります。しかしながら、やっていかなければならないということでもあります。皆さんにお示した財政のシミュレーションの中では右肩上がりですけれども、これが急激に減った理論というのは、ここに莫大な投資と、それから万代鉦では約10億の投資をしました。それによってやはり少し折れ線グラフが下がってきたということでもありますけれども、いずれにしろ、やらなければならない事業であるということでもあります。

また、現在、吾妻環境施設組合を発足させて進めている新ごみ処理施設についても、多額の事業費が見込まれておりますけれども、令和12年度が稼働目標となっていることから、この新施設への移行までの期間は、現有の老朽化したクリーンセンター施設を延命化するための維持費が大きくかかることが見込まれております。

同様に、建築から50年が経過する小・中学校の校舎等についても、近い将来、補強あるいは新築などの事業を進めていくことが予想されています。このほかに、役場庁舎や福祉センター、コンサートホールなど、平成初期に建築された大きな施設についても、築後30年以上経過することから、維持補修費等が膨らむと見込まれております。

このような状況下であります。施政方針で述べたように、温泉の廃熱を利用した発電、いわゆるバイナリー発電を群馬県と共同で推進し、草津町がこれまで得意としてきた温泉熱利用による公共施設の暖房や道路融雪、温水の供給などにより、年間で1万5,700トンにも及ぶCO₂の削減量を将来的にさらに削減するとともに、売電による費用対効果も慎重に検

討し、より一層サステナブルな明るい未来に向けた地域構想にチャレンジしたいと考えております。

また、現状の財政を鑑みたところ、今できることは、新年度より町民生活を支える新たなインフラ整備の展開として、これまで重点化されにくかった町道に焦点を当てた道路整備計画を進めてまいります。令和7年度においては、町内、前口を合わせて4地区の道路改良整備焦点化事業を進めて、これに約5,300万円を新規に計上いたしました。

今まで華やかなところの整備をしてまいりましたけれども、これは土木に担当させていますけれども、町民の足元の一番ひどいところを上げてもらって、最終的に今年度は4か所、道路改良の基本からやり直す事業を進めていくということであります。さきに申し上げましたとおり4地区で5,300万を計上して、年次計画で草津中のあちらこちらの路盤改良を進めてまいりたいと思っております。

加えて、魅力創出事業の拡大として、現在、湯畑から滝下通りの修景整備の基本構想を立てる事業を開始しましたが、令和7年度からは、中央通りの路面改良を含めた再整備事業を湯畑まで延伸するための実施設計の費用を計上いたしました。

今後も、常に進化を遂げながら歩み続けるまちづくりを進めていきたいと思っております。

5点目の天狗山のレストハウスの完成についての内容であります。この事業については、草津町の将来構想によって令和5年度に基本設計をし、令和6年度当初から実施設計に取りかかり、並行して、工事着手に係る許認可の取得、建築法に基づく手続などを行ってまいりました。3棟ある建物の2棟については、令和6年10月までに既に解体となっており、11月からは本体工事に着手し、現在、新レストハウスの基礎工事を実施しているところであります。

当初、この事業に係る総事業費は12億円と見込んでおりましたが、そのうち県と国からの補助金が2億4,000万円、自主財源としては3億7,900万円、企業債で6億1,700万円を進めていくという資金計画を立ててまいりましたが、実際に着工した頃には、物価高や作業員の人手不足といった国内情勢の課題が影響し、事業費の総額が14億円にまで引き上がることとなりました。

本事業は、千客万来事業会計においても大型投資となり、当会計の自己資金だけでは資金不足となるため、企業債により不足分を補う考えでおりましたが、ようやく健全経営となった千客万来事業会計を維持していくため、順調に推移しておりますふるさと納税を充てる判断をいたしました。

この手だては、ご寄附をいただいた皆様からの目的に沿ったものであり、内訳といたしましては、令和6年度に3億円、令和7年度に6億円、計9億円について一般会計から千客万来事業会計に繰り出し、さらなる魅力創出と付加価値の向上に向け、有効活用を図ってまいりたいと思っております。

新天狗山レストハウスは、令和7年度中の完成に向け、関係者と一丸となり鋭意努力をしながら工事を進めておりますが、質問にあるように、次の展望といたしましては、様々な課題はありますが、第4リフトの架け替えや殺生クワッドリフトの大規模修繕などを計画していく意向であります。まず、この新レストハウスの完成に全力を注ぎ、これまで進めてきたアトラクションやゴンドラなどの新しい資源を有効に活用し、夏季営業における入り込み客の増加を図りつつ、目指すべき通年型山岳リゾートへの変貌を着実に進めていきたいと思っております。

最後に、今後の未来展望に対する質問であります。冒頭にも触れましたが、上坂議員が今回の質問を行うに当たり、私の議員時代の総括質問を参考にさせていただいたとのことであり、約30年前に私が行った質問のうち、政策運営の在り方や基金の重要性などについて当局に対して指摘と質問をしたことについて、現在、全ての分野においてそれが改善されているとの評価をいただいたものと受け止めております。

その上で、今後の未来展望についてどう考えているかとのことでもありますけれども、今後についても、今までどおり綿密な経営戦略を立て、これまで構築してきた強い財政基盤を土台として、町民の皆様にとって、また訪れるお客様にとって、真に必要な政策であるかどうかをしっかり見極めて予算を充てていくというこれまでの基本を変えるつもりは全くありません。そして、今後も次世代に誇れる100年先を見据えた付加価値の高いまちづくりに邁進する所存でございます。そうすれば、草津町、草津温泉はさらに飛躍し、未来はさらに明るくなるものと信じております。

以上、上坂議員からの総括質問に対する答弁といたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長の答弁が終わりました。

上坂議員、よろしいですか。

○8番（上坂国由君） 大丈夫です。

○議長（宮崎謹一君） 以上で当初予算に係る総括質問を終わります。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第35号は人事案件であります。議案の付託に先立ち本日審議したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、本日審議することに決定いたしました。

議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について、町長から氏名について提案を願います。町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） では、議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

推薦しようとする者、住所、草津町大字草津159番地、氏名、志水ゆかりさんであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から人権擁護委員候補者の氏名の提案がありましたので、質疑を願います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について、ただいま町長から提案のありました志水ゆかり氏を推薦することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり推薦することに決定いたしました。

◎議案第1号～議案第34号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第1号から議案第34号までについては、お手元に配付の別紙付託案のとおり、担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

ここで10分ほど休憩いたします。2時10分から再開いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時09分

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じまして再開いたします。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 発議第1号 草津町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

本案は、議員提案であります。提案者代表から議案の説明をお願いします。

代表、湯本晃久議員、説明願います。

〔9番 湯本晃久君 登壇〕

○9番（湯本晃久君） 発議第1号 草津町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出、草津町議会議員、湯本晃久。

同、有坂太宏。

同、黒岩卓。

同、上坂国由。

同、安井尚弘。

同、市川祥史。

1枚おめくりいただきまして、改正の条文でございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、改正理由及び要旨、こちらを朗読させていただきます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行日を定める政令が令和7年4月1日から施行されることに伴い、これに係る行政手続における特定

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するため、所要の整備等を行うものでございます。

次の３ページから７ページまでが新旧対照表となっております。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。発議第１号につきましては、担当委員会を構成する議員による提案であります。

よって、委員会付託を省略し直ちに審議したいが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

発議第１号について質疑を行います。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑はないようでございますので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

発議第１号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、発議第１号につきましては、原案のとおり可決決定いたしました。

◎発議第２号の上程、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、発議第２号 草津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

本案は、議員提案であります。提案者代表から議案の説明を願います。

代表、湯本晃久議員、説明願います。

〔９番 湯本晃久君 登壇〕

○９番（湯本晃久君） 発議第２号 草津町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

草津町議会委員会条例（昭和62年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和７年３月３日提出、草津町議会議員、湯本晃久。

同、有坂太宏。

同、黒岩卓。

同、上坂国由。

同、安井尚弘。

同、市川祥史。

1枚おめくりいただきまして、1ページが条例の改正条文でございます。

続きまして、2ページ、改正理由及び要旨を朗読させていただきます。

標準町村議会委員会条例の改正に伴い、特別委員会の設置及び委員選任に関する規定の整備を行うものでございます。

続きまして、3ページが新旧対照表となっております。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。発議第2号につきましては、担当委員会を構成する議員による提案であります。

よって、委員会付託を省略し直ちに審議したいが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

発議第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第2号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、発議第2号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎発議第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、発議第3号 草津町議会会議規則の一部を改正する規則についてを上程いたします。

本案は、議員提案であります。提案者代表から議案の説明をお願いします。

代表、湯本晃久議員、説明願います。

〔9番 湯本晃久君 登壇〕

○9番（湯本晃久君） 発議第3号 草津町議会会議規則の一部を改正する規則について。

草津町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出、草津町議会議員、湯本晃久。

同、有坂太宏。

同、黒岩卓。

同、上坂国由。

同、安井尚弘。

同、市川祥史。

1枚おめくりいただきまして、1ページが改正する規則の内容でございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、2ページ、改正理由及び要旨を朗読いたします。

標準町村議会会議規則の改正に伴い、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備を行うものでございます。

続きまして、3ページが新旧対照表でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。発議第3号につきましては、担当委員会を構成する議員による提案であります。

よって、委員会付託を省略し直ちに審議したいが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第3号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、発議第3号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎請願及び陳情書の上程、委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、請願及び陳情書の上程をいたします。

別紙請願及び陳情書文書表について、受理番号、件名、陳情者名、付託委員会のみ朗読をお願いします。

議会事務局長、朗読をお願いします。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） それでは、令和7年第1回草津町議会定例会請願及び陳情等文書表（新規分）でございます。

受理番号、陳情1、件名、融雪道路延長に関する要望書。請願・陳情者等の氏名、草津町昭和区、三浦正欽。付託委員会、民教土木常任委員会。

陳情2、こぶしの湯建て替えに関する要望書。草津町昭和区、三浦正欽。温泉温水対策特別委員会。

以上となります。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。ただいま朗読した請願及び陳情等の文書表のとおり、担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり担当委員会に付託することに決定いたしました。

◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。2月20日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定については、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

最終日までの間、各担当委員会における審議等の審査につきまして、よろしく願いいたします。

これをもちまして閉議、散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時19分

令和 7 年 3 月 11 日（火曜日）

（ 第 2 号 ）

令和7年第1回草津町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和7年3月11日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 開 議
- 第 2 議事日程の報告
- 第 3 付託議案にかかる委員長報告
 - 総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
 - 温泉温水対策特別委員長
- 第 4 議案第1号・議案第2号 質疑・討論・採決
- 第 5 議案第3号・議案第4号 質疑・討論・採決
- 第 6 議案第5号・議案第6号 質疑・討論・採決
- 第 7 議案第7号・議案第8号 質疑・討論・採決
- 第 8 議案第9号・議案第10号 質疑・討論・採決
- 第 9 議案第11号 質疑・討論・採決
- 第10 議案第12号から議案第14号 質疑・討論・採決
- 第11 議案第15号・議案第16号 質疑・討論・採決
- 第12 議案第17号・議案第18号 質疑・討論・採決
- 第13 議案第19号 質疑・討論・採決
- 第14 議案第20号・議案第21号 質疑・討論・採決
- 第15 議案第22号・議案第23号 質疑・討論・採決
- 第16 議案第24号・議案第25号 質疑・討論・採決
- 第17 議案第26号から議案第31号 質疑・討論・採決
- 第18 議案第32号 質疑・討論・採決
- 第19 議案第33号 質疑・討論・採決
- 第20 議案第34号 質疑・討論・採決
- 第21 陳情書に係る委員長報告
 - 民教土木常任委員長
 - 温泉温水対策特別委員長

第 2 2 追加議案上程

発議第 4 号 質疑・討論・採決

発議第 5 号 質疑・討論・採決

第 2 3 議員派遣の件

第 2 4 付託議案外にかかる委員長報告

総務観光常任委員長・民教土木常任委員長・議会運営委員長

温泉温水対策特別委員長

第 2 5 一般質問

第 2 6 閉 議

第 2 7 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	直 井 新 吾 君	2 番	安 齋 努 君
3 番	有 坂 太 宏 君	4 番	市 川 祥 史 君
5 番	安 井 尚 弘 君	6 番	小 林 純 一 君
7 番	金 丸 勝 利 君	8 番	上 坂 国 由 君
9 番	湯 本 晃 久 君	10 番	黒 岩 卓 君
11 番	宮 崎 謹 一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	黒 岩 信 忠 君	副 町 長	福 田 隆 次 君
教 育 長	富 澤 勝 一 君	愛 町 部 長	川 島 和 武 君
企画創造課長	田 中 浩 君	総 務 課 長	石 坂 恒 久 君
住 民 課 長	堀 田 高 史 君	税 務 課 長	熊 川 一 記 君
健康推進課長	和 田 修 君	観 光 課 長	宮 崎 健 司 君

土 木 課 長	佐 藤 俊 之 君	福 祉 課 長	越前谷 学 君
会 計 管 理 者	一 場 礼 子 君	生 活 環 境 課 長	宮 崎 雄 一 君
こどもみらい 課 長	高 井 洋 一 君	上 下 水 道 課 長	岡 田 薫 君
教 育 委 員 会 教 務 局 長	白 鳥 正 和 君	温 泉 課 長	関 亘 君
総 務 課 主 査	清 水 聡 之 君	ベルツこども 園 長	橋 爪 保 君
総 務 課 主 査	今 平 一 真 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	萩 原 健 司	議 会 書 記	新 田 美 幸
--------	---------	---------	---------

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
座らせていただきます。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、付託議案にかかる委員長報告を願います。

初めに、総務観光常任委員長、報告願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） おはようございます。

それでは、総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

令和7年第1回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案につきまして、慎重審議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本議案につきましては、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、条例及び規則中の「懲役・禁錮」の文言が「拘禁刑」に改められたため、草津町における関係条例の一部を改正する条例を新たに制定しようとするものであります。

委員からは、改正の中心となる量刑の内容などについて確認がなされ、当局より詳細な説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第3号 草津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、昨年と同様、人事院勧告に基づく条例の一部改正であり、令和7年4月1日以降における給与等の条例の見直しが必要なことから、関係条例の一部を改正を

行うものであります。

委員からは、新たに規定される新幹線の通勤利用に係る質問がなされ、当局からは、昨今の多様化する勤務形態に備えていきたい旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第4号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、非常勤職員等の報酬について、新たに設置する委員会委員の報酬を定めるとともに、現行の報酬額の一部の見直しを行うための改正であります。

委員からは、報酬単価の根拠や交通費などについての質問がなされ、当局からは、報酬の金額については、近隣町村の実態などを参考に設定した旨の回答がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第6号 草津町健康増進センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、度重なる物価高騰を考慮し、施設のサービスに相応した料金体系を見直すため、大滝乃湯の利用料金を大人一般について100円、子供料金についても50円の値上げを行い、加えて、附帯施設の貸切り休憩所及び貸切り風呂についても、1時間2,000円の利用料金を設定するための条例改正を行うものであります。

当局からは、この改正については直ちに実施するものではなく、大滝乃湯の施設改修後にタイミングを見て行う予定であるとの説明がありました。

委員からは、具体的な施設の修繕の箇所などについての質問があったほか、施設の機能、魅力の向上と並行して、職員自体のブランド力向上について、さらなる努力を求める旨の要望もありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第8号 草津町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、群馬県と草津町との協調で行っている小口資金融資制度において、借換え制度や条件の緩和措置並びに融資期間の延長措置を令和8年3月末までの1年間、さらに延長するための改正を行おうとするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第9号 御座之湯設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、度重なる物価高騰を考慮し、施設のサービスに相応した料金体系を見直すために、御座之湯の料金を大人1人一般について100円、子供料金についても50円

の値上げを行うための条例改正であります。

委員からは、大広間の使用料についての質問があり、当局からは、条例上では規定しており、以前は料金を徴収していた経緯があるが、現在は運営上無料開放している旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第10号 草津町索道旅客運送条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、さらなるブランド力の向上を目指し、周辺エリアの相場などを考慮し、リフト1日券の料金を1,000円値上げし、6,500円に改定することを主なものとした一部改正であります。

当局からは補足として、この改定については上限を定める改正であり、段階的な引上げを計画している旨の説明がありました。草津観光公社における今シーズンの経営状態などについても説明がありました。

委員からは、好調となっている経営状況から、働いている職員に利益還元を行うなどの提案がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第11号 令和7年度草津町一般会計予算について。

令和7年度草津町一般会計予算のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において51億6,113万2,000円を計上するものであります。

歳入の主なものにつきましては、1款町税で18億1,762万円、7款地方消費税交付金で1億7,923万7,000円、11款地方交付税で8億2,000万円、18款寄附金、草津よいとこ元気基金寄附金で6億円、19款繰入金では、草津よいとこ元気基金から11億227万5,000円、財政調整基金からの繰入れで3億円、21款諸収入のうち、土木費雑入において、御座之湯、バスターミナル及び熱乃湯の施設使用料を合わせて6,924万1,000円、22款町債において土木債や消防債で6,000万円であります。

歳出では、当委員会の担当項目として、31億167万5,000円を計上するものであります。

歳出のうち、主な事業としては、1款議会費において、議会運営及び活動事業として7,849万7,000円。

2款総務費、1項総務管理費のうち、1目一般管理費、職員給与、人件費として1億9,564万2,000円、障害者雇用などの会計年度任用職員の人件費で3,337万6,000円、区長等の報償費など町内行政区管理事業として875万7,000円、3目会計管理費における事務費等とし

て536万9,000円、4目財産管理費で、町有財産管理事業として1,592万円、5目企画費で、情報化維持管理費として2,990万6,000円、11目ふるさと納税事業費で、寄附の積立てなどで6億9,333万7,000円。

6款農林水産業費では、それぞれ振興事業等で2,100万7,000円。

7款商工費においては、商工業振興費のうち、町内事業者振興事業として、くさつ温泉感謝券の経費として2億3,027万5,000円、2項観光費のうち、1目観光総務費で、国内誘客宣伝事業として、観光協会宣伝委託等として8,987万1,000円、千客万来事業会計繰出金として6億円、3目観光施設管理費では、指定管理等の経費として1,654万7,000円。

8款土木費、4項都市計画費のうち、社会資本整備総合交付金事業、都市計画事業で8,392万1,000円。

9款消防費では、吾妻広域消防負担金として1億6,613万2,000円、非常備消防費でポンプ自動車の更新などを含め5,956万2,000円、災害対策費で備品購入などを含めて3,552万1,000円。

11款公債費における元利償還については、2億9,084万円の計上となっております。

委員会の予算審議では、歳入において各委員からは、入湯税やたばこ税における町の歳入の根幹をなす税収に対する質問が活発になされました。特に、入り込み客数の増加や民泊の関連などから、宿泊税や環境税などの新たな財源確保についても意見が出され、当局から検討する旨の回答がありました。

また、歳出では、移住定住促進事業の関係やインバウンド関係の質問があり、さらに、消防ポンプ自動車の更新や災害備蓄品の関係など、住民の生活維持や安全対策に係る内容から観光産業の充実を求める内容まで、非常に幅広い質問が積極的になされ、当局からそれぞれ詳細な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第18号 令和7年度草津町千客万来事業会計予算について。

本議案は、令和7年度の千客万来事業を執行するための収益的勘定と、起債償還や建設改良事業に係る資本的勘定で構成される予算であります。

収益的収入の主なものは、指定管理者からの使用料収益に加え、携帯アンテナ基地局の設置料、また、西の河原駐車場等の土地の使用料等であり、総額で5億6,121万4,000円の計上であります。

収益的支出の主なものは、人件費、国有林の借地料、減価償却費、資産減耗費、消費税、

企業債利息のほか、一般会計への繰出金等であり、総額で3億3,849万1,000円の計上であります。収益から支出を差し引いた当年度の利益は2億2,272万3,000円となっております。

資本的収入では、天狗山レストハウス建て替えに伴う補助金、株式会社草津観光公社への長期貸付金の返還金等として7億976万5,000円を計上。

資本的支出においては、将来を見据えた投資につながる天狗山レストハウスの建て替えと附帯施設等の費用で14億3,031万1,000円の計上となっております。

委員からは、資本的収入における国庫補助金の内容についての質問があり、当局から、補助金の充当方法や観光公社の経営状況や指定管理料についての詳細な説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第19号 令和6年度草津町一般会計補正予算（第7次）（担当項目）。

令和6年度草津町一般会計補正予算（第7次）のうち、当委員会の担当項目といたしましては、歳入においては4億4,401万3,000円を増額しようとするものであります。

歳入の主なものにつきましては、1款町税で、町民税の法人実績見込み等で1,743万5,000円の増額。

15款国庫補助金のうち、総務管理費補助金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で1,534万3,000円の減額、都市計画費の補助金、社会資本整備総合交付金が707万9,000円の減額。

16款県支出金のうち、観光費補助金において、自然環境整備交付金が447万9,000円の減額。

18款寄附金、草津よいとこ元気基金寄附金において4億円の増額。

19款繰入金、草津よいとこ元気基金において2,560万円の増額。

21款諸収入、延滞金加算金及び過料において864万8,000円の増額。

22款町債、公共事業債において630万円の減額をするものであります。

歳出では、当委員会の担当項目といたしましては、4億3,557万9,000円を増額しようとするものであります。

主な内容といたしましては、1款議会費で、工事請負費の実績に基づいて29万8,000円の減額。

2款総務費では、ふるさと納税事業費で4億1,713万5,000円の増額。

7款商工費のうち、商工業振興費の報償費として、草津温泉感謝券の事業の実績見込みにおいて2,100万円の増額。

9款消防費では、吾妻広域消防負担金で165万2,000円の増額となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。
議案第25号 令和6年度草津町千客万来事業会計補正予算（第5次）。

令和6年度草津町千客万来事業会計補正予算（第5次）のうち、千客万来事業収益では4,568万1,000円を増額し、総額を4億7,940万9,000円とするものです。

主な内容といたしましては、草津観光公社が行っている指定管理事業におけるフロート制の導入に伴う見込額として2,000万円の増額を行い、営業外収益においては、消費税の還付等により2,568万1,000円の増額が計上されています。

また、千客万来事業費用においては、31万1,000円を増額し、総額で2億7,071万8,000円とするものです。

補正内容では、営業費用における修繕費等の計上によるものとなっています。

続いて、資本的収入では314万8,000円を減額し、総額で4億2,395万4,000円とするものです。

内容といたしましては、レストハウスB棟解体に伴う補助金対象経費の減額となっております。

次に、資本的支出においては、総額で7億5,874万円とするものです。

委員からは、改良工事費に関する工事請負費の減額について質問があり、当局から、パルスゴンドラの運転室の意匠直しをする予定であったが、工事の影響から実施に至らなかった旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。
議案第26号 指定管理者の指定について。

本議案は、本白根第1グラウンドから本白根第6グラウンド、南本町グラウンド、小雨グラウンドの8か所において、公募の特例措置により選定された株式会社草津観光公社を指定管理者に指定することの承認を求めるものです。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。
議案第27号 指定管理者の指定について。

本議案は、草津温泉スキー場、草津町健康増進センター大滝乃湯、西の河原露天風呂、草津温泉ゴルフ場において、公募の特例措置により選定された株式会社草津観光公社を指定管理者に指定することの承認を求めるものでございます。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。
議案第28号 指定管理者の指定について。

本議案は、草津温泉御座之湯において、公募の特例措置により選定された株式会社草津観光公社を指定管理者に指定することの承認を求めるものです。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。
議案第29号 指定管理者の指定について。

本議案は、草津温泉バスターミナルにおいて、公募の特例措置により選定された株式会社草津観光公社を指定管理者に指定することの承認を求めるものでございます。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。
議案第30号 指定管理者の指定について。

本議案は、草津温泉漫画図書館ギャラリー、草津温泉地蔵カフェ、草津温泉地蔵高台広場において、公募の特例により選定された株式会社草津観光公社を指定管理者に指定することの承認を求めるものでございます。

委員からは、地蔵カフェの売上げや漫画堂の書籍の入替えなどについて質問がなされ、当局から詳細な説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。
議案第32号 工事請負契約事項の変更について。

本議案は、草津温泉バスターミナルにおいて、美観と利便性の向上を図ることを目的とした整備工事における仮設工事の見直しや、工種等の変更により生じた経費の増額による工事請負契約事項の一部を変更するため議会の承認を求めるものでございます。

委員からは、完成時期や完成に伴う式典などの実施についての質問があり、当局からは、完成予定について説明がなされ、式典は行わない予定との説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる総務観光常任委員会委員長報告といたします。ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） どうもご苦労さまでした。

続きまして、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） おはようございます。

総務常任委員会に引き続き、民教土木常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

令和7年第1回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案について、慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第2号 草津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案につきましては、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する住登外者宛名番号管理機能を当庁の基幹系システムが実装していることから、番号利用法第9条第2項に係る条例の整備が必要であり、当該条例の一部を改正を行うものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第5号 草津町学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、現在利用されている教職員住宅の使用料の改定及び草津町の職員が入居を行える内容の一部条例改正でございます。

委員からは、入居人数や施設の状況などの質問があり、当局から詳細な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第7号 草津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

本議案については、上位法の改正により条項ずれ及び文言の修正を行うための改正であります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第11号 令和7年度草津町一般会計予算（担当項目）であります。

令和7年度草津町一般会計予算のうち、当委員会の担当項目につきまして、歳入において5億243万6,000円であり、主なものは、2款地方譲与税で2,086万6,000円、14款使用料及び手数料で6,243万5,000円、15款国庫支出金で1億7,298万3,000円、16款県支出金で1億5,441万1,000円、21款諸収入で8,040万7,000円であります。

14款使用料及び手数料では、土木費で4,010万4,000円、清掃手数料で1,530万円。

15款国庫支出金では、障害者自立支援給付費国庫負担金で7,931万4,000円、児童手当国庫負担金で5,856万1,000円、妊婦のための支援給付国庫交付金で300万円。

16款県支出金では、国民健康保険基盤安定県負担金で2,087万3,000円、障害者自立支援給付費県負担金で3,965万7,000円、児童手当負担金で644万9,000円、福祉医療費県補助金で2,035万4,000円、群馬県地域自殺対策強化事業費県補助金22万7,000円。

21款諸収入では、西部火葬場運営受託事業収入で2,012万2,000円、有価物売却収入で100万円となっております。

次に、歳出における当委員会の担当項目につきましては、25億6,189万3,000円であり、歳出各款における主な事業としては、2款総務費では、戸籍住民基本台帳費で戸籍総合システム管理事業として1,775万4,000円。

3款民生費では、社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金として4,854万1,000円、福祉医療費で福祉医療費給付事業として4,311万4,000円、後期高齢者医療費で後期高齢者広域連合負担金として1億803万6,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金で3,704万6,000円、障害者自立支援事業費で障害者自立支援事業として1億6,662万5,000円、地域生活支援事業費で地域生活支援事業として1,445万3,000円、児童福祉総務費で児童室運営事業費として2,162万6,000円、出産祝金支給事業として195万円、ベルツこども園費でベルツこども園運営事業として4,450万4,000円、児童措置費で児童手当給付事業として8,702万7,000円、老人福祉費で町内巡回バス事業として3,811万8,000円、介護保険特別会計繰出金として1億2,501万1,000円、草津町ひとり暮らし高齢者配食事業として460万8,000円。

4款衛生費では、保健衛生総務費で西吾妻衛生施設組合負担金として2,177万1,000円、予防費では带状疱疹予防接種事業として493万9,000円、母子保健費で妊婦のための支援給付事業として318万2,000円、健康増進費でがん検診総合支援事業として1,007万3,000円、火葬場費で西部火葬場運営事業として4,008万9,000円、医療対策費で西吾妻福祉病院組合負担金及び中之条病院負担金として8,046万7,000円、清掃総務費で吾妻環境施設組合負担金として1,208万4,000円、工事請負費として7,072万5,000円、一般廃棄物収集運搬処分委託等として1億8,716万2,000円。

8款土木費では、土木総務費で空き家対策事業として500万円、道路橋梁維持費で町道管理事業、土木作業車整備事業、道路除雪事業、外灯整備事業での防犯灯・街路灯電気料補助金、橋梁管理事業での国庫補助金を活用した橋梁点検業務などにより9,846万2,000円、道路新設改良費で町道4号線の道路改良工事や擁壁の改修工事として6,541万3,000円、都市計画公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金として1,553万6,000円、住宅管理費で町営本白根住宅及び中島住宅の建物及び各部屋の維持管理費及び修繕費、また、中島住宅の屋根改修の工事費として4,413万5,000円、賃貸住宅管理費で前原ハイツの建物及び各部屋の維持管理費及び修繕費として667万円。

10款教育費では、学校管理及び教育振興費等で小学校費として6,837万1,000円、中学校費として5,644万4,000円が計上されております。子育て支援関係では、高校生就学費補助事業で1万円を引き上げ1人当たり6万円として648万円、児童生徒用端末及び教職員のパソコン

ンの入替えにより2,242万円、こども園、小・中学校それぞれに英語指導助手を配置するための経費658万円、学校給食費の無償化分として1,710万円、社会教育関係では、群馬草津国際音楽協会への補助金として3,514万円、公民館費では文化祭などの事業として225万円、体育施設費では体育施設指定管理委託費として3,493万円の計上となっております。

委員からは、教職員住宅や前原ハイツの入居状況、福祉タクシーの利用状況などの質問がありました。当局からは詳細な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第12号 令和7年度草津町国民健康保険特別会計予算であります。

本特別会計予算につきましては、被保険者数の減少の影響により保険給付費が減額となり、前年度より4,648万6,000円減額の7億2,686万6,000円の予算となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税で1億4,959万8,000円、県支出金では給付に係る費用が全額交付されることから、特別交付金と合わせ5億1,285万3,000円、繰入金においては一般会計繰入金で4,854万1,000円、保険税軽減対策として基金繰入金で627万1,000円の計上が主なものとなっております。

歳出の主なものは、保険給付費では療養に係る給付費5億370万4,000円、国民健康保険事業納付金においては県への納付金として2億364万7,000円、保健事業費では特定健診事業、人間ドック助成金として1,012万円が計上されております。

委員からは、介護納付金分滞納繰越分の増加の要因、高額療養費の現状や特定健康診査の受診率等の質問があり、当局からは詳細な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第13号 令和7年度草津町介護保険特別会計予算であります。

本特別会計予算につきましては、前年度と比較して2,925万9,000円増額の6億939万7,000円の予算となっております。

歳入の主なものは、保険料は被保険者人数の変動により若干の減額ですが、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金については保険給付費が増加したことにより増額となっております。

歳出の主なものは、保険給付費で6年度実績と7年度の見込み等から2,914万6,000円増の5億1,032万円の計上、地域支援事業費で地域包括支援センター運営事業や生活支援体制整備事業等の費用として5,503万9,000円の計上となっております。

委員からは、認知症支援推進事業や成年後見制度利用状況等の質問があり、当局から詳細な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。
続いて、議案第14号 令和7年度草津町後期高齢者医療特別会計予算。

本特別会計予算につきましては、前年度より661万8,000円増額の1億5,236万5,000円の予算となっております。

歳入においては、後期高齢者医療保険料で対象者の増加を見込み1億889万円、繰入金では一般会計繰入金3,704万6,000円が主なものとなっております。受託事業収入において531万9,000円。

歳出においては、保健事業費で特定健診事業、人間ドック助成金594万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金において1億4,404万2,000円が主なものとなっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。
議案第15号 令和7年度草津町公共下水道事業特別会計予算であります。

本議案は、令和7年度の公共下水道事業を執行するための収益的勘定と建設改良事業に係る資本的勘定で構成される予算であります。

初めに、事業収益の総額は3億6,668万6,000円となっております。

収入の主なものは、下水道使用料で2億2,390万円であります。

続いて、事業費用の総額は3億3,930万6,000円で、支出の主なものは、管渠も含めた下水道の各施設維持管理及び処理場の運転経費などとなっております。

次に、資本的収入においては、下水処理場再構築事業第2期工事に係る公共下水道事業債で6億3,120万円、国庫補助金、社会資本整備総合交付金で7億3,000万円の計上となっております。総額は13億7,394万6,000円の計上であります。

続いて、資本的支出では、下水処理場再構築事業第2期工事の水処理施設建築土木工事、水処理施設機械電気工事で13億7,420万円の計上と現有施設の維持管理工事及び企業債の償還などで、総額は14億6,010万9,000円の計上となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。
続いて、議案第16号 令和7年度草津町水道事業会計予算であります。

本議案は、令和7年度の水道事業を執行するための収益的勘定と建設改良事業に係る資本的勘定で構成される予算であります。

初めに、事業収益の総額は2億7,354万4,000円となっております。

収入の主なものは、水道使用料2億3,768万円であります。

続いて、事業費用の総額は2億1,537万4,000円で、支出の主なものは、水源及び配水の安

定供給のための各水道施設の維持管理、修繕、運転経費などとなっております。

次に、資本的収入につきましては、加入者負担金等の計上により50万1,000円となっております。

続いて、資本的支出の総額は2億1,168万円の計上となっております。

主な事業は、町内の道路改良及び老朽管の継続的な布設替え工事3件、水道施設整備の2件及び水源施設の第8接合井更新工事で2か年計画の2年目の実施予定となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第19号 令和6年度草津町一般会計補正予算（第7次）（担当項目）であります。

草津町一般会計補正予算（第7次）のうち、当委員会の担当項目につきまして、歳入では1,478万5,000円を減額するものであります。

主なものは、14款使用料及び手数料では、道路占用料及び住宅使用料で31万8,000円の増額。

15款国庫支出金では、障害者自立支援給付費国庫負担金で325万円の減額、予防接種健康被害給付費国庫負担金で29万9,000円の増額、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金で301万円の減額、地域生活支援事業費等国庫補助金で170万4,000円の減額。

16款県支出金では、障害者自立支援給付費県負担金で162万5,000円の減額、福祉医療費県補助金で574万1,000円の減額、融雪施設管理事業費県委託金で20万5,000円の減額となっております。

歳出では、635万1,000円を減額するもので、主なものは、3款民生費では、戸籍総合システム管理事業で302万円の減額、給付金・定額減税一体支援事業で事業の確定により1,533万9,000円の減額、福祉医療費で福祉医療費給付事業において880万円の減額、障害者自立支援事業費で障害者自立支援事業において484万円の増額、児童措置費で子育て世帯生活支援給付金事業の確定による返還金として18万5,000円の増額、老人福祉費で介護保険特別会計繰出金として309万2,000円の減額。

4款衛生費では、予防費で乳幼児・小児予防接種個別予防接種委託で203万円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金の事業確定による国返還金として560万1,000円の増額。

8款土木費では、道路橋梁維持費で、草津道路の除雪の追加と町内除雪委託費の年度末までの支払い額を見込んで2,750万4,000円の増額、道路新設改良費で社会資本整備総合交付金

事業費の確定により2,880万円の減額。

教育費では、小中学校費において事業完了に伴い173万円の減額、給食センター費において賄原材料費高騰により241万円の増額となっております。

委員からは、戸籍総合システム管理事業や感染症予防事業返還金等の質問があり、当局から詳細な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第20号 令和6年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）であります。

本特別会計補正予算につきましては、保険給付費の増加に伴い、歳入において、県支出金で420万6,000円の増額、歳出において、総務費で20万6,000円、保険給付費で400万円の増額をするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第21号 令和6年度草津町介護保険特別会計補正予算（第4次）であります。

本特別会計の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ195万円を減額し、予算の総額を6億3,517万4,000円とするものであります。

歳入においては、一般会計繰入金において328万5,000円の減額、諸収入において第三者納付金及び介護予防事業の利用者負担金受入れとして188万5,000円の増額。

歳出につきましては、総務費でシステム改修費用の減により110万円の減額、地域支援事業費について、介護予防事業の実績に基づき85万円の減額をするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第22号 令和6年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2次）であります。

本議案は、令和6年度の下水道事業会計における決算に向けた補正予算であります。

事業収益において、下水道使用料を令和6年度の調定見込額程度の増額により2億2,300万円の計上などで、総額を3億7,457万4,000円とするものであります。

事業費用においては、観光客の増加に伴う汚泥処理処分で、処理場費の光熱水費18万円、薬品費120万円、委託料で515万円の増額などにより、総額を3億4,021万9,000円とするものです。

また、資本的収入では、下水処理場再構築事業の事業費の増額及び国庫補助の補正による金額確定に伴う企業債1,030万円の増額、一般会計からの雨水処理負担金の元金分を資本的収入へ振替計上により1,248万6,000円の増額などで、総額を14億9,768万7,000円とするもの

です。

資本的支出では、再構築事業の事業費の見直し及び国庫補助の補正による金額確定による新規建設費の工事請負費で5,735万円の減額、設計委託料で第3期工事実施設計6,715万円の増額などにより、総額を15億6,288万8,000円にしようとするものです。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第23号 令和6年度草津町水道事業会計補正予算（第2次）であります。

本議案は、令和6年度の水道事業会計における決算に向けた補正予算であります。

事業費用において、光熱費や法定福利費などの増額はありますが、精算による減額計上などで全体では84万9,000円の減額により、総額を2億2,480万5,000円にしようとするものです。

また、資本的支出においては、改良工事費、工事請負費で布設替え工事や水源施設の第8接合并更新工事などの工事精算に伴い、2,828万9,000円を増額し、総額を2億7,612万6,000円にしようとするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第31号 指定管理者の指定について。

本議案は、草津町の体育施設の指定管理者の期間が満了となるため、公募の特例措置によって、草津町総合体育館を含めた8か所の体育施設を株式会社草津観光公社に5年間の期間で指定しようとするものであります。

当委員会といたしましては、賛成3名、反対1名により、原案のとおり承認することといたしました。

議案第33号 草津町奨学資金貸与に係る債権の放棄についてであります。

本議案は、草津町奨学資金貸与に係る債権放棄について、3件の債務者に対し民事債権の時効が経過していることから、不納欠損処理の事務手続を執行するための債権を放棄しようとするものであります。

委員からは、債務者の現状についての質問があり、当局から詳細な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 大変どうもご苦労さまでした。

続きまして、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） それでは、温泉温水対策委員会委員長報告をさせていただきます。

開催日時、令和7年3月10日午前10時より、開催場所は草津町役場第1会議室にて、出席委員6名全員、そして傍聴議員5名におきまして審議をさせていただきました。付託されました議案につきまして審議をいたしましたので、その結果を報告させていただきます。

1、議案第17号 令和7年度草津町温泉温水供給事業会計予算。

本議案は、令和7年度の温泉温水供給事業執行の収益的収入及び支出並びに建設的投資及び改良工事などに係る資本的収入及び支出の予算であります。

収益的収入につきましては、事業収益で5億3,249万2,000円を計上し、前年度に比べ1,198万9,000円の増収予算であります。

営業収入の主なものは、温泉及び温水の給湯収益であり、温泉給湯収益につきましては、前年度に比べ500万円減収の1億7,500万円を、温水給湯収益につきましては、前年度に比べ1,400万円増収の2億円をそれぞれ計上しております。実績からの推計結果による計上であります。

営業外収益の長期前受金戻入では、前年度に比べ224万2,000円増収の7,194万3,000円の計上をしております。

収益的支出につきましては、事業費用では5億265万5,000円を計上し、前年度に比べ1,190万9,000円の減額予算であります。

主なものは、1目温泉施設費では、負担金で共同浴場管理負担金として672万円、動力費で実績に基づき1,990万9,000円、修繕費で共同浴場の混合水栓工事や白旗の湯入りロデッキ修繕などの工事で3,288万8,000円、委託費で保安・点検・清掃業務のほか、国有林野貸付申請測量などで1,810万円、受水費で実績に伴い3,730万4,000円を計上しております。

2目温水施設費では、動力費で実績に基づき2,776万9,000円、修繕費で給湯・配湯管修理など施設修繕・漏湯修理などで1,528万7,000円、委託料で計装設備システム保守や検針業務などで1,890万9,000円、受水費で実績に伴い3,730万4,000円を計上しております。

3目総係費では、委託料で配管システムGIS移行導入作業や、湯の花採取など448万9,000円の計上をしております。

4目資料館管理費では、委託料で施設の保安点検など186万5,000円を計上しております。

次に、資本的収入につきましては、温泉・温水給湯分担金や千客万来事業会計からの償還金など1,033万1,000円の予算が計上されております。

資本的支出につきましては、2億5,107万6,000円を計上し、前年度に比べ912万9,000円の減額予算であります。

主な事業といたしましては、1目新規建設費、工事請負費で町民プール前温水本管新設工事で2,600万円。

2目工事改良費、工事請負費で万代鉦源泉沈砂槽更新工事や老朽化が進行している温泉・温水管の布設替え工事、毎年実施しております熱交換器、各動力設備の整備費用など1億9,140万円。

4目固定資産購入費、工具器具及び備品でハンディターミナル及びそのほか備品購入で216万3,000円を計上しております。

委員からは、温泉施設費委託料についての質問があり、当局より、処分・調査費のほか、国有林野貸付申請測量を予定しているとの説明を受けました。

本会計は、草津温泉の最も重要な資源である温泉、温水の安定した供給を継続するための予算であり、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

次に、議案第24号 令和6年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第2次）。

本議案は、令和6年度草津町温泉温水供給事業会計における決算に向けての補正予算であります。

収益的収入につきましては、事業収益、2目温水使用料におきましては、実績を基に1,300万円を増額し、総額5億3,350万3,000円にしようとするものです。

収益的支出におきまして、事業費用の営業費用におきまして、1目温泉施設費、備用品費で百年石別邸の備品や消耗品などで52万円の増額、動力費で実績を基に150万円の増額、受水費で実績を基に500万円の減額。

2目温水施設費、動力費で実績を基に50万円の増額、受水費で実績を基に500万円の減額。

4目消費税及び地方消費税で580万5,000円の増額をしようとするものです。

支出総額167万5,000円を減額し、5億579万円としようとするものです。

委員より、受水費の減額についての質問があり、当局より、令和5年度の実績を基に予算が組まれていたが、決算を迎えるに当たり、支払いのおおよそのめどが立ったため、減額との説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第34号 温泉引用者移転許可について。

本議案は、田中恒治氏から大成不動産ホールディングス株式会社代表取締役、野村昌弘氏への譲渡に伴い、当該施設に温泉引用許可がなされている湯畑源泉毎分9リットルに対して、温泉引用者移転許可申請がなされたものであります。

委員より、浴槽検査などについての質問があり、当局より説明を受けました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案にかかる委員長報告を終わります。

◎議案第1号及び議案第2号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 次に、議案第1号、議案第2号について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決につきましては、個々の議案ごとに行います。

初めに、議案第1号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第2号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第3号及び議案第4号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第3号、議案第4号について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案について行います。

お諮りします。初めに、議案第3号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第4号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第5号及び議案第6号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第5号、議案第6号について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第5号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第6号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第7号及び議案第8号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第7号、議案第8号について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第7号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第8号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第9号及び議案第10号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第9号、議案第10号について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

ませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第9号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第10号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決決定いたしました。

ここで休憩いたします。11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第11号の当初予算案について質疑を行います。

3番、有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

7点ほどお願いします。

まず、歳入のほうから、10ページ、町たばこ税の部分なんですけれども、これ前年よりもまたちょっと微増な予算計上になっています。これ町長の考えを聞いたほうがいいのか、予算とあれなんですけれども、これだけ税金が入ってきているのですけれども、今、ターミナルが改修工事していて、2か所ほど喫煙所が今なくなっていて、新しい喫煙所の設置と、あ

と、町役場の職員の人が休憩時間のとき、しょっちゅうやっぱりターミナルとかで喫煙している姿を見受けるんですけれども、これ県庁とかでもそうなんですけれども、近所のコンビニで職員が名札をつけたまま大勢がたばこを吸っている姿を見て、一応、県庁はそれの苦情を受け、庁舎内に喫煙所を設けたということがあるんですけれども、草津町でそのようなお考えがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

今度は歳出のほうから、40ページの情報化維持管理事業の中で、11節役務費で通信運搬費の計上があるんですけれども、これちょっと詳しい内容をお聞かせ願いたいと思います。

そして次に、42ページ、交通施設管理事業で工事請負費の計上がなされています。この中で、傍聴していたときにお聞きしたのはカーブミラーの更新ということだったんですけれども、カーブミラーの更新が何箇所あって、またあと、横断歩道の白線とかの道路のラインが薄くなっているところがあるんですけれども、これは含まれているのかどうかちょっと教えていただきたいなと思います。

そして次に、86ページ、林業水産業振興費の中で一番上の丸印、林業水産事業費の委託料で、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業35万円の計上があるんですけれども、これの内容を教えていただきたいと思います。

次に、その下の丸印、林道管理事業で、傍聴していたときに小雨林道の工事補修ということをお伺ったんですけれども、これ実際、自分が走ってみると、中之条側はきれいなんですけれども、結構、草津側の舗装が傷んでいるところがあるんですけれども、これの舗装の費用が入っているのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、88ページ、観光総務費なんですけれども、職員給与費のところで前年度より85万円減額計上がされているんですが、職員の数には足りているのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

最後に、7点目、90ページ、これも町長の答弁になるかと思いますが、二、三年前でしたっけ、町長、ザスパのほうは何かあったというお話があったんですけれども、今年もちょっと計上がされています。これはまだあれですか、チャレンジャーズがいるからという計上でよろしいのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君）　たくさんありました。

最初の質問については、町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君）　じゃ、私のほうから喫煙所の関係について答弁いたします。

今、ターミナルの工事をしておりまして、3月いっぱいでは何とか形になると思うんですが、あそこに喫煙所がありました。しかしながら、工事中ということでなくしてしまったということではありますが、また場所を見て、近くに喫煙所を造ります。JTと話し合いながら、おしゃれな感じのものをそこに造ってまいりたいと思っています。

私自身は何度も同じことを言っていますけれども、一度もたばこは吸ったことないんですけれども、たばこを吸う人の気持ちを分らないわけじゃなくて、できるものなら喫煙所を増やしたいと思っているんですけれども、なかなか環境の問題というか、周りの人たちが首を縦に振ってくれない部分が多分にあるという中で、湯畑もセブンイレブンの前のところにあったものが、反対だと言われたものですから、そこにはもう設置できなくなったということであるんですけれども。

それと、庁舎内という今、言葉が出ましたけれども、これ何らかの法律ができていないのかな。その後、詳しく話をしますけれども。だから、法律に基づいて、公共物の中ではたばこは吸ってはならないという何かルールができたような気がするんですけれども、それは総務課長のほうから答弁をさせます。

町長としては、できる限り喫煙所を造りたいと思っているんですけれども、なかなか社会一般の様々な事情があつて難しいというのも事実ですけれども、エレベーターの横の近辺にそれは造りますということです。

それから、スパの問題については、1,500万近く、ザスパ草津ですか、出していたんですけれども、私からすると大変理不尽な変な言い方してきたものですから、失礼だろうと私がちょっと怒ったことがあるんですけれども、さりとて本体は前橋のほうへ行っていますから、本体は群馬県全体で面倒を見てもらえばいいと。しかしながら、チャレンジャーについては草津でやっていますので、チャレンジャーについて、だから約700万か750万については、今までどおりそれは予算づけしています。それは、やはり若者の夢があるならば、その夢のために町はサポートしたい。それと、スパのチャレンジャーの皆さんが草津のいろんなところで仕事をなされているということもありますので、チャレンジャーについては応援していくという、そういうことで予算計上しております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君）　じゃ、総務課長、ちょっと次。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） そうすれば、私のほうから、今たばこ税のところに絡んだ役場の喫煙場所の関係について、まずお答えさせていただきます。

草津町においては、受動喫煙の防止対策としまして、平成30年4月から役場庁舎内は完全禁煙としておるところでございます。これにつきましては、町長おっしゃったとおり、健康増進法の平成30年の改正、それに基づきまして、役場庁舎のような大勢の不特定多数の者が訪れる施設については、第一種施設というふうに法律上定められます。この関係の中で、受動喫煙の防止については徹底する必要があるということで、役場敷地内については禁煙としておるところでございます。

また、この第一種施設、県庁もそうなんですけれども、同じなんですけど、これを敷地内であつたりとか建物内に喫煙場所を設けようとした場合は、法律上、管理権限者、町長になりますけれども、区画の設定をしっかりと、訪れる方たちが絶対に来ない区分けができる、そういった区画を設定できる場合については、そういった喫煙場所を設けることができるんですが、ご承知のとおり、草津町の庁舎の敷地内は手狭なものですから、そういった区画が設定できないということから、平成30年4月に職員のほうに対しましては完全敷地内禁煙ということで、ご指摘のターミナルでの喫煙については、恐らく休憩の範囲で職員が吸っているんだろうというふうに推察をするところでございます。ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） はい。

○議長（宮崎謹一君） 次、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、有坂議員の質問にお答えいたします。

40ページの情報化維持管理事業のうち、11節役務費における通信運搬費の中身ということでございます。大きく分けて情報ネットワーク系の通信費と、あとL G W A N系の通信費、この2点が571万4,000円の中身となっております。

まず、情報系ネットワーク通信費なんですけど、セキュリティクラウドドメインの管理費、庁内L A Nの出先の光回線12拠点の回線料、それと庁内W i - F i通信費などとなっております。L G W A N通信費につきましては、第四次、第五次、ともに途中で切り替わりますが、L G W A Nの通信費となっております。

以上となります。

○議長（宮崎謹一君） 次に、3番目の質問については、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 続けて、有坂議員のご質問にお答えいたします。

予算書でいうと42ページのカーブミラーの関係ですけれども、これ交通施設管理事業ということで、総務課が請け負っておりますのは交通安全対策の一環でございます。

この90万につきましては、昨年度よりも10万円増額をさせていただいたところですが、例年、経年劣化の傷みの激しいものにつきましては、この費用の中で2か所から3か所程度新しくしておるところでございます。あと支柱であるとかそういったもの、さびとかそういったものについて修繕するために、例年80万円をつけさせていただいておりまして、今回の10万円の増額につきましては、昨年の議会の中で議員さんからご提案いただいた中で、さびているところとか、また、見づらいところがあるよというようなご指摘もありましたので、その費用を若干増額させてもらったという内容のものでございます。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 愛町部長、答弁願います。

〔愛町部長 川島和武君 登壇〕

○愛町部長（川島和武君） 引き続き、横断歩道の関係なんですけれども、令和6年6月4日、総務観光常任委員会におきまして、町内の横断歩道が不鮮明になっていて危険という意見が出されております。その委員会終了後、直ちに町内の横断歩道について緊急点検を担当課で行っております。その結果、国道が8か所、町道が13か所の計21か所において不鮮明な横断歩道を発見しております。

横断歩道は道路標識のため、公安委員会ですか、警察の所管になりますので、長野原警察署が窓口ということで、署長宛てに横断歩道の早期の再塗装を求める要望書を6月5日付で発出してしております。8月27日に要望した21か所について確認をしましたところ、21か所中11か所、国道が6か所、町道が5か所につきまして再塗装が実施済みでありました。残っている横断歩道につきましても、今後、長野原警察署のほうから県警本部へ上申するということになっております。

引き続き、塗装の経過を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 次に、4番目は、ぐんま緑の。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 緑の県民基金の市町村提案型事業の関係でございます。予算書は86ページでよかったと思います。よろしいですか。86ページの関係ですね。

この関係につきましては、群馬県の補助事業を活用するものでございます。県のほうでは、県の森林が水源の涵養、災害の防止等の公益的機能を有して、全ての県民が等しくその恩恵を享受するということで、この基金を使わせてもらっている提案事業です。

草津町におきましては、平成26年から毎年度、補助事業を活用させていただきまして、歳入では30万を毎年いただいておりますが、経費として35万円の範囲で事業を展開しているところでございます。具体的には、特定非営利活動法人の草津スキー倶楽部のインストラクターさんをお願いをしまして、県民を対象としましたスノーシュー体験や、草津町だと嬭仙の滝や石尊山のトレッキング、また、草津小学校の森林環境教育の中で、チャツボミゴケ公園のほうへ探索を毎年度、親子行事として4年生が行っております。新年度につきましても4回程度計画させていただいて、事業費35万円を計上させていただいたという内容のものでございます。

同じページの続けてでよろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） はい、続けてください。

○総務課長（石坂恒久君） 林道管理事業につきましては、今回ご質問は70万円の維持補修費の関係だと思いますけれども、これにつきましては、昨年度まで毎年300万円程度、小雨林道の補修工事、オーバーレイの費用をつけておりましたが、新年度につきましては、修繕料、草刈り側溝清掃、これを一旦70万円で見させていただいて、また改めて補修等の必要な箇所については組立てをし直したいということで、新年度、若干予算のほうは減額させてもらっているという状況のものでございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、観光課長、答弁願います。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、有坂議員の6つ目の88ページの職員が足りているかどうかについての質問でございます。回答させていただきます。

まず、給与費が減額していますのは、人事異動の関係だとか、そういったものを加味した関係で金額は減っているという状況です。人数が足りているか、足りていないかといいますと、今現在、十分この人数でふるさと納税を含め、観光施策、イベント等については、観光協会がフルに小さいイベントも含めて一生懸命やっているということで、人数が足りてい

る、足りていないというところであれば、今、十分にやっているというふうに回答をさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

上坂議員。

○8番（上坂国由君） 8番、上坂です。よろしくお願いします。

ページでいいますと102ページ、2つほどお伺いいたします。

社会資本整備総合交付金事業で、こちら18款、18節です、負担金、補助及び交付金、街なみ環境整備修景助成事業、この内容というか何件補助をしているのかをお伺いしたいこと、そして2点目、委託料でライブカメラの保守なんです、こちら何個分のカメラのことをいつているのかと、あと、また、町長にお伺いしたいのは、今、草津道路、多分かなり有意義にライブカメラを皆さん見ていただいているんですが、メロディーロードと言われているところですか、あの辺とか少し渋滞区域が見えないところがあるんですが、そちらの新設の気持ちとかはありますかということをお伺いしたいんですが、その2点をお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長、答弁願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 上坂議員の質問にお答えいたします。

102ページの社会資本整備総合交付金事業における18節負担金、補助及び交付金、街なみ環境整備修景助成金1,000万円の中身ということですが、これは昨年度までは500万円で、街なみ修景整備を行った事業者に対して、国が2分の1、県と町が4分の1ずつ助成する制度になっております。それで、昨年度500万円だったんですが、ほぼ使い切っておりますので、今年度は事業が大きくなることを想定して、倍の1,000万円の計上をさせていただきました。

2点目の12節委託料のライブカメラ保守132万円の台数ということですが、今、私どもが管理しているライブカメラは21台ございます。この21台の保守料ということで、132万円の計上をさせていただいております。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） もう一つは、町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、上坂議員の質問にお答えをいたします。

今、担当から話を申し上げましたが、私の施政方針の中でも書いてありますけれども、今、草津町が町として主体としてやっている事業が、社会資本整備総合交付金を活用した事業、今、課長が言いました。そして、もう一つが街なみ環境整備事業、これも町が主体でやっています。それから、これが今後なくなるといううわさもあるわけでありまして、草津町、二十数億もお金が入ってきた高付加価値事業、これも国交省がやっています。

草津町が非常にうまくいったケースとして、一番私はこの事業が非常に功を奏したと。つまり、町は行政としてとことん町づくりをしてきて、そして、街なみ環境整備事業は民間も巻き込んで、国が3分の1、町が3分の2で、草津町が3分の1持ってやりましょうと。それが全部で117件も出たということでありまして、競争するようにその後、町並みが変わってきたと。と同時に、ホテル、旅館が、今度は高付加価値、国交省がつくった、で二十数億の金が草津町に入ってきた。ただ、これが財務省からすると、物すごい荒っぽい金の使い方だということで、かなり目を光らせられたということの中で、この前も言ったように、財務省の主計官が草津に入って調べにきました。

そういう中、赤羽国交大臣がこの制度をつくったんです。私がこの間の予算委員会に、名誉なことですけども、首長としては知事と私とあと2人おりましたけれども、そういう中で、地方創生という中で私が述べたのは、地方の人口を増やすのはなかなか大変なんでしょう、交流人口を増やす、400万人という数字になるんだということを言ったら、みんな驚いて、すばらしい考えじゃないかというふうに褒めていただきました。赤羽大臣も、自分がつくったものがあまり評判が悪いという形の中で、町長がそれを取り上げて話をしてくれたのは本当にありがたかったと、後でお礼の電話が来たわけですけども、そういう形の中で、町が主体としてやる、それと民間と町と協働してやる、高付加価値は観光協会を通じた中でやった事業でありますけれども、この事業が3つ重なったからこそ、今の草津町が繁栄がしているものと私は判断しておる次第であります。

それと、もう一点の質問のライブカメラ全部で20台かな、カテゴリーが駐車場、道路の状況、観光、それから白根山の火山防災というカテゴリーがありますけれども、しておりまして、今、上坂議員が提案したところに必要とするならば検討してみたいと。町として、4Kを今まではこだわったんですけども、逆に4Kがかえってたちが悪くて、夜になると映らない。だから2Kでやれば、それほどめっちゃくちゃ高いカメラじゃないですし、ただ、工事費がかかりますから、そういう中で検討します。約束します。メロディーラインのあの辺の

状況が分かれば、それは確かに有効性があると思うんで、その辺はここでやるとは断言しませんが、検討したいと思います。

以上、答弁とします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○8番（上坂国由君） 大丈夫です。ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

4番、市川議員。

○4番（市川祥史君） 4番、市川でございます。

3点ほど質問させていただきます。

まず、74ページの母子保健医療対策総合支援事業において、産後ケア事業、こちらが前年度が252万円から増額になっているんですけれども、利用者増なのか、また事業が増えたのか、その辺の内容をお聞きしたいと思います。

次に、114ページ、DX推進事業においてなんですけれども、こちら、これから郡から1名を予定しているということなんですけれども、デジタル教育の格差は生じていないか、また、県教育委員会の働きかけを強くお願いしたいと思うんですけれども、これをやっていたいているのかをお聞きしたいと思います。

次に、120ページ、中学校教育復興事業における消耗品費なんですけれども、昨年度154万3,000円と大きく増額となっているんですけれども、こちらの主な中身を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 一番最初の質問につきましては、健康推進課長。

〔健康推進課長 和田 修君 登壇〕

○健康推進課長（和田 修君） 今、ご質問のありました市川議員の質問にお答えいたします。

産後ケア事業といたしまして、草津町に住所のある産後4か月未満の子とその母親が受けられる事業となっております。実際に令和5年度から使われる人の回数が増えてきてまして、令和5年度では14人の方で69回、令和6年度では16人の方で95回、現在まで使っております。使用頻度も伸びている事業となります。

令和7年度からは、今度はデイサービス型が今までだったんですが、アウトリーチ型といまして、自宅のほうに助産師さんがいらっしゃいまして、その子の育っている状況、または指導、あと育児の相談ですね。それとあと、来ていただいている間に母の休養の時間に利用できるというような事業となっております。それなので、令和7年度についてはアウトリ

一チ型が入りますので、予算額のほうも増額とさせていただいております。

以上になります。

○議長（宮崎謹一君） 次の質問、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、市川議員の質問にお答えいたします。

114ページのD X推進事業につきましては、今年度まで県から派遣をしていたD Xのお手伝いをいただける職員がおりましたけれども、来年その期間が切れるということで、新たに町費で推進委員のアシスタントを配置する予算でございます。県については要望しているんですが、今年度で打ち切るところで、町費のほうで設置を考えております。

次に、120ページの中学校費の消耗品でございますが、これにつきましては、学校からの要望により各教科の文具、それから消耗品等のものが上がっておりまして、細かくは各教科に分かれておりまして、例えば体育関係ですと握力計だとか、それから音楽でいうと音楽に関わる備品を要求されて、この金額になってございます。

以上でよろしいでしょうか。

○4番（市川祥史君） はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 町長、補足をお願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 114ページのD X事業については、今、担当が申し上げたとおり、今までは県の事業として、国の事業として金が出ていたんですけれども、私もあんまり打合せしていなかったんですが、結局、県は出してこなくなったと。だから、町単でこの予算をつけたということで、予算をつけた以上、有効性が出るように取り組んでまいりたいと思っております。

D X、デジタルトランスフォーメーション、A Iの変容という言い方もしますが、これも我が町としても、うちの職員、大変若手やる気で、四、五人でチームを組んでD Xチームを立ち上げて、具体的に言いますと、メールじゃなくてL I N Eか、L I N Eのあれを町が発信するのは彼らがつくってくれたんです。やっぱり何でもかんでも外注するというんじゃないくて、やっぱり職員たちがそういうものの中でD Xチームをつくって、それもやっているということで、やはりこれからはもう何度も言いますが、発信の仕方はネットです。もうそれが一番有効性あると。

だから、この前も言いましたように、デービット・アトキンソンさんが、インバウンドを

誘致をしたいならもうネットの時代だと。そして、日本へ来たら外人の皆さんは、そこで改めてどこへ行こうか、また判断するんだそうです。そういうときに一番、要は信用度の高いのは公共団体が持っているホームページと。そういう中でそのDXチームもそこに関わって、それもやっています。

ですから、質問の趣旨とちょっと変わるんですけども、これはこれで教育という中で、しなきゃならないと判断したんで予算をつけたと、町単独でということであります。DXについては、うちの職員が一生懸命やっていますので、その辺も評価をいただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

教育長。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） 失礼いたします。

先ほど私どもの事務局長のほうで答弁の中に一部ちょっと表現の誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

局長のほうから町単というふうに案内があったかと思うんですけども、実際には県がこの事業を廃止するというか、国庫補助を3分の1の国庫補助事業として変わっていくというような内容になりますので、その部分の修正をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○4番（市川祥史君） はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本です。

1問お願いいたします。

34ページ、中ほどにございます総務費一般管理費、ごめんなさい、一番下から2番目にございます庁舎の電話リース料に関してなんですけれども、199万6,000円の予算がついているものです。当初予算としては今回これが初めて出てくるものということになると思うんですけども、これまで庁舎内の電話というのがどうなっていたのか、それから、今回リースということですので、今後継続的にこれは予算計上されていくものなのかといったところ、リースということに至った経緯なども含めてお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 湯本議員のご質問にお答えいたします。

予算書の34ページ、一般管理費の使用料、賃借料のうち庁舎電話リース料とのご質問でございます。

役場庁舎の電話機につきましては、90台ほど保有しておるところでございますが、導入から8年が経過する中、令和5年度、また令和6年度に故障や不具合が発生をいたしました。主には経年劣化によるものと、草津町特有のいわゆる温泉というか酸害と思われる電話主装置の基盤の故障が数回発生したことによりまして、夜を徹しての対応を数回しておるところでございます。これは町長のほうでいつもおっしゃっております危機管理は最重要課題ということで、防災・危機管理安全対策上、役場における電話回線、電話機器の保持につきましては対応の生命線と言えるということで、協議を進めてまいりました。

この関係、今までは購入をしておったんですけれども、今言ったとおり特殊な故障をするという中では、保守契約サポートを全面的に強化したいというところで、NTTとサポート体制を強化した形の中で、リースのほうが有利という部分が出てきましたので、新年度につきましては、90台の年間199万6,000円、これは主に5年を主体としておりますが、リース料で計上をさせていただいたところでございます。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 付け加えますが、私が町長になったときに役場の内容を見ますと、物すごいリース料が多かったんです。それはなぜかという、金がないから、取りあえずリース組めばいい。すると目の前からなくなっていく。すると何となく帳尻合う。

リースというのは、厳格に言うとならファイナンスリースというんですよ。何かを担保に融資をするという意味なんです。ですから、買取り価格に何らかの金利が乗るわけですよ、ファイナンスですから。だから、そういう意味で、それと、町がもうリースならもう組んじゃえば、後は知らないよ。だけれども、それはそっくり借金なんです、町の。途中で解約しても、5年なら5年、6年なら6年間のそれを解約するときは全部払わなきゃならない。

ということになれば、隠れ借金がたくさんあるじゃないかと、これはもう認めないということで、私が大なたを振るって全部買取りでいこうということにしてきたんですが、この問

題について、今、課長が述べたとおり、危機管理という観点の中で草津特有の故障がたくさん出てくる。その中で、契約の結び方で、それは買取りでもできないことはないんですよ、同じですから。だけれども、やはり使い勝手がいいだろうと今回のケースは判断しました、リースが。

それなので、リースを組んだということで、また町長が言っていたことを翻して、何でもかんでもリースをするのかと言ったら、私はそのほかのものはリースを組ませることはあまり認めないと。ゼロとは言わないんですけども、やはり隠れ借金ということを職員が認識しなきゃならないということを、帳簿には載らないんですよ、負債に。そういう借金というのは、私は嫌う。やっぱり借金は借金できちんと把握していかなきゃいけないという、これは町長の当初からの政策上の判断という中でありますが、今回のこのいろんなトラブルが起きたときの危機管理の観点から、リースにして、その契約の中で保守をさせたほうがうまく機能するという判断をしたものですから、ファイナンスリースにしたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ。

○9番（湯本晃久君） ありがとうございます。

今回は庁舎のリース料ということですけども、昨年、一昨年の事故のときは、庁舎に加えてバスターミナル等のほうも電話回線の故障というか、そういうことがあったと思うんですけども、今回に関しては役場庁舎のみということでよろしいですか。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 行政としては、そこら辺は把握していません。ですから、基本ターミナルは観光公社に管理させていますので、後で調べますけれども、全部連動しているのかどうか、システム上のことは私も技術的なことだから分かりませんが、当局としては、すみません、ちょっと今のところ把握できていないということで、すみません。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○9番（湯本晃久君） はい、結構です。ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑なければ、質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

初めに、原案に反対の方。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） いませんね。

それでは、続いて、原案に賛成の方。

討論、討論だよ。討論だけやっちゃいます。

安井議員。

〔5番 安井尚弘君 登壇〕

○5番（安井尚弘君） それでは、5番、安井尚弘でございます。

議案第11号 令和7年度草津町一般会計について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

町長の施政方針でも述べられているとおり、福祉と観光をバランスよく機能されながら、100年先を見据え、付加価値の高い町づくりを目指していくとの姿勢に賛同いたします。

令和7年度当初予算は56億6,356万円と、前年度比112.2%となる過去最大の措置となりました。主要事業としては、天狗山レストハウス新築整備事業、温泉門駐車場大型対応エリア整備事業、中央通り再整備事業を湯畑まで延伸する整備事業、町道4地区の改良整備事業、中学校校舎冷水式空調設置事業、消防ポンプ車更新事業、高校生就学費補助事業、小・中学校GIGAスクールタブレット更新事業、産後ケア妊婦のための支援給付交付事業、ひとり暮らしの高齢者配食事業、町内巡回バス運営事業、こども園及び小・中学校給食無料化事業、7回目のくさつ温泉感謝券事業などなど、希望に満ちた予算案になっております。

行政と議会と町民が一丸となって、草津町発展のために力を合わせることを祈念し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） ご苦労さまでした。

ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、以上で討論を終了いたします。

続いて、議案第11号については採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りします。議案第11号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（宮崎謹一君） 起立全員と認めます。ご着席ください。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決決定いたしました。

ここで1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時59分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎議案第12号～議案第14号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第12号から第14号までの当初予算案について一括質疑を行います。

12号から14号までございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決につきましては、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第12号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第12号につきましては、可決決定いたしました。

続いて、議案第13号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第14号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第14号について、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第15号及び議案第16号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第15号、第16号の当初予算案について一括質疑を行います。

15号、16号についてはございませんか、質疑。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第15号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第16号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第17号及び議案第18号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第17号、第18号の当初予算案について一括質疑を行います。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） では、9番、湯本です。

17号、18号それぞれについて1つずつ質疑を行います。

まず、17号、事項別明細書の2ページ一番最後のところ、それと3ページの真ん中より少し下です。それぞれ、温泉と温水それぞれで水道料、受水費ですけれども、両方とも前年度の当初予算と比べて1,000万円ほどの減額となっております。この減額に至った理由をお願いいたします。

続いて、ごめんなさい、18号も一緒に聞くんですね。

じゃ、18号についてお願いいたします。

1ページ、収入のところでの使用料収益、指定管理収益のフロート制についてです。フロート制ということで、利益が出た場合に多くということになると思うんですけども、そのフロート制になる部分の算出の積算方法について、もう決まったものがあるかどうか、それと、このフロート制を導入にするに至った経緯といいますか、その考え方をご説明をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 最初に、温泉温水についてですが、課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） それでは、湯本議員の質問にお答えします。

2ページ一番下、受水槽と、3ページの中ほどの下、同じく受水槽、温泉温水の受水槽の関係についてお答えいたします。

令和6年度予算が受水費で4,747万1,000円、令和7年度予算が受水費で3,730万4,000円、その差が1,016万7,000円ということで、温水温泉施設合わせて2,033万4,000円の差になるかと思えます。予算説明のほうでは、前年度の実績に基づきということで説明をさせていただきました。

令和6年度の予算を出すときには、5年度の12月までを基に、基準に出しています。お客様の入り込み、または旅館や施設などが新たに増量や開栓した場合など、月によっては数字、数量が上がる場合がありますが、一番多い月を基準にしたり、傾向を見て平均を取ったりして数字を出しています。

令和7年度におきましても、昨年の12月までを基準に算出させていただきました。結果として、令和6年度の算出よりは少なく、少ない量で算出をさせていただいたというような内容になるかと思えます。令和7年度につきましては、約7万5,000から7万8,000トンぐらいですか、令和6年度については、9,000トンを超えるような数量で計算をさせていただいたような内容になるかと思えます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、18号、企画創造課長、答弁願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 湯本議員のご質問にお答えします。

フロート制のご質問ですが、私のほうから計算方法だけ説明をさせていただきます。

予算と実績で10%の乖離が生じた場合、営業利益の50%につきまして、公社と草津町が50%ずつその利益の配分を分けるという決まりになっております。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○9番（湯本晃久君） はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 町長、補足で説明をお願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 温泉課長のほうは答弁したとおりでと思うんですが、よろしくお願いいたします。

フロート制というのは、その言葉自体、私が考えついた言葉であります。それが正式にあるかどうかちょっと分からないんですけども、つまり上下するよと、そういう意味なんです。が、観光公社ちょっと歴史見ますと、私が就任時にはもう経営がめちゃくちゃ、それで、事業部時代から事業部、開発協会、観光公社という3つの段階を踏むと、総トータルで34億の累積赤字があったと。本来、向こうが持つべきなんですけれども、それは不可能だということで、全部それが累赤として草津町が背負っていたと。それが、この間も委員会で申し上げましたように、今現在、14億まで会計上の赤字は減らしてきたという中であります。

そういう中、観光公社も就任時はもう毎年赤字出すのが当たり前という状況の中で、私が就任したとき、何としてもこの会社を立て直すんだと、ここではっきり述べた事実を今でも覚えていますけれども、そうしないと草津町との表裏一体の会社ですから、結果として草津町までおかしくなるという中で判断したんですけれども、いろんな手を打ちまして、2年半ぐらいたったと思うんですけれども、黒字化をさせました。

その後、いろんなことが起き、東日本大震災、それから本白根山の噴火、それで、きつかったのがコロナウイルスの蔓延ということで、令和2年、3年でトータルで6億円の赤字をつくってしまったということで、このまま放置するとこの会社潰れる、それと、もう一つ危惧したのが、社員たちが希望を失って離職し始めたという傾向が出たものですから、急遽私が2年間の約束で、ここで述べたですけれども、2年間という約束で全ての報酬ゼロという

形の中で、立て直すために町長に就任するという事で進めてまいりました。

結果として、令和4年度では1億円の利益を出したということなんですけれども、観光公社というのは、そもそもスキー場を抱えていると、一番これが景気、または自然現象に大きく左右される業種です。雪がなければめちゃくちゃになりますし、雪があり過ぎてもまたおかしくなる、非常に難しい経営だという中で、そしてコロナ禍の中で。

正直言いまして、指定管理料を皆さんにもお知らせしましたが、7,000万ずっと減額してきたんです。しかしながら、令和6年度ではそれを元に戻しました。つまり、7,000万減額しているものを元に戻して、そして、利益は恐らく3月末を見なきゃ分からないんですけれども、2億近くの利益を出すと思います。そうすると、もし2億の利益を出すということになって、累積が5,500万円ほどありますから、それに対して大きな税金というものが発生してきます。それも観光公社が、町が多大な投資をしながらそういうふうに、言葉は悪いんですけれども面倒を見てきた中で、それだけの税金を払うということになると、これはまた違う意味でバッシングを受けるという中で、さんざん考えた挙げ句、判断したのが、その、私がつくった言葉ですけれども、フロート制、つまりベースになる7,000万円を元に戻して、それ以上利益が出たら、営業利益を半分ずつ分けるという判断をしました。

そして、これをしておくためには、やはり税務署に必ず目をつけられます。その中で、税務署というのは、課税するときは税務署のほうで立証するんですけれども、その次に今度は納税者が立証しなきゃならない部分になりますと、そうすると文書でそのルールを取り交わしておかないと、恐らく否認される。観光公社が利益を草津町に例えば1億円渡したとすると、それは経費として認めません。勝手にやったんだから、観光公社はトータルの2億に対して課税しますということが税務署というのは言ってくる可能性が高い。

そういう中で文書化しようということで、公認会計士と税理士を町長室まで来てもらいまして、しばらく話をした中で私の考え方を伝えて、こういう考えでいきたいと言いましたら、そうしたら返事が全然来ないんですね。2人とも腕を組んで、うーんと言っていたんですけれども、ようやくそれが結論が出て、公認会計士が監査をする条件としてそれを認めようという判断になりました。

そういう中でしたら、今後、恐らく来年度以降、値上げもしてきますから、同じように利益が出ると。じゃ指定管理料を上げればいいのかという理論も出るんですけれども、非常に乱高下の激しい観光公社だと思います。そういう中で利益が出たとき、そのときには営業利益の50%ずつ草津町と観光公社で分配をするという取決めを私が素案として書きまし

た。それで公認会計士に渡して、それが改めて公認会計士のほうから成文化されたものが来たわけで、それで契約を結びます。今後はその流れの中で進んでいくということでもあります。

ですから、今回、例えば2億円利益が出たとすると、草津町に指定管理料が7,000万乗せた今までのベースのところに、さらに1億来るということです。観光公社は1億の利益と判断すると、そこに累赤が5,500万ほどあります。そうすると、それが差引かれるわけです。そうすると、観光公社は4,500万に対しての法人税等を支払うというルールになってくると思います。

そして、今、令和6年度では累赤があるから相殺されますけれども、それがもう消えますから、ゼロに。そうすると、令和7年度はこのままだと、論理的に考えれば相当の利益が出せる会社になると。夢のような本当、話なんです。うちの事務方からすれば、もう観光公社イコールいつでも赤字、その赤字は役場側、町側が背負っていくという形の中でいかなければならないということだと思うんです。そういう中、正直言って好調です。

そして、1つのデータ、面白い読み方するとこういうことになるんですけども、パルスゴンドラをかけました。そうしたら、これ12月なんですけれども、前年比の売上げが132%です。そして、天狗山の高速クワッド、これが127.8%、しゃくなげのクワッド、つまりこれは殺生線です、それが117.3%。これは人数です、売上げじゃなく。そして、これが1月になってきますと、天狗のパルスゴンドラが121.6、そして天狗の高速クワッドが全く同じ数字で、伸びで121.6、殺生線が119.3という数字に変わってきます。

そして、2月になるとこの様相が変わるんです。パルスゴンドラが135.5%と伸びて、逆に今度は天狗の高速クワッドが109.8、しゃくなげ、つまり殺生線のクワッドが93.6%に落ちてきました。これどういう意味かという、2月から3月になりますと若い人たちがいっぱい来ます。そうすると、私が狙ったとおり、天狗のパルスゴンドラは、単なるスキーヤーだけを相手にするビジネスじゃない、スキーをしない人たちを山の上へ乗せて、スキー場を楽しくするんだという発想をしたら、この数字から追いかけていっても、やはり135.5%、これ人員ですから、伸びて、殺生線が93と逆に下がってくるということは、天狗でお客様が過ごしているということが数字上、裏づける。ですから、パルスゴンドラをかけたことは、大変ビジネス上、大きなプラスになりました。

そういう中で、今言いましたように、話を戻しますけれども、今年で恐らく2億円ぐらいの利益を出すだろうと。その中の1億円は草津町に頂く。そして、かつ7,000万ずっと面倒を見てきたんですよ、コロナ禍で。それで、向こうの役員さん、旅館組合長の皆さんは、高

い高いと言われて、そんなこと、我々家主のほうだって莫大な投資をするんだから、簡単にはそうはいかないと言っていたんですけれども、観光公社を再生させたいために思い切り1回下げました。それで再生させました。そうしたら順調な会社になりました。それなので、フロート制というものをに入れてやれば、全部観光公社の利益じゃなくて、利益が出れば草津町にそれを還元される。これで何年か様子を見て、そのベースになるものをまた考えてみたいと、このように思います。

かなりこれは知恵を使った手法で、これをやはり税務署に認めてもらわなければならない。草津町は税金って払わないんです。観光公社は会社だから払う。そうすると、民間同士の契約同士ですから、これはいいんですよ。いいんで、どっちから税務署が取ればいいんですけれども、町は払う立場にないから、そうすると、下手をすると利益操作ということを必ず言われるんです。そのためにちゃんとした契約書を作ることと、論理的なものを組み立てておかないと、勝手にしたことは否認すると言われかねないと思います。

例えば、私も東京でビジネスしていますけれども、国土交通省は、例えばテナントの料金が高過ぎるから面倒見てやれというんで指導してくるんです、その間コロナ禍は。と言っているながら、税務署はそれ逆の発想をするんですね。それは認めるのはいいでしょう。しかしながら、ちゃんとしておかなければ違う理由で下げたとも言いかねない。それは勝手に下げたんだから、それは寄附行為に当たるから、その寄附は公共団体の寄附じゃないから駄目と税金を課税してきます。そして、前の時代は観光公社が利益出たら、それを利益分をそっくり寄附させたんです。恐らくこのやり方は税務署は否認してきます。なぜかという、一般会計じゃないんですよ、これは企業会計です。その寄附行為というものは簡単には認めないと私は思います。

そういう中で知恵を絞った中で、公認会計士、税理士と協議をしながらここまで持ってきて、案はできていますので、お互いに判こを押せばいいように、もうそこまでできてきました。そして、来年以降も私は順調に、パルスゴンドラ効果もあり、順調に推移はスキー場はしていくと思いますし、また、風呂関係も非常に順調です。

値上げしたときというのは、私は何を見ているかというと、売上げを見ないんです。要するに利用人数を常に見ています。それが落ちることになると、これはお客さんに支持されない、つまり、高いというイメージになるだろう。しかし、風呂も上げたとき、全く数字は落ちない。どんどん伸びていく。それでスキー場の料金も上げた。落ちない。それで、今スキー場は下手すると1万円の時代に入ってきたと。それがさっき議決いただき

ましたけれども、6,500円と指定しましたが、私の判断は、取りあえず6,000円で令和7年度はシーズンをやっていきたいと。そして、判断によってはまた6,500円まで上げるかもしれないですけども、それは無断ではやらないと。議会にちゃんと説明した上で、論理的な説明の中でやっていきたいと思います。

長くなりましたけれども、大変これ奥深い話なんですけれども、知恵を使ったフロート制というものを考えたということで、よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○9番（湯本晃久君） はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

小林議員。

○6番（小林純一君） 6番、小林です。

18番の千客万来事業の4ページ、資本的収入についてちょっとお伺いいたします。

補助金として、観光庁から国際競争力スノーリゾート形成促進補助金3,547万5,000円と、もう一つ、群馬県からリトリート環境整備補助金6,828万8,000円と計上されておりますけれども、これはそれぞれの事業に対する補助なのか、詳細を教えてくださいませんか。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長、答弁願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 小林議員の質問にお答えいたします。

4条収入の補助金のほうですが、主に充てる事業としましては、レストハウスの7年度については附帯する設備について充てることとなっております。大きなものとしては冷暖房設備です。それとA棟の解体に伴う設計費、それとあとジオラマ等に充てる予定となっております。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。どうぞ、次。

○6番（小林純一君） これ両方、一緒くたに2つ合わせて1億円ということで、それぞれというのは分けてはいないのでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 課長が答弁しましたけれども、補助金というのは交付税もそうなんですけれども、いろんなものが合計で幾らと来て、その内訳というのは国は示さないです。交付税も同じです。交付税もいろんなものの計算の中で示して幾らと出てくるのが当たり前な

んですけれども、これ分割されているか。

〔「されていますよ。目的は決まっていますよ」と言う者あり〕

○町長（黒岩信忠君） されているんなら言えるか。大丈夫か。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 2つのメニューがございまして、リトリート環境整備補助金のほうで補助金を充てております。それにつきましては、先ほど申しましたレストハウスに充てる補助金、附帯設備に充てる補助金となっております。

それと、国際スノーリゾート形成事業促進事業としまして、ちょっと3条と4条に振り分ける形になるんですが、ロープウエーの支柱の撤去の関係と、それが3条工事で、4条工事のほうは、やはりレストハウスの附帯設備に係るものとなっております。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） まず、17号のほうと18号、1つずつお願いします。

17号の収益的収入のところ、温泉使用料が昨年より減額計上で、温水使用料が昨年よりプラスの計上なんですけど、これ予算説明書の最初のほう見ていると、去年とあまり変わらない数量が計上されていると思うんですが、それぞれ減額計上したのと増額計上した理由を教えてくださいたいと思います。

あと、今、18号のほうは小林議員とも関連すると思うんですけれども、収益的収入のところにも観光庁の補助金があつて、たしか傍聴して聞いたとき、こちらのほうの補助金、ロープウエー支柱の撤去費用に充てるためのというようなことを聞いたと思うんですけれども、これ資本的収入の今の回答だとこちらにも使えるんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 温泉課長、答弁願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 有坂議員の質問にお答えいたします。

営業収益のほうの温泉と温水の収入の関係だと思うんですけれども、温泉については許可等があまり変わらないんですけれども、その条件によって多少変わっているということで、マイナスになっている面があるかと思うので、その数字が出たかと思います。

それで、温水のほうにつきましては、やはり入り込みの量が増えているということで、収

入が増えていますということから、概算なんですけれども、そこら辺で増やさせていただき
ました。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 次に、18号について、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 有坂議員のご質問にお答えします。

すみません、先ほどちょっとごちゃ混ぜになってしまったんですが、先ほど言ったリトリート環境整備補助金と国際リゾート形成促進事業の2つのメニューを7年度は頂いているわけですが、まず、国際スノーリゾート形成促進事業のほうは、A棟の解体工事に充てる補助金となっております。それと、併せまして3号のほうの支柱の撤去、これが含まれた補助金を国際スノーリゾート形成促進事業のほうを事業に充てるような形になっております。

それと、県費なんです、リトリート環境整備促進事業は4条工事の熱交換器設置工事と、あと、A棟のスラブの改修の設計業務、それとジオラマの開設用機器の製作業務のほうに充てる内容となっております。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。何が分からないの。

○3番（有坂太宏君） これ振替ってできるんですか。収益的収入の……

○議長（宮崎謹一君） 資本と収益、違います。

○3番（有坂太宏君） 資本的収入、違いますよね。

〔「手を挙げて」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） どうぞ、有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 収益的収入の予算計上した補助金と資本的収入で上げている補助金の使い道というのは、一緒にしちゃっていいんですか。一緒にはできないですよね。

○議長（宮崎謹一君） 副町長。

〔副町長 福田隆次君 登壇〕

○副町長（福田隆次君） じゃ、3条のほうの説明をさせていただきますけれども、今、課長が説明した事業の中で、ゴンドラの支柱撤去というのがあると思うんですけれども、こちらは撤去費ということになりますと、財産のほうは除却になりますので、3条のほうで扱っていくと。事業そのものにつきましては、スノーリゾート、リトリートともに千客万来事業の事業ということで、町長申し上げたように、一緒くたに入るところはありますけれども、予算上で入ってくる場所は、こちらの支柱撤去というのは除却に当たりますので、3条のほうで受け入れて、そのほかのものを資本的のほうで補助を受けるというような分割になっている

ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第17号、17号は温泉温水かな、の議案です。17号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、議案第18号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第19号 令和6年度草津町一般会計補正予算（第7次）について質疑を行います。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 1点だけお願いします。

歳入のほうで12ページ、13ページになるんですけども、不動産売払収入という記載があります。これ、いつもよく町長は、町の景観や等々を考えると、町に土地を購入するほうが今まで多かったと思うんですけども、今回、売払い収入が発生しております。これについてちょっとご説明願います。

○議長（宮崎謹一君） これについては、総務課長。

町長、じゃ、代わって答弁をお願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 私になってから大変多くの土地を買っています。読売新聞が、なぜこんなに土地を買うんだと。必要だからと。つまり、景観を守る、乱開発を防ぐ、そういう意味で町が購入した分、多分にあります。

今回、土地売払い、具体的に申し上げますと、ナウリゾートの前のところに天狗山ペンションというのがあります。そのところの土地を、平米数はちょっと分からないですけども、それを路線価に基づいた価格で売却しました。

この理由というのは、天狗山ペンションとかあそこの辺がちゃんとした道路がないということなんです。それなものですから、一種の囲繞地に近いという判断の中で、それは町民からの要望が出ましたので、町民が困っているんなら町長は手を貸すという形の中でそれにしました。その後は恐らく聞いていると思うんですけども、その土地をまた誰かに売却して、そこに開発をするということも事実で分かっております。

じゃ、何でそういうところに町長が土地を売却したんだと言われかねないと思うんですけども、やはり今現在は町民が持っている。次の次まで町が追いかけるべきか否かというのは、いろいろ考え方あると思うんですけども、長年ここで業を営んだ人が違う形の中で生き残っていこうとするならば、それも町民が困っているなら、町長はそのときは応じると。別にただでくれたわけじゃない、安く売ったわけじゃない。やっぱりルールに基づいた金額で売ったと、そういう売払い収入が入ったということであります。

ですから、誤解されると困るんですけども、特別な思いで何か便宜を図ったとかそういうことじゃありません。やはり囲繞地というのは、私も法律は勉強してきましたから、やはり囲繞地というのはやっぱり解決してやらないと、それは建物は建たない、そういう中で物事が進んでいくわけですから、その辺は考えてやらなきゃならないということで、そのように判断をいたしました。その後の開発行為も出てくると思うんですけども、それはまた別の話になると思うんですけども、ファンドとかそういうところに売ったんじゃないくて、もともと何十年も天狗山ペンションを営んだ人に対して売るという考え方ですから、ファンドに売ったわけじゃないのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本です。

少し歳入と歳出が複雑に絡む話になるので、ちょっとページまたぎながら一度にお尋ねを
してまいります。

歳入のほうで、11ページ中ほどにございます都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金
707万9,000円の減額、そして、そのページの一番最後のところに商工費県補助金というところ
で、自然環境整備交付金447万9,000円の減額ということになっております。

こちらはそれぞれ歳出のほうを見ますと、予算の額としては減額にはなっておりませんで、
財源変更ということで、まず後者のほう、自然環境整備交付金に関しては、24ページから25
ページの一冊最後の段で国・県支出金が447万9,000円の減で、一般財源がその分、増という
ことになっております。

1個目のほうが都市計画費のところですけども、都市計画総務費で国・県支出金707万
9,000円の減、さらに地方債も630万減というところで、その分が両方合わせて1,340万3,000
円、一般財源の増額という形で財源変更として計上されているという状況でございます。

これらの事業なんですけれども、まず1つは補助が減となったその理由、それと、今回こ
れが一般財源に振り替えるという形になっていますので、事業は遂行された、あるいはされ
ているというところだと思いますけれども、そのあたり、そうなっているのかというところ
をご説明お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、湯本議員のご質問にお答えいたします。

まず、歳入における10ページ中段、国庫補助金の4目土木費国庫補助金、3節都市計画費
補助金の707万9,000円の減額、その下段になります県補助金の5目商工費県補助金、1節観
光費県補助金447万9,000円の減額について、その減額理由と関連しまして、この事業に伴う
歳出における24ページ下段、6目自然公園管理費、28ページ中段の1目都市計画総務費の歳
出における国・県支出金から一般財源への財源変更の理由についてのご質問ということですが、
各事業とも別のメニューの補助金を充てていますが、当初の予算の段階では、計画事業
費に補助率2分の1を乗じた額を配分額として想定をし、計上をしておりました。その後、
交付金の決定時に国・県の予算配分の都合上、想定していた配分額に達しない場合がございます。
今回は2つの事業とも配分額が下がったために、歳入において配分から減額のあった
補助金分を減額をさせていただきまして、歳出におきましては、全体事業費は変更とならず、

事業はそのまま遂行されるということから、不足する当該金額分につきまして一般財源で補填をする内容となっております。

なお、28ページの地方債においては、補助金の9割までの起債として認められていますが、国・県の支出金707万9,000円が減額になったことに伴いまして、地方債6,300万円においても一般財源への財源振替を行ったものとなっております。

説明は以上となります。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○9番（湯本晃久君） はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

なければ、19号について質疑を打ち切りますが、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） それでは、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

議案第19号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第20号及び議案第21号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第20号、議案第21号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第20号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

議案第20号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第21号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第22号及び議案第23号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第22号、議案第23号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第22号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第23号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第24号及び議案第25号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第24号、議案第25号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第24号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第25号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第26号～議案第31号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第26号から議案第31号までについて一括質疑を行います。

26号から31号までについて、質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第26号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第27号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第28号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第29号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第30号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第31号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第32号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑ございませんので、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第32号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を

願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第32号について、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第33号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第33号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第33号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第34号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第34号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第34号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎陳情書に係る委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、陳情書に係る委員長報告をお願いします。

最初に、陳情 1、融雪道路延長に関する要望書について、担当の民教土木常任委員長、報告をお願いします。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 陳情・請願に係る委員長報告をさせていただきます。

民教土木常任委員会委員長報告。

陳情書に係る委員長報告として、陳情 1、融雪道路延長に関する要望書でございます。

周辺の宿泊施設における観光客増加に伴い、同地区のコンビニに向かう方の転倒や道路凍結による車のスリップ事故防止の観点から、昭和区 6 号線の融雪道路延長を要望するものがあります。

委員からは、延長することによる熱源の確保や、その他の排湯の利用等について意見が出され、当局から説明を受けました。

慎重審議の結果、各委員の意見としては、趣旨採択 4 名、不採択 1 名となり、当委員会といたしましては、趣旨採択といたしました。

以上、陳情に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） ただいまの陳情について、委員長の報告のとおり趣旨採択ということで決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

続いて、陳情 2、こぶしの湯建て替えに関する要望書について、担当の温泉温水対策特別委員長、報告をお願いします。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） それでは、陳情・請願に係る温泉温水対策特別委員会委員長報告をさせていただきます。

陳情 2、こぶしの湯建て替えに関する要望書。

男女ともに入り口に向かって何段もの急な階段を上がって入り口にたどり着く。老年、弱者にとって非常に厳しい構造となっている。階段をなくし、道路からフラットに入れる構造が望ましいと思うことから、建物自体の老朽化も含め、建て替えを要望するものであります。

各委員からは、昨年実施された補修の状況や他の地区における浴場の状況などについて質問があり、当局からは、計画的な工事を実施していくことや、温泉行政の在り方などについて詳細な説明がなされました。

慎重審議の結果、各委員の意見としては、採択2名、趣旨採択3名となり、当委員会としては、趣旨採択といたしました。

以上、陳情書に係る委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 本陳情書については、ただいま委員長報告のとおり、委員会では趣旨採択ということで決定しております。いかがですか。

本陳情書については、今の委員長報告のとおりでよろしいですか。賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。

◎追加議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、追加議案の上程をいたします。

初めに、発議第4号 専決処分事項の指定について上程いたします。

本案は議員提案であります。提案者代表から議案の説明を願います。

市川祥史議員。

〔4番 市川祥史君 登壇〕

○4番（市川祥史君） 発議第4号 専決処分事項の指定について。

国において現在地方税法などの改正について審議中であるが、これが議決公布された場合、草津町税条例の一部及び草津町都市計画税条例の一部をそれぞれ改正する必要があるので、当該条例などの一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分をすることができるものとする。

令和7年3月11日提出。

草津町議会議員、黒岩卓、市川祥史、金丸勝利、安井尚弘、安齋努、直井新吾。

専決処分事項の指定について。

草津町税条例（昭和37年草津町条例第16号）の一部を改正する条例（案）及び草津町都市計画税条例（昭和33年草津町条例第1号）の一部を改正する条例（案）。

改正の概要。

本件は、現在第217回国会において、「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）」が審議中ではありますが、この法案が可決及び公布された場合、令和7年度以後の各種町税に影響するため、法改正に対応した税条例などの整備を行うものです。

主な改正理由。

軽自動車税種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し。総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とするもの、その他法改正による項ずれ及び字句の整理など。

改正条例施行予定日、令和7年4月1日。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本案は担当委員会の議員による提案であります。

よって、委員会付託を省略し、直ちに審議したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

発議第4号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第4号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、発議第4号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、発議第5号 専決処分事項の指定について上程をいたします。

本案は議員提案であります。提案者代表から議案の説明を願います。

上坂国由議員。

〔8番 上坂国由君 登壇〕

○8番（上坂国由君） それでは、発議第5号につきまして説明をさせていただきます。

専決処分事項の指定について。

国において現在地方税法等の改正について審議中であるが、これが議決公布された場合、草津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、当該条例の一部を改正する条例を地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分をすることができるものとする。

令和7年3月11日提出。

草津町議会議員、上坂国由、直井新吾、宮崎謹一、湯本晃久、小林純一、有坂太宏。

概要を説明させていただきます。

国民健康保険税課税限度額及び軽減判定所得基準額の見直しに係る条例の一部改正でございます。

概要といたしまして、国民健康保険税の課税限度額の見直しです。

①といたしまして、基礎賦課額による課税限度額を66万円。現行65万円から66万円に引き上げる。

②後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円。現行24万円からの引上げになります。

③介護納付金課税額は据置き。現行17万円ということで据置きになります。

また、低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充ということで、国民健康保険税の軽減の対象となる所得基準について次のとおりとします。

①5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘ずべき金額を30.5万円。現行は29.5万円になっております。

②2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘ずべき金額を現行の54万5,000円から56万円に引き上げるとなっております。

本施行予定日は令和7年4月1日となっております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は担当委員会の議員による提案であります。

よって、委員会付託を省略し、直ちに審議したいが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

発議第5号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第5号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、発議第5号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付の一覧表のとおり、会議や諸行事等に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案外にかかる委員長報告を願います。

ない場合は、なしと答えてください。

初めに、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、総務観光常任委員会、付託議案外にかかる委員長報告をいたします。

付託議案外にかかる委員長報告。

その他の事項についての中で、専決処分事項の指定について。

まず、国において、現在地方税法等の改正について審議中であり、この法案が年度内に可決し、公布された場合には、4月1日に施行される予定であることから、草津町税条例等の一部をそれぞれ法改正に対応するため、整備する必要があることから、当局からその内容についての説明及び本改正に係る専決処分の指定について申入れがあり、委員会として本件を専決処分事項とすることについて了承いたしました。

2番、横手山ゴンドラ建設に係る追加報告について。

当局から、3月3日に行われた全員協議会の席で配付された資料のほかに追加資料の配付がなされ、これらの資料を基に、再度、ゴンドラをかけた場合の範囲や火山レベルが上がった場合の影響等について説明がなされました。

当局からは説明の中で、この案件については、どの角度から見ても採算性や発展性が見いだせないという判断から、草津町としては反対の意思を明確に表明するということであり、議会としても今回の全員協議会において、草津町議会議員11名中10名が計画に反対との意思を明確に表明したことから、あらかじめ共通認識を図っておく必要があり、観光協会等の町内業界3団体に対して、町と議会の連名によって、資料を添付した通知を発出する旨の報告がありました。

3番、消防団本部における詰所について。

草津町消防本部の詰所について、手狭さやトイレがないことなどから、適切な場所の確保が必要ではないかとの意見が委員から出されました。

当局からは、各消防団詰所の老朽化問題や、各分団の消防団員の減少及び人員確保の課題が深刻であることなどから、分団の統合などの研究や、詰所についても複数の分団との共同設置などの必要性について検討する時期が来ているのではないかと説明があり、今後、整備方法などについて、団や関係者と慎重に検討していく旨の説明がありました。

4番、バスターミナルにおけるJR以外のバスの発着について。

委員から、草津温泉バスターミナルを発着場として利用しているJRバス以外のバス会社

が何社あるのか、また、他の発着場を設置するような構想はあるのかとの質問があり、当局からは、現在、草津温泉バスターミナルを発着場としているバス会社は12社である旨の報告と、利用者は増加傾向が続いている状況であることから、令和7年度において、観光客の利便性向上を図るため、温泉門付近に6台分のバス専用駐車場を整備する計画や、将来的に群大跡地の駐車場の拡大整備や湯川沿線の歩道を整備し、徒歩での観光促進を促す構想を持っている旨の説明がありました。

以上、付託議案外にかかる総務観光常任委員会委員長報告といたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 民教土木常任委員会、付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきます。

1、専決処分事項の指定について。

先ほど申し上げたとおりですが、国において、現在地方税法等の改正について審議中であり、これが公布された場合、草津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があることから、当局からの説明を受け、草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の指定について、議員発議により行いました。

2つ目、春の道路愛護デーについてでございます。

春の道路愛護デーを4月16日水曜日に予定をさせていただいております。天候不順の場合は、翌日17日木曜日を予備日とする報告がありました。町民並びに議員の皆様には、ご協力をお願いいたします。

以上、付託議案外にかかる委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議会運営委員長。

〔議会運営委員長 湯本晃久君 登壇〕

○議会運営委員長（湯本晃久君） 報告ございません。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、温泉温水対策特別委員長。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） 付託議案外にかかる温泉温水対策特別委員会委員長報告をさせていただきます。

温泉給湯について。

当局より、今後も開発が予定される中、温泉の許可、方向性などについて説明がありました。

各委員より、草津の温泉は町、町民の財産であり、評価価値も上がっている。また、水や下水、温水なども含めたキャパの問題、この数量や規模であればよいであろうという公平、平等を判断としてやってもらいたいなどの意見が出されました。

我々議会としても、町側と一緒に議論し、正しい判断ができるよう努めていきたいと考えます。

以上、付託議案外にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 付託議案外の委員長報告を終了いたしました。

続いて一般質問になりますが、その前に10分ほど休憩をしたいと思います。

再開を14時15分といたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎一般質問

○議長（宮崎謹一君） 一般質問を行います。

◇ 湯 本 晃 久 君

○議長（宮崎謹一君） 初めに、9番、湯本晃久議員。

〔9番 湯本晃久君 登壇〕

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本晃久、一般質問を行います。

今回、2つのテーマで質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1つ目です。

昨年12月定例議会冒頭の町長行政報告において、町長から、昨年9月27日に国土交通省、関東運輸局長が来庁され、日本版ライドシェアなどについて意見交換が行われた旨、報告をいただきました。

日本版ライドシェアとは、タクシー事業者による運行管理、車両管理の下で、一般ドライバーが自家用車を使って有料で乗客を運ぶサービスのことを指します。タクシー事業者のドライバー不足対策として、昨年4月から道路運送法の規制が緩和され、群馬県においては昨年11月から桐生市で開始され、開始から1か月で延べ200人の利用があり、効果を上げているとの報道がありました。

草津町においては、特に夜間にタクシーの営業がされていない時間帯があるほか、観光客増による需要の高まりもあって、日常的にタクシーが不足している状況が見受けられます。私ども宿泊業においては、例えば、お客様が夜間に急病で救急搬送された後、軽症で入院が不要となった場合、そこからの帰りの交通手段がなく、宿を空けてお客様を迎えに行かざるを得ないことがあるなど、様々な問題が生じている現状がございます。

既存のタクシー事業者の経営面、いわゆる民業圧迫が心配になりますが、その点については、日本においてはタクシー事業者にその運行管理を委ねる形でのみ認可されており、よく考えられた制度ではないかと認識しております。

そこで、2点質問いたします。

1、昨年の関東運輸局長との意見交換において、どのような議論がなされたでしょうか。

2、その議論、あるいはその他の状況を踏まえて、草津町においてこの制度を導入されることについて、その可能性はあるかどうか、現状の認識をお聞かせください。

続いて、2つ目のテーマでございます。

本年1月21日付の上毛新聞にて、下仁田町において住民票と印鑑証明書のコンビニエンスストアでの発行が可能になった旨の記事が掲載されました。草津町においては1年以上早い一昨年の12月から導入されており、マイナンバーカードを保有していれば、役場が閉庁している土日や早朝、夜間でも、また、草津町以外の全国各地のコンビニでも発行を受けられるもので、私自身も何回か利用し、その利便性を大いに感じております。

今回の記事において、下仁田町ではコンビニ発行の場合は、その発行手数料が役場窓口での発行時の300円よりも100円安い200円に設定されたことが紹介されています。

この点について、3点質問いたします。

1、住民票や印鑑証明書の発行手数料は、各自治体の判断で自由に設定することが可能なのでしょうか。

2、可能である場合、県内の他市町村、または全国的な傾向として、発行手数料がどのように設定されているか、お分かりの範囲でお示しください。

3、草津町では現在、役場の窓口発行、コンビニ発行ともに発行手数料が300円となっていますが、コンビニ発行における発行手数料を引き下げる余地があるかどうか、また、そのお考えがあるかどうか、ご見解をお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、湯本晃久議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

その前に、2月26日に発生した岩手県大船渡市における山林火災に関しましては、大変なる被害が発生したということで、被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、消火活動に当たった消防関係の皆様には心から敬意と慰労を申し上げたいと思います。

それでは、答弁いたします。

1点目、日本版ライドシェア。

1点目の質問は、昨年に関東運輸局との意見交換でのどのような議論がなされたかについてであります。

昨年9月27日に、国土交通省から関東運輸局長ほか管理職級の4名が来庁され、交通空白の解消に向けた国の方策として、昨年の4月から東京、神奈川、名古屋、京都の4つのエリアで解禁された日本版公共ライドシェアについて、制度の説明や草津町の運送事業などに対して照会がなされました。

先方の都合もあり、30分程度の限られた接見時間ではありましたが、私からは、草津町で営業を行っているタクシー会社2社から聴取をした運営状況や、町が交通施策として実施している買い物支援事業並びに福祉有償運送事業に触れながら、この制度の運用方法や可能性などについて意見交換を行いました。導入に向けた具体的な議論には至っておりません。

次に、草津町にこの制度を導入する可能性があるかという質問であります。湯本議員の質問にありましたが、当町も日常的なタクシー不足が見受けられており、それを解消する取組として日本版ライドシェアの運用が期待されるところでありますけれども、運行管理をタクシー会社に委ねる形のみの認可が得られるという制度上の制約が、地方においてはタクシー会社に相応の人的負担を強いることになるかと推察して、懸念しているところでもあります。

現在、草津町で営業しているタクシー会社に実情を聴取したところ、コロナ禍での外出自粛などの影響により、タクシー利用者の減少や、ドライバーを含む従業員の離職による人手不足が現在まで続いており、朝7時から夜10時までの営業時間についても、このような背景

から致し方ない対応であり、深夜まで営業はできないという回答でありました。

こうした実情を勘案すると、タクシー会社が運営主体となって運行管理を行う日本版ライドシェアに関しては、タクシー会社自らが人手不足を解消し、なおかつ制度に対する理解と町への協力が必要と考えられるため、今のところは導入は難しいと、このように考えております。また、既存の交通事業者への影響という面では、草津町では営業を行っているタクシー会社2社から協力をいただき、公平な運用に配慮する必要があると思います。

それ以外のデメリットといたしましては、運行の安全性やサービスの質に関する懸念、ドライバー不足、需給状況による料金変動などが考えられますが、観光需要が回復している世情に加え、400万人近い入り込み客数を見込む草津町においては、運用するメリットもあると思われるため、引き続き調査、検討をしていく考え方はあるということで答弁をしております。

次に、2点目、コンビニにおける住民票、印鑑証明の発行手数料について。

現在、草津町役場において年間に発行される住民票は約3,500通、印鑑証明は約1,500通となっており、町民の利便性を向上させる目的から、令和5年12月20日よりマイナンバーカードを利用したコンビニ発行サービスを開始をいたしました。

昨年1年間の実績ですが、住民票の発行が315通、印鑑証明の発行が142通となっており、一定の成果を上げております。

最初の質問は、コンビニでの発行手数料は各自治体で自由に設定することが可能かとの内容ですが、住民票や印鑑証明の発行手数料は、自治体が定める条例によって自由に設定することが可能であります。

当町では、手数料条例において各種手数料が定められており、コンビニにおける発行手数料もこの条例に準ずることから、基本的には役場手数料とコンビニ発行手数料は同額ということになっております。コンビニの発行手数料のみを変更する場合は、手数料条例の改正が必要となりますが、仮に手数料を200円とすると、当該金額の後ろに括弧書きで、「特定端末機で交付する場合は1通200円とする。」という条文を追加すれば、役場手数料は300円ですが、コンビニ手数料は200円とすることができます。

次に、コンビニ手数料の県内の他市町村と全国的な傾向についてでありますけれども、群馬県内では25市町村が300円で最多で、役場手数料は300円、コンビニ発行手数料を200円と条例に定めているのが4町村、そのほかで6市町村となっております。また、全国的な傾向といたしましては、住民票、印鑑証明ともに発行手数料は300円が最多となっているようで

あります。

参考までに、全国で最も高い手数料は、住民票500円、印鑑証明600円で、逆に最も安い発行手数料は、先日の上毛新聞にも記載されましたが、長野原町の10円となっております。ほかにも10円とする自治体はありますけれども、いずれもマイナンバーカードの普及促進やコンビニ交付の利用拡大を目的とした時限的なキャンペーンによるもので、期限を定めない長野原町のコンビニ発行手数料は特出しているものであります。

コンビニ発行手数料の内訳に目を向けますと、117円が地方公共団体情報システム、J－L I Sを経由してコンビニ側に支払われ、残りが自治体の歳入となっております。

最後に、コンビニにおける発行手数料の引下げに関しての質問ですが、発行手数料の算出については、受益者負担と公費負担のバランスや他自治体との均衡、財政的な視点などを総合的に判断して設定しているため、慎重な議論を重ねる必要があると考えているのが今の現状でございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○9番（湯本晃久君） はい。

◇ 金 丸 勝 利 君

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、7番、金丸勝利議員。

〔7番 金丸勝利君 登壇〕

○7番（金丸勝利君） 7番、金丸勝利です。一般質問をさせていただきます。

2点質問させていただきます。

初めに、町民、そして来客の皆様の安心・安全のための防火水槽整備について質問させていただきます。

昨年より連日のように火災の報道がされています。今日は、くしくも東日本大震災の14年目ということで、先日、岩手県の大船渡市や、また、長野県の上田市の山林火災では大変な被害状況になっています。被災された全ての方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

過日行われた草津町都市計画審議会において、草津町の防災計画では自然災害の少ない町と位置づけられました。しかし、過去に草津で発生した火災を調べてみますと、明治2年、湯畑を中心に町の90%が焼失し、草津千軒江戸構えと言われた町並みが90%焼失しました。先人の血の出るような努力で、明治15年頃によりやく復興しました。明治36年にも仲町の旅

館 2 軒が火災。明治41年、仲町目抜き通り旅館が10軒の火災、これが新田まで延焼。大正10年、旅館 2 軒の火災。昭和16年、仲町旅館 3 軒の火災。また、昭和39年、草津中学校の全焼。昭和48年、湯畑の旅館が全焼、近隣旅館が半焼。昭和60年には、湯畑の旅館が全焼。

また、その後、近年では、地蔵の旅館で火災が発生し全焼、隣接する店舗 2 軒に類焼と、明治以降、主な火災を挙げましたが、大小の火災も多く、前口地区でも住宅火災などが発生しています。

火災時、発生場所にもよりますが、何度となく消火栓からの水不足や水利の不足が問題になっております。町の中心部は道が狭く、家並みが立て込み、木造の建物も多く、火災が発生すると大火災になりやすい。消火には何より十分な水が必要であります。草津町は白根山系からの湧水による水道利用に頼っています。昨年の春の渇水期の断水は、黒岩町長が先頭に立っていただいて、水道課、また水道業者により白根山系からの原水の増量取り込みがなされて、安心して町民生活が現在送られています。

今から44年前、昭和56年 1 月の豪雪で、大沢川に架かる水管橋の破損事故で数十日間断水がありました。今は万全の維持管理がされていると思いますが、自然災害、そして火災はいつ発生するか分かりません。入り込み客数が400万人に達しようとする草津町。町の中心の設置は無理ですが、周辺の町有地、空き地、そして水利の少ない前口地区に防火水槽の設置が必要だと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

2 点目といたしまして、お子さんが特別支援学校へ通学している保護者の方への通学支援について質問させていただきます。

現在、草津町から中之条町の特別支援学校へ通学しているお子さんは、小学生 1 名、中学生 1 名、高校生の 2 名、計 4 名がいらっしゃいます。新年度もこの 4 名で人数は変わらないそうであります。特別支援学校の送迎バスの最寄り長野原町の大津。通学には保護者が長野原町大津まで週 5 日間、朝夕の送り迎えをしています。過去に、草津町教育委員会として、送迎バスの草津までの送迎を要望したことがあったと聞きましたが、現在でも実現していないのが現状であります。

草津町は、町独自の施策で特別支援学校への通学世帯への年間 3 万 6,000 円の支援をしていることは承知をしております。町長の子育て支援の政策で、小・中学校の遠距離通学費補助金、高校生等就学費補助金など、様々な支援をしていただいておりますが、特別支援学校の生徒さんで小・中学校と高校生との支援の差が生じています。物価の高騰が収まらず、通学に係る燃料費の負担も増大しています。町長の今後の通学支援へのお考えをお聞かせくだ

さい。

以上、2点質問させていただきます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、金丸議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

1点目の質問は、防火水槽の整備に関する内容であります。

今季は非常に乾燥した状態が続き、岩手県大船渡市で発生したような大規模な山林火災や、全国各地で建物火災などが多発しており、世界に目を向けますと、近年は国内外を問わず、海外においても大きな火災や自然災害が後を絶ちません。

当町では、これらのことを背景に、火災に限らず様々な自然災害や危機管理などを想定し、草津町地域防災計画のほか、草津町国土強靱化計画や草津町防災対応マニュアルを策定し、職員の配備や事前対応などに備えております。

このような中、金丸議員からの質問の中で、恐らく草津町消防団誌からの引用であると推察しますが、草津町における過去に発生した大きな火災事故を時系列に示しております。先人たちがその都度、復興に努力したことは間違いありません。

私自身、議員時代には消防団員には19年在籍し、議員になりましてから、その職は辞しましたけれども、そのように消防団員としても一生懸命やってきた経緯がございます。

質問にあるとおり、草津町の地域事情から、山林火災時、または狭小な道路幅の住宅街における建物火災などが発生した場合には、課題として捉えるべき事項が多いことは十分に認識しております。

その問題の一つとなる水の確保という点につきましては、ご指摘のとおり、草津町の生活インフラの生命線となることから、大変重要な課題として取り組み、昨年度、長笹川からの導水管の布設に成功したことから、一定の安心感を得ることができたものであります。

防火水槽の設置を含めた市町村の消防に必要な水利に関しては、消防法に基づき、消防庁が消防水利の基準を定めております。この基準における草津町の消防水利の状況は、防火水槽については草津町全体で45か所、うち、前口地区でも6か所となっております。また、消火栓の設置数についてもデータ上、基準をクリアしている状況にあります。

しかしながら、当町におきまして、有事の際、限られた水を利用し、水圧のバランスを調整しながらの使用や、前口地区の水利については、河川からの水利確保も想定されることか

ら、幹線に限られ、放水延長が長くなり、使用量によっては水圧の低下も想定されます。このため、新たな防火水槽の検討も視野に入れていかなければなりません、設置箇所の選定も含め、予算もかかりますので、時間を見て、そのうちまた判断をしてみたいと思っております。

そういう中で、観光客が大変多くなってまいりまして、町有地について、町の空き地や町有地について、防火水槽の設置が必要でないかとの質問でありますけれども、私の考え方は、もちろんそれが必要だと考えておりますけれども、消防力というのは総合力だと思います。全てのものがやはりバランスよく整っていなければならないというふうに思っております。

そういう中、今年度、吾妻広域圏においては、草津町は最初、草津消防署でスタートして、吾妻広域になりました。そういう時点で、はしご車は持っていたと、唯一、草津町が先進地であった。それが大変老朽化して、今度は屈折はしご車を買うという中で、この予算が実に1億8,000万、車1台でかかるということで、ほかの首長の中から何回火事に使ったという質問がありまして、実際問題それがほとんどないけれども、じゃ、ないから買わなくていいのかと、そういう問題ではないと、私がそういう主張をしているものですから、ほかの首長たちも、やっぱり吾妻郡で1台は必要だということで、これを導入が決定しております。ただし、その日産だか何かの車の車種が変更になるということで、それと色々な状況の中で、これが納期に間に合わないということが出てまいりましたので、じゃ、その問題は解消できるのかといえ、それは時間がたてば解消できる、その間は今現在のも使えるということだと思います。

また、広域消防の本部の消防長が昨年訪れ、消防署の職員を10人増やしたいと。これも首長の中で、人口が減っているのに消防職員をなぜ増やすんだというやり取りはありましたけれども、私は致し方ないことだと。いくら人口が減ろうと、やはり消防業務というのは大変多岐にわたってきて、いざというときは機動力です。だから、草津町も、消防職員と草津町消防団員と両方力を合わせて消火をしていく。

そして、草津町消防団員の優れたところは、サイレンが鳴れば常備消防と同じ、もしくはそれより少し遅れるぐらいで火事現場に到達できるという、草津の消防団員というのは大変そういう意味じゃすばらしいと思います。

そういうものの中で、今、一番悩みなのが、消防団員の人数が減っているということで、もしかすると6分団がもう団として成り立たない、分団として成り立たないという話も聞かえてまいりますので、私からどうしろこうしろとは言わないですけれども、消防団のほうか

らそれをどういうふうにしたいという考えがあれば聞いて、統合させるなり、そういうことも出てくるんじゃないかなと思います。

そういう意味では、人的不足というものも大変消防力には大きく欠けてくるものとおっしゃる中でありまして、当然、金丸議員が言っている水利も大変必要なことだと思います。ただ、防火水槽の、私になってから幾つか造りましたし、防火水槽のいいのはすぐにやる。しかし、それがたまっている水というのは、一定の量を吸い込んだらもうそれで止まってしまうと。ですから、やはり消火栓も絶対必要だと同時に防火水槽も必要だと、そういう意味の総合力として、この消防のものというのを考えていかなきゃならないと思っております。

そして、さらには今年予算にもものっておりますけれども、今、大変高くなりましたけれども、消防車両1台3,200万を投じて前口地区に新しい消防車を入れて置きます。それで、昨年にはポンプ操法大会のときに、かっぱを着ていた姿が一番、草津町の消防団がみすばらしかったということで、これはいただけないということで、頼まれたわけじゃないですけども、私の判断で、消防団員にやる気になってもらうために、新しいかっぱも新調させていただきました。

そういう中で、人的な問題と水利の問題、常備消防も含めて、総合力でこの危機に対応していかなければならないと思っておりますので、前口地区の防火水槽が不足するという認識は持っておりますので、その辺どうするか、非常に場所が広いものですから、そういう中でどうするかは今後も検討してまいります。

ということで、1点目の質問はよろしくお願いします。

2点目は、特別支援学校に通学している保護者への通学支援についての内容であります。

特別支援学校は群馬県立の学校となるため、県立学校設置条例によって管理、運営がなされており、吾妻特別支援学校については、群馬県と吾妻郡との協議によって平成27年4月に中之条町に設置され、開校から10年が経過いたしました。

このような中、令和5年度には吾妻特別支援学校の草津町出身の卒業生を草津町役場の会計年度任用職員として迎え入れ、現在までの2か年、日々業務に就いていただき活躍してもらっております。

現在、草津町からは小学生1名、中学生1名、高校生1名の生徒さんが吾妻特別支援学校へ通学しております。また、そのほかに群馬県立渋川特別支援学校の高等部に在籍している生徒さんが1名いるということであります。過去には、障害の種類の状況によりまして、高崎市に設置されている養護学校に通うお子さんもいたとのことで、通学の件について

は、草津町の地域事情から見ると、かねてより懸念されている課題であるものと認識しております。

このような中、金丸議員の質問は、吾妻特別支援学校に係る内容であるとの捉え方をいたしますけれども、ご指摘のとおり、吾妻特別支援学校に通おうとするとき、開校当時から現在についても、草津町からの最寄りの発着場所として、長野原町にある店舗のスーパー大津の駐車場が利用されております。嬭恋村からの特別支援学校へ通う生徒さんについては、万座鹿沢口駅が発着場所となって利用されております。

質問にあるとおり、草津町としては、これまで発着所を少しでも付近に近づけていただけないか等の要望を群馬県に対して行ってきた経緯がありますけれども、教育長からも切望をしているところではありますが、次年については増便に係る予算化ができなかったとのことであります。

群馬県教育委員会の現状の見解では、路線を延ばす、あるいは便を増やすといった場合には道路運送法等の課題があることや、吾妻郡内の全ての対象児童をスクールバスで移動させようとする場合の所要時間の問題など、クリアしていくハードルが高いということで、県としても、タクシー会社との提携による移動手段が取れないかなど、打開策にも努めているようであります。このようなことではありますが、思うように改善に至っておらず、引き続き検討課題となっているようであります。

ご指摘の小学生、中学生の間で支援の差が生じてしまう点については、当該の世帯には、群馬県特別支援学校就学金奨励費という補助事業について、乗合場所、あるいは学校までの送迎にかかった燃料代は費用弁償がなされている手続きが講じられているということでありま

す。

こうした中、町として、教育委員会が所管となりますが、特別支援学校に就学する世帯に対しましては、町条例の規定により、使用目的は問わず年間3万6,000円が全員に支給されており、さらにご承知のとおり、高校生への就学補助を独自に実施しており、令和7年度からは、さらに1万引き上げ、1人につき年間6万円の補助を行っているものであります。

しかしながら、先ほど申し上げた対象者の中には、車椅子で通うお子さんもいるということで、送迎する家族の負担は相当大きいものだと推察をいたします。

今後も引き続き、草津町の通学者の環境改善を実現するため、教育委員会を中心とした検討会を進め、福祉部局を含め、群馬県との連携によって、対象となる児童生徒や保護者の方々に寄り添った支援ができるよう努めてまいりたいと思っております。

こういう中、私の政策は、福祉というものの、非常に大きな政策の中でどれだけ寄り添えるか、もう一度立ち止まって考えてみたいと思っております。よろしくお願いします。

◇ 有 坂 太 宏 君

○議長（宮崎謹一君） 続いて、3番、有坂太宏議員。

〔3番 有坂太宏君 登壇〕

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂太宏です。

教職員の働き方についてということでお伺いします。

今国会において、教員給与特別措置法、給特法が審議をされています。

文部科学省の実態調査で教職員の勤務時間は、公立小学校で平日平均11時間半（持ち帰り残業を含む）としています。また、全日本教職員組合の実態調査でも、残業の平均時間が月80時間の過労死ラインを超えています。

そして、休職者の欠員補充ができないなど、教職員数が本来必要な数に達していない未配置は34都道府県、11政令都市で4,739人にも上ります。高止まりしていた休職者は全国で7,000人を超えています。教職員採用試験合格者の7割が辞退する地域が出るなど、志望する者も減っています。

業務量に比べ教職員が足らず、授業準備は正規の勤務時間終了後に行うのが当たり前となっています。現場を離れる先生の代わりが見つからずに、忙しさに拍車もかけています。子供たちにとっても教育を受ける権利が侵害されている状況があり、各地の教育委員会も困っています。草津町の現状を教育長にお伺いいたします。

長時間労働を解消するには、業務量に合った定数増と残業代の支給を作る給特法の改正が必要ではあります。しかし、政府は50年ぶりの給特法改正を掲げる一方、残業代に背を向け、本給に上乗せをする教職調整額の増額だけで済ませようとしています。これでは長時間労働の解消どころか助長をさせてしまいます。

そこで、町長にお伺いいたします。

教員不足が問題となっていますが、自治体の責任者として行う小・中学校の運営に支障を来すことが心配されます。学校運営を正常化するためにも、どのような対策を行うか考えていく必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、教育長に4点ほどお伺いいたします。

1つ目、小・中学校の教職員の残業、過密労働の実態を把握していますか。

1、勤務時間にどれだけ翌日の授業の準備時間が取れていますか。

2、勤務時間内に法定の休み時間45分が取れていますか。

②小・中学校における教職員未配置（休職者の欠員補充ができないなど教員数が必要な数に達していない）状況はありますか。

③特配による教職員配置と補助員など町独自の教職員の配置は十分と考えていらっしゃいますか。

④国会で議論されている公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法改定で事態は好転するとお考えでしょうか。

以上、一般質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、有坂議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

質問は、教職員不足の問題に関する学校運営の正常化に関する内容でありますけれども、ご指摘の教員不足に対する持続的な人材確保の問題については、全国的に起きている課題であると認識をしております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正法が平成27年に施行されましたが、この改正趣旨は、地方教育行政における責任の明確化と迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることを目的としたものであります。

同年、この法改正を受けて、草津町においても町と教育委員会とで構成する草津町総合教育会議を立ち上げ、今年度についても2月13日にこの会議を実施したところであります。行政報告でも申し上げましたが、この会議をもって教育の総合的な施策を定める教育大綱の位置づけとなる第3期草津町教育振興基本計画の案を承認したところでもあります。

ご承知のとおり、私が町長に就任して以降、教育費については大幅増となる予算措置をしてきたと自負をしております。特に、今回の質問に係る学校教職員の支援という点に関しては、町としては独自に複数の人員を配置しておりまして、具体的内容については、この後、教育長が答弁いたしますけれども、例としては、教員免許を有した人材の配置や、英語指導助手も委託により配置しております。さらには、教員を補助する学校支援教職員等を配置しており、令和7年度については、これらの人的予算として草津町が独自にしているのが1,800万を計上しているということでもあります。

今後においても、学校設置者として施設の安全面を念頭に置いた管理運営に努めつつ、草

津町の将来を担う子供たちに対して、効果的な教育が受けられるよう、町としても努めてまいりたいと思います。

私からの答弁は以上で、この後、教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、教育長、答弁願います。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） それでは、有坂議員の一般質問に対する答弁をさせていただきます。

1 点目のご質問は、勤務時間にどれだけ翌日の準備時間が取られているか、また、勤務時間内に法定の休み時間が取れているのかという内容であります。

実務内容といたしましては、学校現場へ確認をしたところですが、翌日の準備などについては、週内の授業時間数の勤務時間内に空き時間を利用ができているということ、授業準備、学級学年業務等を行い、休み時間の取得についても、勤務時間内の空き時間を活用して取得するように配慮をしているということでございます。しかしながら、個人差があり、勤務時間外に時間を要することがあるという報告も同時に受けております。

2 点目の教職員未配置の状況があるのかという内容でございますが、令和6年度中においては、草津町を含む吾妻郡内では未配置は発生しておりません。しかしながら、県内の教員不足は深刻であり、令和7年2月1日現在の時点で43人の欠員が生じております。前年同時期より14名増えているという報道が先頃なされておりました。欠員は東毛地区から拡大が始まり、それを補うために県央部に波及をしているという状況であるということです。今後は、吾妻地域への影響も深刻なものになるのではないかと危惧をされております。

3 点目の特配による教職員配置と補助員などの町独自の教職員の配置について、十分であるかという内容でございますが、まず、特配につきましては、教員不足による縮小方針が示されており、次年度は当初の要望どおり配置を受けることが見込まれております。特に次年度からは、以前より要望しておりました外国人対応に係る者として、小学校に日本語特配を配置していただける見通しがございます。ほかに、従来から配置されております児童生徒支援特配や小学校における教科担任制特配等を引き続き配置できる見通しとなっております。

次に、補助員についてですが、先ほど町長から答弁がありまして、草津町では町が独自に配置する職員といたしまして、マイタウンティーチャーと学校支援員、さらに学校特別支援員を配置しております。このうち、マイタウンティーチャーについては、教員免許を持っている者を採用、配置しており、直接的な指導はできませんが、正規教職員を補助しつつ、児童の学びをサポートしております。

学校支援員は、児童生徒の学校生活を支える庶務について広く対応をしており、また、特別支援員については、障害等、特別な事情を持つ特定の児童について寄り添いつつ、その学校生活をサポートしております。急速に増えつつある外国出身児童生徒への対応など、今後とも状況は絶えず変化していくものと思われませんが、まずは、持ち得る人員で柔軟に対応を図り、必要と判断する場合には、遅延なく人的な面も含めた対応について、町部局と調整を図ってまいりたいと考えております。

4点目で、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法改定で事態は好転するのかという内容であります。

教職調整額の増額は、教職員の時間外の手当としては一定の効果はあると思われませんが、長時間労働の根本的な解決にはつながらないのかと考えております。現在、働き方改革の下、業務の効率化、改善は各学校で取り組んでおり、長時間労働の解消に向けた意識改革が進み、少なからず時間外労働も減少しつつはありますが、中学校では部活動改革が進んでいないため、負担感が依然として根強い状況にあります。今後とも、引き続き教職員の多忙化解消に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、有坂議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですね。

◇ 安 齋 努 君

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、2番、安齋努議員。

〔2番 安齋 努君 登壇〕

○2番（安齋 努君） 2番、安齋努でございます。

本日は、草津温泉歴史の散歩道、小径整備等について質問させていただきます。

今回、令和7年3月議会において、草津温泉歴史の散歩道、小径整備による観光振興について一般質問させていただきます。

温泉門駐車場新設により、駐車場を利用し町内を散策されるお客様が増加し、本町通りも大変にぎわいを見せております。湯畑、西の河原公園、大滝乃湯、御座之湯や裏草津等、名所巡りのお客様が宿泊、日帰りを問わず多く見られます。

これからは草津町の誇るべき歴史をより多くの町内外の方々に知っていただくことも大変意義深いことと考えております。町内の観光名所を散策して、日本一の温泉地、草津温泉の今日までの発展の歴史を巡りながら、草津町の魅力をより多く味わっていただくことにより、

草津ファンが増え、町のにぎわいが一層高まると考えます。

温泉門駐車場から階段を上がり、道の駅に向かうと、修験道が白根山の噴火鎮静を祈った祈禱壇、旧白根神社、ツツジやモミジの高原植物園、道の駅、草軽電鉄軌道跡、温泉駅跡、運動茶屋の碑、そして温泉門足湯から下ると、入り口番所跡、紅葉公園から湯畑、頼朝公御座石、将軍御汲上げ碑、さらに石段を上がると、日本三大薬師光泉寺薬師堂や五重塔等、多くの草津温泉の歴史を語る草津温泉の歴史の小径として、草津温泉を訪れたお客様に紹介するだけでなく、改めて町民、小・中学生が郷土の歴史を知り、ひいてはそれが郷土愛にもつながると考えます。

散策道の整備や史跡巡りマップ等の作成について、町のお考えをお聞かせいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、安齋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

歴史と観光を織り交ぜるという安齋議員の考え方について、観光地施策を政策の柱に掲げる私としては同様の認識であります。観光施策の推進においては、100年先を見据えた付加価値の高いまちづくり、そして、景色づくりはまちづくり、ある意味では、まちづくりは景色づくりという言葉を使いますが、こういう理念で観光振興を進めているところであります。

ご承知のとおり、町の再生、活性化のスタートとなったのは、町のシンボルである湯畑の再整備事業であります。御座之湯、熱乃湯、湯路広場などの各時代の趣を生かし、華やかに、そしておしゃれな空間を演出したことが、若者たちを中心に、いわゆる映えるスポットとして多くのお客様に支持されております。

そして、安齋議員が質問の中で触れているように、温泉門や中央通りの修景事業が完成したことによって、草津町に訪れる多くのお客様が温泉門駐車場を拠点として町内の各施設を散策するなど、人の流れの変化が起き始めております。このことは狙いどおりの展開であり、現在は魅力創出事業の展開として、湯畑から滝下通りの修景事業の基本構想を立てる事業を開始し、令和7年度からは中央通りの再整備事業を湯畑まで延伸するための実施設計を行う予定であります。

さらに、今後は湯川など、つまり昔の群大病院跡地のところから湯川を通り、大滝を過ぎ、湯畑に代わるそのルートについても観光資源になるという判断をしております。将来はその整備をしていくべきだと思っております。これは、東西南北を見たときに、一番今、手をつ

けなかったのは東側エリアでありますので、そういう意味からも、この東側のエリアの整備というものは必要になってくるものと思っております。

そして、何よりも草津町の一番の魅力はコンパクトシティです。この小さな中にいろんなものが点在して、お客様が歩いて全て見えるということが、草津の非常に大きな売り物になってきたと。この間、ある方が行き会ったとき、町長、何で草津温泉こんなに客が増えたんだろうねと言うんです。だから、私はこう言いました。今までの草津温泉は湯畑だけだったと。湯畑も、果たしてそれがお客様に見える景色だったかという、それはノーであると。その整備から始まって、西の河原、それから裏草津地蔵、さらには温泉門ということで、お客様が歩いて楽しい景色が草津中に広がり始めた。さらには、今度は天狗山にもそれが拡大して、さっきも答弁いたしました、スキーをしないお客様が天狗山に随分足を運ぶようになった。これコンパクトシティの私は最大の利点だと思っております。

そういう中、質問の中で散策の整備、つまり歴史巡り、大賛成であります。なぜかという、草津町は非常に歴史が古い町で、いろんな説もありますし、光泉寺は1200年前からあるという説もあるし、そういう中で新興温泉地のまねのできないのは歴史です。歴史に裏づけられた草津温泉だからこそ、私は、その中で劇的に変わったおしゃれ感の草津町が受けているものと思っているものであります。新興温泉地に絶対まねのできないのが歴史です。ただ、歴史の上にあぐらをかくのではなく、その中でやはりお客様に支持される変化もしていかなきゃならないということでありまして、そういう中で歴史は大切にしたいというふうに私も思っております。

議員がおっしゃるとおり、温泉門駐車場から道の駅方面に向かう歩道には、祈禱壇跡があります。「草津温泉の文化財」の冊子によると、この場所から真西に草津白根山の山頂が望まれ、中世以来、修験、山伏によって草津白根山への遙拝が行われたものと考えられ、山岳信仰の遺構として保存管理が必要とされる由来ある文化財であると思います。

令和7年度においては、このエリアの整備として、温泉門駐車場から道の駅に上がる階段から先の歩道整備を行います。この箇所は運動茶屋公園となりますが、皇大神宮入り口付近には平久塚と言われる旅の僧にまつわる塚も存在しており、歴史を語る道として期待をされております。こういう整備を改めて原点に立ち返り、草津の歴史の整備というものはしていきたいと思っております。

それと、歴史ではないんですが、私、歩いてみて、あそこに大きなダケカンバ2本あるんです。これは海拔が低いところには自生しない木なんです。それが皇大神宮の周りにあると。

これも1つの自然の財産だと判断しております。それも1つの売り物になるんじゃないかなろうかと思います。そういう中でこの辺を整備してまいりたいと、そして、温泉門と道の駅をつなげていきたい、まさにつなげる町づくりというものをしていかなければならないと思っております。

もう一点の歴史マップ等の作成という提案に関しましても、これについても検討し、前向きにしていまいりたいと考えております。

今日まで草津温泉が発展してきた歴史を改めて学び、先人たちの絶え間ない努力を正しく継承していくことは、町民及び次世代を担う子供たちにも郷土の歴史を語り伝えていくことにつながり、その歴史を観光資源に結びつけるという取組は、まさに地域資源の掘り起こしとなる可能性を秘めているものと思います。

このため、町の文化財を所管する教育部局や観光振興を所管する観光課との連携によって、文化財を巡る歴史の散策のようなルートや、観光客向けのQRコードを活用した散策ルートなど、様々な角度から研究を進めてまいりたいと思います。

町民の皆様がこのあれを見ていらっしゃったら、いろんな過去の歴史等の詳しい方がいたら、ぜひ町のほうにもそういう情報をいただければ、そういう歴史を巡る、改めてそういうものをルートをつくっていききたいと思っておりますので、非常に前向きにこれは進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 以上で一般質問を終了いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、町長より3月定例会の閉会に当たり挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

町長、お願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、議案を通していただきましたことについてお礼と、町の決意というものを改めて述べさせていただきたいと思います。

令和7年度第1回定例議会で上程させていただいた議案につきましては、議員の皆様は熱

心かつ慎重な審議を賜り、令和7年度の当初予算をはじめ、35本の全ての議案について議決をいただきましたことを感謝申し上げる次第でございます。

特に、新年度予算に当たっては、8つの全会計で85億4,800万という非常に大きな金額について審議をいただき、とりわけ一般会計におきましては、過去最大となる56億6,300万の予算内容についてお認めをいただきました。

私が15年前に就任したときの一般会計の予算は37億、これが精いっぱいでした。つまり、財源がないということの中でスタートしたわけではありますが、それが56億まで予算が組めることになったわけでもあります。これだけの予算が組めるということは、私一人の力ではなく、議会の皆様の、町民の皆様の協力があって財政改革も進み、そしてお客様が増え、税収も好転してきた中でこういう予算が組めるものと判断しているものであります。

議決をいただきました全ての予算については、効果的でより一層効果の分かる運営ができるよう、職員と一丸となって活気ある草津町行政運営に努めてまいりたいと思います。

町づくりに関しては、先般の衆議院予算委員会地方公聴会において、私、初めて公述人に選任されて参加したのでありますが、人口6,000人規模の小さな町に400万人の観光客が訪れる町づくりを行ってきたということで、大変、安住団長をはじめ議員の皆様も驚かれておりました。地方の人口を増やすことは誰も考えることですけれども、言うは簡単ですけれども、なかなかそれを実行するのは難しい。そういう中で私の地方創生というのは、交流人口を増やすことも地方創生の大きな役割であると。つまり、6,000人のところへ400万人を迎えるという、これが新たな考え方の地方創生の一つだと思います。これを予算委員会の公聴会で述べてまいりました。

そして、この予算の中には、私がもう町長にさせていただいたときから述べたものが、福祉と観光が両立する町づくりというものを、これを大前提に予算編成を進めてきたものであります。そういう中で、やはりお客様を増やさなければ財政もうまく回らないという中で、それをやりながら福祉も同時に進めてきたということで、非常に今まで好循環で進めてきたものと思っております。

しかしながら、あるところでこういうふうに申し上げましたけれども、好調なときほど危機感を持つべきであるというのが私の今まで政治の流れです。この好調の流れの中で、やはり有頂天になっていきますと、天変地異や、ある意味では世界的な地政学的な問題で、また観光地というのは大きな左右をされるところでございます。好調なときほど、やはりきちんともう一度気を引き締めて、あの苦しかった16年前、15年前のことを思い出して、さらに町づ

くりというものは進化し、進めていかなきゃならないものと思っております。

今日認めていただきました予算について、何度も繰り返しますけれども、効果、効率の上がる手法を職員と一丸となって取り組んでまいりたいと思います。今日全ての議案を認めていただいたことに改めて感謝を申し上げ、私の御礼の言葉といたします。ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、私のほうから、3月定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

3月といいますと、いろいろ行事が重なる時期でございまして、また、日本における災害におきましても、80年前は東京の大空襲が3月10日頃ありました。そしてまた、3月11日には東日本大震災、これも大きな災害が日本列島にあったわけでございます。草津町は幸い戦災にも遭わず、そしてまた大きな災害にも遭わず、ここまで発展してきたわけでございます。

そのゆえをもちまして、町長からも説明ありましたように、総予算八十数億という大きな予算を当議会でも議決をしたわけでございます。この大きな85億4,800万という予算の執行につきましては、町当局の努力もさりながら、やはり町会議員といたしましても、一人一人が町民に目を向け、この予算が町民の生活の安全・安心、そしてまた草津町の発展のために、より多く効果が上がるよう私どもも見守っていきたいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけれども、3月というのは大相撲でいいますと春場所、荒れる議会と言われておりますが、草津町は荒れることもなく推移しているわけでございますが、これから7年度、どういうふうに展開するか分かりません。しかしながら、皆さん11人、力を合わせて、町発展のために町行政と共に進みたいというふうに思っております。

今日の町長のお話のように、本当に全国の観光地の中で一番復興も早く、そしてまた、より発展しているという町といたしまして注目されておるわけでございますが、これに気を緩めず邁進していかなければならないというふうに思っております。どうか議員の皆さんも力を合わせて町の発展のために尽くしたいというふうに思っております。どうぞこれからもよろしく願いいたします。

本議会の終了に当たりまして、本当に皆様方のご熱心な討論、またご進言等々いただきまして、町当局もそれに報いるように頑張るというふうに思っております。これからも町議会、そしてまた町と共々、力を合わせて町の発展のために尽くしてまいりたいと思います。

以上で終わります。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 宮 崎 謹 一

署 名 議 員 安 齋 努

署 名 議 員 湯 本 晃 久